

第八十七回国会

参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和五十四年五月八日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

野田 哲君

補欠選任

高杉 迪忠君

五月七日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

橋本 敦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

対馬 孝且君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

片山 甚市君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

上原 正吉君

亀長 友義君

竹内 潔君

福島 茂夫君

森下 泰君

高杉 迪忠君

目黒今朝次郎君

安恒 良一君

渡部 通子君

橋本 敦君

柄谷 道一君

下村 泰君

衆議院議員

修正案提出者

向山 一人君

国務大臣

厚生大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

政府委員

大蔵省主計局次

長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭

局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁年金

保険部長

労働省職業安定

局長

事務局側

常任委員会専門

員

大蔵省主計局主

計官

文部省初等中等

教育局地方課長

加戸 守行君

安原 正君

今藤 省三君

説明員

大蔵省主計局主

計官

文部省初等中等

教育局地方課長

加戸 守行君

安原 正君

今藤 省三君

本日の会議に付した案件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(対馬孝且君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

また、昨七日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として橋本敦君が選任されました。

○委員長(対馬孝且君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明はすでに聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 本日は、国民年金法等の一部修正に対する議論であります。すでに委員長長の御裁断で十一日の日に年金の集中審議をやる、こういうことを聞いております。これは、御承知のように年金の答申が出たし、それに基づいて厚生省の作業も始まっている、こういうことを聞いております。そこで、きょう私に与えられた時間には五十分しかございませんので、その範囲内で、まあざっくりとらんきに申し上げますと、きょう十一日と二日間にはわたって質問をする、こういう前提の中で問題をお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

わが国が急速な高齢化の社会になる、こういうことについてはすでにいろいろ議論がなされているところであります。しかし、これが大体三十年から三十年後にはヨーロッパでも経験をしたことのないような、大体昭和八十年から昭和九十年代にはさらに高齢化が進むと、こういうことを聞いています。そこで私は、そういう高齢化に対してどのように対処をしていくのかという問題について、実はきょうは官房長官にも御出席をお願いしてありますが、官房長官は時間の都合で後だということですが、全体のこの老人問題をどうするかというところについては官房長官御出席のところ、厚生大臣、それから大蔵省、労働省、関係各省全体でひとつ御答弁を願いたいと思います。

ので、ちょっと質問の順序が狂ったんですが、官房長官がお見えになった時点で基本的な問題についてはあれをしたいと思っています。

そういう中で、高齢化社会に対応する諸政策の重要ななかめの一つとして私は年金という問題があると思います。これは御承知のように老人になればなるほど所得が減ってまいりますから、老人の生活保障のためにはどうしても年金が重要だと思えます。そこで、私は去年も年金改正のときに本委員会におきまして小沢厚生大臣に対して、国民年金等の一部改正をする法律について去年はやりとりいたしました。が、五十二年改正の枠と、今年でかなり去年はやりとりしたわけです。しかし、私は去年のとき、五十二年の枠だけでは問題が済まないんじゃないかと。そこで、小沢厚生大臣以下関係の局長はぜひ一年間検討してもらいたい、こういうやりとりにはなっているわけですが、一年間はぜひ検討。というのは、自分も厚生大臣になったばかりだから、二つの審議会から答申を受けてまだ検討中であるとか、こういうことであつたわけです。去年四月の二十五日に議論しているんですが、ちょうどもう一年たつてしまつております。そういう上に立ちまして、これは大臣はかわられたわけです。しかし、年金局長以下は引き続いて議論をされておりますし、そこで年金制度の基本懇談会の答申もすでに四月の十八日に出ております。でありますから、これらの問題を踏まえて、目指すべき年金制度の改革の方向と明確な計画ですね、このことについて大臣としてどのような考えをお持ちなのか。

いま一遍申し上げますと、目指すべき年金制度の改革の方向と明確な計画について、これは去年の議論を踏まえた上、さらに去年以降答申等も出ておりますから、今日においてどのようなことをお考えなのかということについて、まず大臣の考

え方を開かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 安恒委員より御承知のように、私どもがこの年金制度基本構想懇談会の御報告というものをいただくことを前提にいままでも国会で御答弁を申し上げてまいりました。

この報告の中で指摘されておりますように、確かに現在のわが国の年金制度の中にはさまざまな問題がありまして、総合的な観点からの見直しも必要でありまして同時に、長期的な展望に立つて計画的に改革を進めていく作業というものも当然必要なことでありまして、私どもとしては、この懇談会の御意見をちようだいをしたこれを踏まえまして、段階的、計画的に改正を進めてまいりたいと考えております。

その報告の中におきまして幾つかのポイントが指摘をされておりますわけでありまして、その中で、早期の着手または改善を図る必要があるとされております老齢年金の支給開始年齢の引き上げの問題でありまして、また、従来から非常に議論の多かった遺族年金の改善の問題、また福祉年金などの経過的年金の引き上げ等につきまして、は、社会保険審議会及び国民年金審議会に御検討をお願いをして、その御意見をいただいた上で厚生省としての具体案を明らかにしたいと考えております。そこで、これらの改革を実施するため、厚生年金保険及び国民年金の次期の財政再計算を明五十五年度に行いたい、そのように考えております。

また、さらに長期的な課題として提起をされております幾つかのポイントで、一つは被用者の妻の任意加入制度の問題、これにつきましては早急に厚生省としても検討を行ひまして、できるだけ早い時期に結論を出したいと考えておりますが、これはちようとして五十五年度の再計算には、私どもとしては間に合うだけのスピードで作業を行うことについてはちようとして自信がございません。

また、各制度間で共通の基準のもとに財政調整を行えという部分につきましても、これは相当慎重な検討を要する問題でありまして、多少時間を

かけさせていただきたいと考えております。

また、報告書で指摘をされております問題のうちで、四月二十七日に開かれた公的年金制度調整連絡会議の席上、厚生省側からは基本懇談会の説明を行ったわけでありまして、共済組合関係の給付水準、給付体系、支給開始年齢の問題につきましてには各共済それぞれにおいて検討を行つていただきたい、経過的年金の引き上げにつき、各年金制度の共通の負担とする考え方につきましては、できるだけ早い時期に厚生省が具体案を作成して提案を行うというのを申し上げておりました。私どもは、五十五年度予算編成等との絡みも考えまして、概算要求締め切り直後ぐらゐまではこの考え方をこの連絡会議の上に提起をいたしたいと考えております。

また、年金数理委員会の設置につきましても、できるだけ早い時期に厚生省として具体案を作成して提案を行うというのを申し上げておりました。これは概算要求に乗り得る時期に結論を出したい、具体案を作成したい、そのように考えております。

また、業務処理体制の合理化、一元化については、小委員会を設置して関係各省で協議を行うという方針につきまして御賛成をいただきましたので、これは間もなく発足をさせる考え方でございます。

で、以上の諸点のようなものにつきましては、今後この連絡会議の席上、幹事会において検討をしていくという作業スケジュールを決めておるところでございます。

○安恒良一君 どうも、長く社労をやられました橋本厚生大臣としての答弁は、全く私は平面的だと思ふんです。いま言われたようなことはもう新聞にもすでに書いてあるわけですよ、厚生大臣談話というところでかなりですね、まあ断片的でもあることは、そういうことからさらに一歩突っ込んだことをお聞きをしたいわけでありまして。それはなぜかという、これが発表をされましたときに、

一斉に新聞が年金懇談の答申に対して取り上げています。たとえば代表的な見出しを一つ読みますと、「心」忘れた年金改革報告」「吟味された懐石料理を期待していたら、かんたんなお茶づけでお茶をにごされた」といった落胆を禁じ得ない」などという見出しがいろいろついているわけ

です。私は、ここで各学者先生等を中心とする年金懇の皆さん方を非難をしようということも言っているわけではないわけですよ。まあ年金懇は年金懇の限界で出したろうと思うわけですよ。ところが、それを受けた厚生大臣なり、まあ後から官房長官おいでになります、政府としてどうするのかというところは、単なるお茶づけであつてはいけなかつたと思ふんですね、やはり懐石料理を用意していかねばならぬ。そうしますと、すぐまたぞろ、あなたはいやこれは社会保険審議会なり社会保障制度審議会と御相談をしないと、こうくるわけですよ。御相談されることは決して悪いことではないわけですよ、御相談されることは。しかし、私がいまお聞きしているのは、これから御相談をされることの中身についてどういうことをお考えなのかということ、御相談をされる中身についてお聞きをしようとしておるわけですよ。そういうことを言いますと、いやまた審議会からしかられるなどという答弁が返ってきますが、私はそういうことはないと

思う。問題は、大臣がいままで一年間なり、事務当局はいろいろ国会の附帯決議等を受けて研究をされ、さらに具体的に年金懇が具体案を出した、そういうものを受けて改革のポイントをどういうふうの中に身をさせるかということでありまして、たとえば、一つの例を言いますと、遺族年金の引き上げというふうな問題についても、どの程度どうするかという問題が出てくるわけですよ。そういうことについて私はお聞きをしたいわけでありまして、いま少し、たとえば当面三点やりたいということをや言われました。支給開始年齢の引き上げ問題について、それから遺族年金、それから、いわゆるこの答申の中でも一番落ちておりますところの経過年金ですね、経過年金については

政策的に考えればいいということでも全く逃げてしまつています。しかし、私はこの経過年金というのは非常に重要なことだと、というのは、制度発足の当時高齢であつたために年金の恩恵を受けないということである老齢福祉年金、五十年年金、十年年金等の経過年金があるわけですから、そういう経過年金等について、どういうふうな具体的にしようとしておるのか、こういう点について大臣が国会の委員の質問に対して自分はいくいう意向を持っているんだということを答へになることは、審議会軽視ではないと思ふんですね。その意向に基づいて審議会が十分議論をして、イエス、ノーとか、プラスするものはするとか、もしくは国会の中でもそういう大臣の考えを踏まえて、たとえば十一日も集中議論をするわけですよ、議論をする。そういうものを聞きながら、最終的に大臣がやはり最後の案をお決になると、これが私は民主的な運営だと思ひます。そういう意味から言いますと、少しいまあなたがお考えになつておられますところの中身について、どういうふうにしていくかとするのかということをお聞きを願ひたい。それに基づいていろいろ質問なり意見を申し上げたい、こう思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは安恒委員、審議会と厚生省との関係等もよく御承知の上で御質問でありますから、あえてその辺について私から申し上げることは差し控えたいと思ひますが、いまお話しになりましたような諸問題、確かにそれは間違いありません。これは今回国会に私どもが御審議をお願いをいたしました国民年金法、予算審議の過程における各党の話し合いというもののから、衆議院の社会労働委員会において老齢福祉年金を中心にして修正が行われ、それに連動して五十年年金の金額等についても修正を受けたわけでございます。この点は国会の御意見を私どもは忠実に実施いたしましたわけでありまして、一方では老齢福祉年金の金額と五十年年金、十年年金との額のバランスが崩れたという問題も生じておるわけでありま

して、これは安恒委員が御指摘のとおりでございます。

一方、国民年金制度において、経過的年金の水準を引き上げるべきだという要請はあるわけでありませうけれども、一方では長期加入者の本来年金の給付水準について長期的な費用負担等の面からの制約もあるわけでございます。ですから、私どもとしては五十五年度の再計算を行うというところを申し上げております。この老齢福祉年金額、また五十年年金等拠出年金額のバランスについては、国年審等において十分な御審議を受けた上で決定をしたいというのがいまの心境でございます。

また、支給開始年齢の問題は、私どもがこれを避けて通ることのできない問題であると考えておりますが、この年金額の答申が出された時点において、その六十五歳支給開始年齢を引き上げるといふところにある程度問題点がしぼられて報道をされ、また細部にわたってその辺についての論議がなされておられた結果、直ちに、いきなり五十八、九の方まで六十五歳に支給開始年齢を引き上げられるかのような不安を国民の方々にも持たせてしまったらいいとはいいたしません。私どもとしては、これを二十年ぐらいの時間をかけて改善をしていきたいと考えておりますが、同時に、それには前々から申し上げておりますように、雇用情勢でありますとか、あるいは定年制の施行状況でありますとかといった他の要素との絡み合いもあるわけでありまして、この答申をちようだいしました直後、労働大臣にもこの定年制の延長の問題について協議をお願いをし、労働省としても昭和六十年までにまず六十歳定年というものの実現を図る、そしてその後段階的に定年制の引き上げを図っていく、終局的には七十年代のいつの時点かに六十五歳定年まで持っていくたいという考え方を基本的にお述べをいただいているわけでありまして、こうした問題との組み合わせの中でやはり私どもは対応していかなければならぬというのが現状でございます。

ます。

○安恒良一君　まだ中身がかなり抽象的なんですが、時間がありませんから、きょうはその中の問題の一つだけにしぼって少しお聞きをしたいと思うんです。

そこで一つ、大蔵省からお見えになっていると思いますが、私はきょうは支給開始年齢のところでだけに問題をしばって少しお聞きをしたいと思うのですが、現在共済年金の関係が内閣委員会でいろいろ議論されているわけですね、これは関係委員会の中で、そこでは、支給開始年齢を現在の五十五を六十歳にする、それからスライド制の問題等が中心になって関係委員会である議論されている。ところが、一方年金の答申は共済を含めて六十五歳と、こういうふうな年金から答申をされている。まあいま厚生大臣ははっきりおっしゃいませんでしけれども、新聞を見る限りにおいては、どうもこの答申の中そこだけはいち早く厚生省も御賛成をされ、ややまみ食ひ的に二十年の経過をかけてしたいなどということ、新聞を見る限りにおいては、ちらほら出ています。そこで私はあえて厚生大臣にそのことを聞いてみたくて、そうしますと、もう出発点から、共済年金はことしから改正をして二十年の経過措置で六十歳にしたい、一方厚生大臣の方は、来年の再計算の時期に、はっきりおっしゃいませんけれども、大体年齢の引き上げについて出したいということですね。そうすると、厚生年金は現行六十歳になっていきますから、そこそこについてまたざらわゆる官民の支給開始年齢の格差、こういう問題が出てくると思います。

そこで、きょうは大蔵省からお見えになっていますが、大蔵省の方の共済担当としてはどういうふうにされるつもりなんですか、このところを、厚生大臣は来年度の再計算時期に支給開始年齢を引き上げたいと、こうおっしゃっていますから、それは恐らく経過措置をつけてということでしょうから、二十年から二十年、共済を含めてと、それから、この年金の答申もそこそこ

は触れてないんですよ。どうしろとは触れてない、年金の答申もよく読みましたがね。ただ、共済を含めて六十五歳にしたらどうかと、こういうことは触れていますね。ですから、この点についてきょうは大蔵省からお見えになっていますから、一方はもう現在すでに本国会にかかっていることなんですから、それとの関係はどのようにされるおつもりなんですか、その点について。

○政府委員(河野徹映君)　ただいま御指摘がございましたとおり、共済組合の方におきましては、現行の支給開始年齢五十五歳というところに相なっておりますのを、五歳引き上げて六十歳に経過措置を設けながら段階的に引き上げてまいりたいと、かように考えまして今国会に御提案申し上げておるわけでございます。現在厚生年金におきましては支給開始年齢が六十歳、共済組合におきましては五十五歳と、五歳のいわば格差があるわけでございます。私も今回これを五歳引き上げて六十歳にしたいと考へましたのは、第一に共済年金財政のやはり長期的な安定化に資するといふふうなねらいがございます。また現実の問題といたしまして、公務員の退職年齢といふものが高齢化してまいりまして、現在六十歳ちょっと、こういうふうな状態になっておるわけでございまして、そういう点に着目いたしまして五歳引き上げるのが妥当であろうと、かように考えたわけでございます。

一方におきまして、確かに年金制度基本構想懇談会の今回の御報告によれば、六十五歳に引き上げるのが適当ではないか、こういう御意見もございまして、何分にも五十五からその引き上げを図るといふふうな点でまいりますと、かつて厚生年金でございました五十五から六十歳に五歳引き上げた、こういう事例等を踏まえて、私も当面の措置といたしましては、やはり共済組合の支給開始年齢につきましても五歳引き上げて、まず六十歳に定着させるといふことが現実的であり実際の措置であろうと、かように考えたわけでござ

ざいます。

将来の問題でございまいしうが、その六十歳をさらにどうするかということにつきましては、私どもまだ具体的な考へを持っておりません。共済組合のやはり年金制度と申しますのは、公的年金の部分といふものと、それから公務員制度のやはり一環を担うと、こういう性格もあわせておるわけでございまして、将来の公務員制度の姿とか、他の公的年金制度の動向等も踏まえながら検討を将来において進めることがあろうかと思ひますが、現在の私どもの考へといたしましては、当面この六十歳の支給開始年齢を定着させるといふべきものであろうと、かように考えております。

○安恒良一君　いや、そういうことで、いまも官房長官に出席の要求を急いでいるのはそういうところにあるんです。それはなぜかというところ、いわゆる大蔵省としては、共済年金担当だものだから、これはこれから二十年かけて六十歳にしよう、こう言われているんですね。厚生大臣はその点どうですか。いま年金は経過年金を置いてどっちも六十五歳にしろと、こう言っている。あなたはどうされようとするんですか、来年出されるときに、そのところをまず聞かしてくださいます。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　私は厚生大臣としての立場でございまして、これは厚生年金と国民年金を所管するということでありまして、直接権限を共済に持つておりません。ですから、私としては、これは厚生年金及び国民年金につきましても、所管大臣として物を考えるということがまず大前提でございまして、その中において、厚生年金そのものの支給開始年齢の引き上げの問題は避けて通れないと先ほど申し上げたわけでありまして、ただし、共済が私は六十歳からの支給開始年齢に引き上げたことは一つの前進だとは思ひますけれども、やはり年金制度全体というものを考える場合においては、将来において共済もやはり同じように支給開始年齢はそろえていくべきであらうと、かように思っております。

○安恒良一君　どうも、将来においていって

共済はこれから二十年かけて六十になるわけですよ。あなたの方はこれから二十年かけて、どうもえらい遠慮されて厚生年金を六十五歳にすると、こう言われているんです。国民年金はすでに六十五歳になっているんです。そうするとまた二十年以上ずっとそれが続くわけですよ。ところが、年金の答申はそんなこと書いてない。そこで、これはまあここからなることとあなただち両方とも答弁できないということになるわけだから、これは官房長官に求めてもうとして、官房長官来るまでちょっとお聞きしたいんですが、なぜそれならば、いわゆる支給開始年齢を引き上げるかというところになりますと、一つはあれでしょう、財政問題でしょう。これは大蔵省も厚生省も異論がないところですね。財政問題に一つの原因がある、大きな原因が。そういうことでしょう。いいですかそれは。厚生大臣も大蔵省の方も支給開始年齢の引き上げは一つは財政問題にある。それだけじゃないと思います。そうしますと、私はいま財政状態がどうなっているかというところで、共済年金の方が早く財政難に陥るんですよ。たとえば、二十年後の昭和七十五年、厚生年金は十人加入者で年金支給者は大体約二人ですよ、これは二人です。共済年金の場合には十人加入者を賄わなきゃならぬ。これは二十年後ですよ、七十五年。さらにこれが八十年となっていけば、共済年金の方が——そういうのに、いまあなたがおいしやったように、これは大蔵省にお聞きをしたいんですが、長期的な安定化ということで厚生年金は来年から二十年かけて六十五歳になる。共済年金はこし決めてこれも来年からということになるでしょうが、二十年と。これは全く相矛盾するんじゃないですか、財政の安定ということとを考えると、財政のより苦しいのは共済の方が苦しいんだから。そうしますと、しかも年金の指摘というのは、私は何も六十五歳に全部そろえろという意味で言っているわけじゃないですよ、そういう矛盾点を包蔵したままやるといふところに大きい年金には国民の問題がありはしないか。少

なくとも、私は年金を、雇用された労働者の年金と自営業者の国民年金、この二本立てでいきたいと。

ちやうどいいところに官房長官来ていただきまして。実はいま官房長官ね、こういうことを御質問をされているわけですよ。実を言いますと、現在共済年金はすでに法改正を内閣から提案をされておりました。そしてこれは、現在五十五歳を六十歳にしたいと、こういうことになっているわけですね、それがため二十年経過措置が必要だと。厚生大臣は、ここの年金の答申を受けてまして、来年度の改正のときに現在の厚生年金六十歳を、六十五歳と引き上げたいと、年金の答申は、共済年金も厚生年金も含めて被用者年金はやはり六十五歳に支給開始年齢をそろえたいと、こういう提起をされているわけですよ。ところが、あなたがおいでになる前に大蔵省に聞いたら、大蔵省は、いやいま案を出してございまして、やはり二十年かけて六十歳に持っていきたいと、こう言っているわけですよ。厚生大臣は、いや私は共済は所管ではありませんから、私の所管である国民年金はすでに六十五歳になっているし、厚生年金は六十歳ですからこれはひとつ六十五歳にしたいと、こう言っておられるわけですよ。ところが、

ことについて、厚生とこの水準は合うかと、こう思っている。しかし、これに、後からいろいろ開きますけれども雇用問題がありますから、何も雇用問題ばかりで手放しで賛成しているわけじゃない。しかし、年金という観点から見ますと、やっとな共済と厚生が六十歳にそろうと、こう思っておったところにそういうちやうどをされる。

し、一方避けて通れない問題としては人口の高齢化、これが大体昭和八十年ごろになりますと約ヨーロッパ並みの老人国になる。八十年越しますとヨーロッパでも経験したことのない高齢国家になる。こういう現実の姿は避けて通れません。それから、わが国の将来の経済社会を確実に推測することはだれしも困難なことだと思います。五十年先の経済がどうなっているかとか、そんなことなかなかできない。しかし、あえて、できないんですが、そういうことも含めましてやはり何か方法を考えなきゃいかぬだろう。

そこで、まず官房長官にお聞きしたいんですが、年金の答申を出しました。そこで、どが大蔵省が中心になって、もしくはどういう機構で年金の改正をこれからやられるのか。それはどういうことかというところ、厚生大臣所管が国民年金と厚生年金、船員年金ですね、大蔵大臣がいわゆる共済、それから三公社五現業、これは一応運輸大臣というところになってますね、所管大臣は。地方公務員は自治大臣、こういうふうになってます。このほかに、総理府には公的年金制度調整連絡会議というのがありますね、そういう政府機関があるわけですよ。ところが、私は官房長官にお聞きしたいことは、老齢化社会にどう対応していくためには年金だけではいけません、この問題は。これは後から順次質問を展開していきますが、年金と雇用という問題は年金支給開始年齢のときに重大な課題でありますね。それから、老人の生きがいという問題は、一つは私は、やはり所得保障については、まず直ちに年金生活者に入るよりもできるだけ長く働きたいということだと、こう思っています。そうすると、雇用問題をどうするか、それから老人になりますと若い人の約四倍病気になる。しかも合併症が多いわけですよ。ですから、老人の医療をどうするかという問題、そして老人になりますと所得が減りますから、老人の所得問題として年金をどうするか、さらに今日、住宅問題まで波及している。たとえば、ヨーロッパではなほ親と子供が離れている、しかし孫のおおところにはスロープの冷めない距離に住みたいと、これはヨーロッパでもそうなんです。でありますから、住宅問題がありますね。しか

に厚生大臣と共済担当の大蔵の間に全く違った意見といますか、やや支離滅裂になりかねないんです。それから、私がお聞きしたいことは、きょうは本当は総理にお出まし願いたいんですが、まあ総理外国へ行っていらっしゃいますので官房長官にお出ましを願ったんですが、急速な高齢化社会を迎えるわが国に対して、これらの諸対策をどのような機関でどうされるのか。まさか総理自体が中心になってやられるのか。まさか総理自体がやられないわけでしょうから、たとえば何らかの関係機関でもおつくりになるのかどうなのか。それからいま一つは、その中の一つの重要な問題について、年金についてもこれだけ担当大臣がばらばらではなかなか私は決まらぬと思う。年金制度調整連絡会議というのはいわば事務官僚の連絡会議でありまして、最終的にはやはり大臣の意向がきつとしないとなかなか決まっていかなうと思ふんです。ですから、そういう問題について、これは各大臣にまたがることですから、官房長官としてはこういう問題について、特に年金の答申が——いままでは、官房長官も議事録を読みまして年金制度基本構想懇談会の答申を見まして、それから私の考え方を申し上げたいということでもっぱら逃げられています。もう今度は逃げられませんか、出ましたから。その上に立ちまして、どういふふうにいまだ申し上げたようなことを、いわゆる高齢化社会に向かうわが国の対策を

全体的にどこでどう考えていくのか、それから、その中の年金について非常に各省に統制にまたがっている、しかし、これは年金も指摘しているように整合性を持たなきゃならぬ。そういう場合にはどこでどうしようとするのか、その考え方を大平内閣の方針としてひとつお聞かせを願いたい。

○国務大臣(田中六助君) 安恒委員御指摘のように、老齢化社会におきましては、年金と雇用というものは私どもが考える以上に深刻な、しかも重大な問題のように考えております。

せんだつてから、私は年金の報告が出てからということをお願いしておりましたが、まさしく四月の十八日に年金の報告がでさうが、私どもも二十日に閣議でこれを了承したわけでございます。

厚生大臣から年金の答申の報告があった際、今後の年金制度の改革については懇談会の御意見を踏まえて政府が一体となって取り組む必要があるという御報告でございましたし、その際、関係の各省、これが今後特段の御配慮、御協力をお願いしたいということでもございまして、私どももこれを了承した次第でございます。

そこで、年金制度のこの改革にどんな体制で取り組むか、つまり、新しい何か関係懇談会でも設けるのかという御質疑でございますが、私どもは、やはりこの問題は各省が、閣議でも私どもは決めたように、協力一致、一体となって処理していくと、それにはやはり厚生省が中心となっていく以外にないんじゃないかと思っております。新たなそういう新しい関係懇談会を設けるかどうかにつきましては、まあ安恒委員御不満のようでございますけれども、すでに私どもも公的年金制度の調整連絡会議というものがございまして、それを厚生省の中心として連絡会議を中心に進めていけばいいんじゃないかというふうに考えております。

○安恒良一君 いや、官房長官、年金のところだけ答えられたけれども、私はそういうことをあなただけに聞いていいんですよ。年金のことだけ聞く

ならば官房長官わざわざ御出席願わなくてもいいぐらいですけれども、まあ何省かにまたがっているから。

私が聞いていることは、大平内閣の方針として、いわゆる急速な高齢化社会を迎えると、ヨーロッパでは百年も二百年もかかった、それをわずか戦後五十年、せいぜいこれから二、三十年の間に迎える、そのときのわが国のいわゆる老人対策を含めてどうするのか。まあ大平総理は日本の社会福祉というのをよく言われますね、その中の重要な課題なんです。そして、それはいま申し上げたように、お年寄りの生きがいという問題で、住宅の問題、年金の問題、医療の問題ですね、住宅の問題等々老人問題全体についてこの際やはり洗い直しをされなきゃいけないところに来ているんじゃないだろうか。ですから、大平総理であつたらどうされるんでしょうかと、そのことをまず聞いている。そして二番目に、その中の一つの重要な課題である年金について、制度の分立なり各省の担当がばらばらなことから、どこでどういうふうなそれを総合的に、いわゆる整合性のあるものにされていくかというところのことです。それから、まず前段のことについては官房長官全然お答えになっていないです。前段の一番大きい方。これはどうしても大平内閣としては避けて通れない重要な課題なんですね、これは。いま申し上げたように、生きがいのある老人対策をどうするかというところについては、これは非常に重要な問題。ですから、そういう点について大平内閣の方針を、きょうは総理にかわって御出席いただいておりますからお聞かせを願いたい、こういうことです。

○国務大臣(田中六助君) 大平内閣といましては、家庭基礎の整備ということを中心として進められておりますし、そういう点からは、先ほども申しました年金と雇用、そして高齢化社会への老人対策というものを含めた福祉制度というものは大きな問題でございます。しかし、やはり具体的に言いますと、年金制度、たとえば公務員

の年金制度関係をとりますと、やはりこれは公務員制度とも大きな関係もございまして、他の公的年金制度との横並びの関係もございまして、一概に、今回の改正案もそういう一つの公正なる修正ということをお願いしておりますが、私どももいたしましては、あくまで福祉への方向、家庭基礎の整備ということから、年金制度についてはいままでより一層に深い関心を持つと同時に、しっかりと制度にしていかなければいかぬというふうに考えております。

後半のお答えについては先ほど申し上げましたとおりでございます。

○安恒良一君 まあ、官房長官、あれもこれもやっておられるから余りいじめるのはいやだけれども、ちよつと全く、いまの御答弁ややお粗末の限りがないと思うんですね。なぜかという、私はきょうわざわざ官房長官にお見え願つたのは、たとえば年金の点一つをとらえても、いま申し上げたように、政府内ではこの場に来ては全く矛盾があるわけ。いわゆる共済担当の大蔵は、これから二十年かけて六十歳にしたい、こう言っている。厚生大臣は、自分の所管じゃないが、持ちとしては共済を含めてやはり六十五歳にそろえたいんだと、こういうお気持ちをお持ちのようですね。そういうままで二十年またたつてしまふんですね。それじゃ全く整合性がないんです。ですから、そういうときこそ大平総理なり官房長官が、やはり、雇用の年金はどうするんだと、雇労働者の年金はどうするんだと、こういうお考えをひとつお持ちにならないと、お二人の意見ここで幾ら聞いたら平行線なんです。私たちはそれじゃ困るわけ。国民としては困るわけ。同じ大平内閣の厚生大臣の考え方と、きょうは大蔵大臣に出てきていただきたかつたけれども、まあ大蔵委員会が別にあつたというところから、大蔵大臣の代理で主計局長は答えておられる。そうすると、大蔵大臣のお考えと厚生大臣のお考えは違つていくわけ。違つていく。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕

それから、いま一つ私がお粗末だと言っているのは、たとえば雇用問題も、きょう労働省来てもらつていただきますけれども、労働大臣も外国からきつていただきますけれども、年金の支給開始年齢と雇用問題というのは非常にこれ重大な点ですね。そのかといふところが問題になる。たとえば、私たちが共済の場合にこの国会で反対しているのは、国家公務員の肩たたきというものは本当に六十までないのかと、六十まではまず国家公務員はびしやと勤めさせると、こういうことをはっきりした上で六十に延ばしたいと言われればならぬ議論がある。ところが、その方は明確にならないからこの国会でもほかの委員会でもわれわれ社会党は反対をしているんですね。それから、今度民間の場合でも、今度は厚生大臣や労働大臣の方に聞きたいことは、六十五歳にしたいとおっしゃるならば、その六十五歳までの雇用の保障が必要なんです、雇用の保障。ところが、これまで私たちは当社労働委員会の中なかでも、年齢のいわゆる差別によって首を切つてはいけないとか、アメリカのように高齢者の雇用保障について法律をつくつたらどうかというところを予算委員会その他で聞くと、労働大臣は、いやそういう問題は労使の問題でありまして、というところで余り雇用問題に積極的な取り組みをしない。やつと抽象的に、厚生大臣と労働大臣の間に、六十年までに定年を六十歳に延ばす努力をしようという申し合せができたにすぎない。昭和六十年まで、昭和六十年までです。ですから、私は高齢化社会を迎えた以上できるだけお年寄りが働ける働かせて、それから年金に入っていくということについては賛成、しかし、働かせる保障がない。たとえば民間の場合はまだ五十五歳定年というものが四一%あるわけ。五十五歳定年が四一%もあるんですね。そういうときに、厚生大臣は財政のことを頭の中心に置いて、来年から二十年ぐらいの経過措置で六十五歳に上げたいと、こう言っている。そ

ういうものにやはり整合性を持たせるためには、ざっくりならんことを申し上げて、厚生大臣が中心になつてもやれることじゃないんです。そうしますと、いま申し上げた雇用、年金、医療、住宅等々社会福祉政策等を総合的にやはり大平内閣がお考えになつた中で、いわゆる一致協力しなければならぬ。あなたの御答弁では、厚生大臣が説明して閣僚が一致協力してやるということをお願いしたからそれでいいじゃないかと、まさか、子供ですよ、そんな話は。国会で私の質問に対してそんなこと答えて、それで通るはずなんかないでしょう、あなた。子供の話じゃないですよ。一致協力してやるのはあたりまえですよ、そんなことは。大平内閣で一致協力しないような大臣がおれば首になるでしょう、一致協力してやるために、いま申し上げたように、たとえば年金と雇用の関係一つをとつてもそれぞれ各大臣がばらばらな考え方を持っているのをどこでどうまとめるかという事なんです。その総合政策がないと国民的なコンセンサスは得られないんです。私たちも、このままでいけば若い後代の諸君に大きな負担を強いなきゃならぬ、その点についても考えなきゃならぬと思う。しかし、少なくとも雇用問題との関連をきちっとしないままに支給開始年齢を引き上げるということについては断固として反対している。そこで、雇用問題との関連をどうするかという点については総合的な観点からやらないと、一厚生大臣や一労働大臣の課題の問題じゃない。一大蔵大臣の課題の問題ではない。ですから、そういう点について、ひとつきよは官房長官にお見えを願つて、どうされようとしているのか。いま聞いただけでも全く二人の答弁矛盾して審議ができない。私はきよは五十歳ですから間もなく終わりますけれども、この次のときは時間をいただいてそういうところを詰めていかなければならない。ですから、そういう点についてひとつ官房長官をお考えをもう一回聞かせてみてください、どうしようと思われているのか。でないと、あなたの答弁だけでは

【理事片山基市君退席、委員長着席】

○国務大臣(田中六助君) 安恒委員は、新しくやいろいろんな複雑な要素をかんているから、新しい閣僚会議でもあるいは懇談会でも設けようという御趣旨でございますが、先ほども申し上げましたように、私も厚生大臣の報告を聞いたときに、内閣が協力一致してやっていると、いくということを決めておりますし、この問題は新しい何かを設けるといふことよりも、内閣全体が責任を持つてやるといふことで意見も一致しておりますので、内閣がそういうふうな面を保持していればいいんじゃないかというふうに当面考えております。

○安恒良一君 いや、私は何も機関のことだけこだわっているわけじゃないんです。内閣全体が責任を持つて。わかりました。それじゃ内閣全体が責任を持つていま言われた点をどうしようとするんですか。たとえばいま申し上げた支給開始年齢と雇用の問題、定年制の問題をこれからどういう考えでどうしようとするんですか。

それからいま、一方厚生大臣と大蔵大臣代理との間には支給開始年齢の考え方が食い違いがあります。年金懸は、やはり雇用の年金は、いわゆる雇われている人は全部大体六十五歳にそろえた方がいいんじゃないか、それから国民年金は国民年金の二本立てを言っています。私も二本立てには賛成なんです。賛成なんです。しかし、そこで支給開始年齢が食い違つておつたのじゃこれは困るわけですね。ですから、一つの方法としては、とりあえず厚生年金も六十歳で二十年なら二十年間、きよは六十歳で二十年の経過措置をして六十になればそこでそれはそろえようわけですが、どうも厚生大臣の考えを聞きますと、厚生大臣は、共済の年金も含めて二十年ぐらいたつたら六十五歳にしたいなあと、何となくそういうことを言われておるわけですから、そこが非常にこれ

は食い違つておるわけですよ。そういう点は、そうなりまうと官房長官、いま言った二つの点だけでも、一致協力してやるといふことはよくわかりましたから、一致協力してやる場合のこれは基本的な問題ですから、その点についてどういうお考えをお持ちですか、どうするんですか。

○国務大臣(田中六助君) ただいま支給開始年齢、具体的にそういうものの食い違いをどうするかというところでございしますが、閣議、つまり各閣僚が一致協力してやるといふ――まあ私は官房長官でございしますので、私がある程度そういうことの調整を図らなければならぬと思ひますが、そういう具体的な食い違いにつきましては、私どもそれぞれ責任を持つてその調整には努めていかなければならないというふうに考えております。

○安恒良一君 委員長、私は五十四分まで終ります。官房長官も忙しいから結構だと思ひますが、この次、委員長は十一日の日には、ひとつ集中的審議の際にはいさ少し中身について御答弁できるように御用意願ひたい。たとえばいま現実には食い違つておるわけですよ、現実には食い違つておるんだから調整すると、こう言われている。ですから、私はほんの入口だけしかきよは聞けなかつたのですが、ぜひですね、というのはきよは議論をしていくの法案とも関係があるわけですね。関係があります。そこで十一日の集中審議の際には、いさ少しそれまでに官房長官と点となられて、関係大臣なり関係の局長を集められまして、いろいろ食い違いが出た場合にはどうするんだ、それを聞かしてください。できれば審議が進みません、率直に申し上げておきます。ですからきよは結構です。きよはあれです。それから次回まで十分にそこらのことは、十一日の日に私が支給開始年齢と定年問題だけでもまだ開かなければならぬことたくさんあります。その他まだ官民格差問題等聞かなければならぬことたくさんございしますから、きよは私の時間ありませんからこれで終わりますが、どうか十一日までには少し政府内を調整をしていただきまし

て、それから十一日には集中審議ですから、それぞれ大蔵大臣なり関係大臣も招請をしていただきまして、それぞれ責任ある答弁を各大臣から私はお願ひをしたいと思いますので、きよはのところはこれで終わつておきたいと思ひます。

○委員長(対馬孝且君) 官房長官、委員長の立場からちよつと要請しておきますが、いまの質問がありました点を含めて十一日に集中審議、この問題に限って理事会で決定をいたしておりますので、ぜひいまの横の関係をひとつできるだけ精査をしていただいて、質問者の理解のいくような態勢をとるよう御配慮を願ひたい、このことをひとつ要望しておきます。

○高杉雄忠君 ただいま支給開始年齢等について安恒委員から指摘もされましたが、私は年金制度に検討をすべき課題というのにはたくさんあるわけでありまして、特に私に与えられた時間の中で、私は給付水準とナショナルミナマム、年金制度におけるナショナルミナマムの考え方、あるいは給付水準の統一化、基礎的生活レベルの保障、具体的な水準設定に当たつての考え方等を中心にして大臣からお答えをいただき質問をいたしたいと思ひますが、公的年金の給付水準のよるべき基準、公的年金で保障すべき水準というのはいさう考え方がよつて定められるのか、そういう点についてまず明らかにしていただきたい。特に年金制度の目標とするところを国民に明示する必要があると思ひますが、大臣のまず御所見を伺ひます。

○政府委員(木暮保成君) 公的年金の給付水準をどういうふうにかねるかというところは年金制度の基本的な問題の一つでございします。それで、基本懸におきましては一番時間をかけて御審議をいただいた部分でございします。で、基本懸の報告書にもございしますが、従来年金給付水準を考へます場合いろいろの考え方が提唱されておりました。一つは、個人個人の方の従前の所得を基準に考へていくべきではないかというののございします。また第二には、現役の勤労者の平均賃金を基準にして、その一定割合というふうなふうに考へるべき

ではないかという議論があるわけでございます。また現役の方ではなくて、現実にはリタイアをされた高齢者の生活実態を基礎に考えるべきではないかという意見もあるわけでございます。

で、二に申し上げましたのは、現在厚生年金でとっている立場ということになるかと思ひますし、三の考え方は、社会保障制度審議会が基本年金を提唱されたときの考え方にならうかと思ひます。そういうふうないろいろな考え方があるわけでございます。一方、やはり年金制度にとりまして財源の問題が非常に大きな問題であることも事実でございます。基本給でも、やはり負担能力との兼ね合いというものが年金水準を考へていく場合にどうしても重要なファクターとして考へなければいけないんじゃないかという御意見をいただいております。

で、こういうような御議論の結果、やはり何か一つの考え方によって年金水準を考へるのではなくて、ただいま申し上げましたような要素を総合的に判断をして決めるべきではないかという結論になったというふうに思ひます。

で、当面の目標といたしましては、現在厚生年金が標準報酬の六割の水準をとるというところにいたしておりますが、かなり高い水準で、今後維持にいろいろな困難があるかもしれないけれども、その水準を今後とも維持するということを政策目標にすべきではないかという御意見をいただいております。

○高杉勉忠君 先ほども安恒委員からも指摘をされ、大臣からも年金についての考へ方も伺ひましたが、いま局長からお答えになつていただいたその結果としても、私は大臣にこの際伺ひたいのは、年金制度の目標というところを、私はやっぱり国民に明示しなきゃならぬということでは先ほど申し上げたとおりでありますから、この点についてまず大臣の所見を伺ひたい、こうお願いしたわけでありまして、その点大臣からお答えをまずいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま局長からいろいろ

と考へ方について申し上げましたけれども、私自身といたしましては、四十八年の年金改正の際、御承知のようにその給付水準というものは非常にいろいろな角度からの論議がありまして、それを踏まえて、ある意味では平均標準報酬の六〇%という考へ方が一つのナショナルミニマムのものとして現在定着をしておるというふうな考へております。また、この水準を維持していくということを私どもとしては基本に考へておるわけでありまして、今後ともそういう方向に維持してまいりたい、そのように考へております。

○高杉勉忠君 私は公平の見地から見ると、国として各制度をまたがる均一のレベルというものを設定すべきではないかと、こういうふうに思ひます。すね、で、給付水準の均一化についての考へ方については大臣はどのように考へておられますか。少なくとも、老後の生活の基礎的需を充足できる水準とすべきではないかと私は思ひますが、その点についてはどうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、御指摘のポイントはまさに基本的な問題点としてそのとおり考へ方をとるべきものだと思います。現在、公的年金制度自身が分立しており、同時にそれぞれの制度が対象としておるグループの生活実態にも相当な差異がある。ですから、そういうものを考へていきまして、現実問題としてなかなか給付を均一化するということについては困難のあるものがありますけれども、基本的には、私は、考へ方はそういう方向というものはあるべきであらうと思ひます。ただ同時に、たとえば国民年金自身がまだ成熟化の途中であることも御承知のとおりでありまして、そうなりますと、いわゆる福祉年金をも含めた経過的年金の水準等につきましては、おのずからまた別途の論議が出てくるわけでありまして、実態として、いま高杉さん御指摘のように、公的年金制度分立をしておる中において給付を均一化するということには相当困難がある程度とれてきた事態になりますと、個々の年金額

そのものも増大をしていくわけでありまして、実際問題として人為的に均一化を図る意味があるかどうかということとはまた別の問題であらうと思ひます。しかし、理論的には私は御指摘のような考へ方は一つの考へ方として傾聴に値するものだと思います。

○高杉勉忠君 お答えいただきましたが、それでは大臣ね、年金の問題として少なくとも老後の生活の基礎的需を充足できる水準、こういうふうには私は申し上げているんですが、その点については、確認の意味でお答えをいただきたいと思ひますが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ですから、私はその基本部分的なお考へについて、そういう考へ方も私は一つの考へ方として十分傾聴に値するものだと思います。ただ現実、今度はいまの分立しておる制度の中で、それぞれの制度が対象とするグループの生活実態、生活態様等に相当の差異がありますことを考へますと、給付水準を均一化するということとは、これは実際上非常に困難なことであらうと思ひますけれども、考へ方としては私はそういう考へ方が成り立つ一つの考へたと考へております。

○高杉勉忠君 先ほども、安恒委員がしばしば御指摘いただいたように、まあ各制度の総合制です、ね、それと同時に、平面的なばらばの状態じゃなくて、立体的に連動していくというのが私はやっぱり将来の年金の基本でなきゃならぬと、こういうふうに思ひます。で、年金制度ごとの目的とか沿革等の独自性、さらに個々の制度の対象となる社会グループごとの老後の生活実態の相違、そういう点はこの程度の老後の年金額に反映をさせるべきなのか、この点が一つであります。それからまた、反映されるとすれば、それを年金額の上でどういうふうにするのか明らかにすべきではないかと、こういうふうに思ひますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(木暮保成君) 現在八つの制度に年金は分かれておるわけでございますが、先生御指摘

のとおり沿革も違ひますし、それからまた、対象とする国民のグループが違ひ、生活実態も違ひわけでございます。で、また端的に申し上げまして、それぞれのグループの保険料負担能力というものにも違ひがあるというふうに考へざるを得ないわけでございます。で、目標といたしましては、一定の水準までは各制度それぞれ同じようにしていくということが考へられるわけでございますけれども、現実問題といたしましてはなかなかバランスのとりにくい面もあるわけでございます。で、そこら辺の問題につきまして、各団体あるいは各審議会等からも御意見をいただいております。わけでございますが、まあ今後の政策目標といたしまして、できるだけバランスをとれるように持つていかなければならないと思ひますけれども、数量的にどういうふうな考へていけるかというところは現在の段階ではなかなかお答えができたいわけでございます。先ほど来申し上げましたような要素を勘案しながら総合的に決めていくということになるかと思ひます。

○高杉勉忠君 まあ年金額の上で明らかにすべきではないかと、こういう意味では、無拠出の老齢福祉年金の水準をどういうふうに考へるかという点の一つはあると思ひます。したがってどの程度を目標と考へるのか、これが一つあると思ひます。

それから、確かに衆議院の修正で、政府案の老齢福祉年金で申し上げますと、一万八千円を二万円に上積みした、このことについては評価できると思ひますし、この額自体私は指摘をするならば、かつて昭和五十年の二月一日の予算委員会における会議録に見ますと、当時のこれは三木内閣であります。で、田中厚生大臣は、来年はひと二万円にしたいというふうな意味も含めてすでにその当時言われた金額なわけですね。これは局長も御存じだろうと思ひます。もうすでに四年も経過をしている今日であります。で、私ども、わが党としては、これは福祉年金についてはいま四万円引き上げるべきだという主張もして、修正も主

張をしたいところではありますが、この老齢福祉年金の水準、この点について伺いたいと思います。

○政府委員(木暮保成君) 日本の年金制度、厚生年金の水準はかなりレベルを指しているというところが申し上げられると思いますけれども、老齢福祉年金あるいは国民年金の五年年金につきましても、まだ充実をすべきではないかという御要望がたくさんございます。私もできる限りの範囲内で充実をすべきものだというふうに思っておりますのでございます。それで、過去の国会の議論のいきさつ等も承知をいたしておるわけでございますが、基本懇ができました一つの大きな課題も、福祉年金等の経過年金をどういうふうに考えていくべきかを検討していただくということがあったと思うわけでございます。

それで、老齢福祉年金を充実していく場合の問題点、二つございまして、一つは、やはり大ぜいの方に差し上げる年金でございますので、巨大な財源が必要であるということでございます。現在約九千億の国費をこれに充てておるわけでございますが、月額千円を上げる場合にも五百億前後の金額を必要とするという状況でございます。この財源調達をどういうふうにするかというのが一つの問題であるわけでございます。

それから、もう一つの問題は、事柄の是非は別といたしまして、現在の日本の年金が国民年金を含めまして拠出主義と申しますか、保険主義で、掛金を掛けてそれに応じた年金を出すというのが基本になっておるわけでございます。老齢福祉年金の場合は、国民年金発足当時すでに高齢の方に掛金をしていただくという形でございますので、無拠出で支給をする年金という形でございまして、でございます。やはり拠出年金とのバランスを考えなければならぬ。老齢福祉年金を上げますと、おのずから拠出年金を突き上げてまいりまして、将来に大きな負担になるというような問題があるわけでございます。

今度の基本懇の御意見では、前者の財源問題につきましましては、いまの国の一般会計の状態で従来

どおり一般会計で賄うのは無理ではないかと、新税等の導入により財源を得るということが必要であるとうと、あるいはまたそういうことのほかに、老齢福祉年金等の受給者の子弟の方々は各制度におるわけでございますので、各制度が財源を持ち寄って老齢福祉年金を充実するということを考えていいんじゃないかという御提案をいただいておりますのでございます。先ほど大臣の御答弁もございましたように、私もその各制度持ち寄りの具体案を詰めてみたいと、こういうふうに思っておりますのでございます。

もう一つの年金体系の問題でございますが、今度の基本懇の御意見では、やはり拠出年金の体系に大きな影響があるものは無理であろうという御意見をいただいております。で、どの程度の財源が確保できるかとの兼ね合いではございますけれども、拠出年金に大きな影響を与えない程度の老齢福祉年金の引き上げということが当面の目標になるかというふうに考えております。

○高杉通忠君 ちょっと伺いますけれども、現在の老人ホームの生活費、これは一人月額どの程度になっていきますか。

○政府委員(木暮保成君) 軽費老人ホームで申し上げますと、甲地でB階層の方、言いかえますと市町村民税の均等割のみを納税される方が利用される場合には、五十四年で三万三千二百三十円になる予定でございます。

○高杉通忠君 昭和五十年当時の額というのは一体どのくらいだったんですか。

○政府委員(木暮保成君) ただいまと同じ条件のもとで、昭和五十年には二万二千九百七十円でございます。

○高杉通忠君 そうしますと、これは福祉年金ですから無拠出になります。現在の二万円、これは修正されて二万円になったわけでありまして、これはいまのお答えのように老人ホームの生活費、これは三万三千二百三十円、それと比較しますと、これはホームの生活費の三分二、言いかえ

れば、二万円ですからその程度になりますね。その水準というのはどういうふうに——財政問題で私は申し上げているのじゃなくて、よるべき基準、水準というのは何かと、こういう点を私は申し上げておるわけでありまして、生活費との関連から見てどういうようにその格差があるのとは考えますか。

○政府委員(木暮保成君) 老齢福祉年金の額を何か理論的に設定をするということができませんれば、それも一つのいい方法かと思うわけでございますが、なかなか年金の体系全体の問題あるいは財源の問題等もございまして、そういうふうにはいきにくいわけでございます。

社会保障制度審議会が基本年金を提唱されておるわけでございますが、この場合は、御承知のとおり一昨年の暮れの段階でございますが、夫婦五万円、それから単身三万円というのを目標にすべきだという御意見をいただいたわけでございます。が、この場合も、やはり年金の場合には生活保護と性格が違いますが、一人一人の置かれた条件で最低生活が保障されるというのは生活保護の方でやっていただくと、年金の場合には現実の老人の生活費の二分の一程度を目標にすべきではないかという御意見をいただいたわけでございます。そういう観点から申し上げますと、制度審議会の御意見でも、基本年金で生活ができるというところは無理ではないかというふうに御判断をいただいたんではないかと思うわけでございます。

基本懇の場合には、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ考え方はあるわけでございますが、老齢福祉年金を引き上げますと五年年金、十年年金、当然運動してまいりまして、国民年金の給付水準というものを突き上げていくわけでございまして、現在御承知のように、国民年金の財政状況の将来を見通しますと、かなり重い負担を後代に課するようない見込みになっておるわけでございまして、それをさらに押し上げるようなことは無理ではないかという御意見をいただいたわけでございまして、拠出年金を余り突き上げない程度に老齢

福祉年金の基準を設定するということが当面の政策というふうに申し上げる以外にないというふうに思っています。

○高杉通忠君 先ほど年金のよるべき基準、水準という点について私も一つ問題を提起いたしました。に際して、大臣も、少なくとも老後生活の基礎的ニーズを充足できる水準にすべきではないかという提起については御賛同をいただいたように思うんです。もちろん現在の財政状況で、全額一般会計の負担で給付が行われるこの福祉年金の引き上げというのは、局長もお答えになったように困難な問題があるというところはわかりますけれども、受給者が十五年後には現在の二割、大変な額に減少するわけですね。したがって、せめていま私の方で実態を申し上げましたとおり、老人ホームの生活費程度は目標としてやっぱりそういう意味では水準を引き上げていくのが必要ではないかと、こういうふうにも思っています。これについては大臣どうですか、確認の意味も含めて、大臣にその実現について御努力もいただきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いまの御議論も一つの私は考え方だと思えます。簡単に要約してみても、軽費老人ホームの生活費というのが一つの老齢福祉年金の水準になるのではないかと御指摘は、私一つの考え方だと確かに思いますけれども、すでにその額自体が三万円を超えてしまっており、またそれによって拠出制の経過年金のバランスの変更、それに要する非常に大きな財源というふうなものを考えました場合に、やはり私は非常に現実的には不可能に近い話だというふうに考えざるを得ないと、そのように思います。

○高杉通忠君 先ほどもしばしば申し上げましたとおり、老後の生活需要を充足できる水準です。少なくとも老人ホームの方々の生活費程度は、やはりそこが将来年金として少なくとも二十年後あるいは将来にわたってお考えになる基本の問題でありますから、これはぜひ厚生大臣ひとつ

そういうよりべき水準ですね、これは国民全体の問題としてひとつ積極的にその実現を御努力いただきたいと思ひます。

また、大蔵省もおいでになつてゐると思ひますけれども、財源についていま申し上げましたように、その受給者がもう非常に減つてくるわけですね、これは厚生省の数理課で調べたこの老齢福祉年金受給者数の見通しの資料いただきましたけれども、これを見て昭和七十年には非常に少なくなるわけですね。これはありますけれども、こういうように年々減少していくわけですから、何らかの特別な財源を導入して、いま申し上げましたようにこの年金水準の引き上げというのを、積極的に、しかも具体的にやつぱり私はすべきではないかと、こういうふうに思ふんです。これはもう年金制度でもいろいろな財源問題も指摘されておりますけれども、福祉年金ではそういうような受給者が少なくなるわけでありまして、その分は少なくとも全体的なレベルアップの財源というものをやつぱり私は回すべき必要があると、こういうふうに考えますが、その点でうしよか。

○説明員(安原正君) 福祉年金の問題でございますが、ただいま先生から御指摘がございましたように、確かに福祉年金は経過年金でございますので、受給者が長期的には減少していくという事はそのとおりでございます。ただ、長期的に見ましても、福祉年金の受給者が減少していく一方で老齢化の急速な進行、それから拠出期間の長い方の年金の受給がふえてくるという二つの要素がございまして、拠出制年金の方の給付費が急激に増加すると思はれております。したがって、福祉年金だけではなくて全体として拠出制年金とあわせて総合的に考えますと、全体としても相当なテンポで年金の給付費がふえていくわけでございます。御承知のとおり、福祉年金は全額国庫負担でございます。拠出制年金につきましても一定の率によりまして国庫負担を行つておりますので、長期的にも国庫負担は、いまの現行制度を前提としまして相当なテンポで増加すると思はれてお

ります。したがって、その単に福祉年金だけをとりえて、長期的に受給者が減っていくからということ、その費用調達ができないではないかということ、それはよつと言えないかと存じます。先生も御承知のとおり、いま御審議になつていただいております国民年金法の審議に關連しまして衆議院の方で修正がございましたが、その修正に要する費用負担について見ますと、老齢福祉年金を一万八千円から二千万円に上げます措置に要する費用というのが、平年度ベースで約千四百億程度と見込まれております。巨額の国庫負担でございます。

御承知のとおり、非常に財政全体としては大変な危機的な状態になつております。したがって、その福祉年金の問題というのは非常にやはりむずかしいと、全体としての拠出制年金とのバランスを考へる必要がございますし、それから、どのようにその費用調達をしていくかという二つの基本的な問題がありまして、今後とも厚生省と十分協議いたしまして慎重に検討すべき問題であると考えております。

○高杉通忠君 先ほど資料で申し上げましたとおり、五十三三年の実績では受給者は三百六十五万八千人ですね。それでこれがずっといきますと、昭和七十年を仮定しますと二十九万人という大変な減、そういう意味では受給者が少なくなるわけですね、大変な数字の減少でしょう。私は、そういう意味では今度の修正でいまお話しのように千四百億程度の財政負担になつたと言われるんですが、これは年々減少していくわけですね。ですから、その財政調整——先ほど安恒委員も指摘したように、私が言うのは、公的年金でありますからこれは当然一般会計から全部負担していくことは承知しておりますが、そこで、公的年金の給付水準のよるべき基準というのは何か、そしてその水準というものは、老後の生活が充足できる、一様にできる生活をはやり年金の額とすべきではないかという点を貫して申し上げてゐるんです。これは財政だけの問題で低くていいという議論ではないと、こういうふうに思ふんです。したがって、

これは厚生大臣にも、これからの激励をして私はその実現をしていただきたいということで終始申し上げてゐるわけですが、大蔵省としても従来の考え方——そこで先ほど支給開始年齢の点でも安恒委員が指摘したように総合性を持つて、日本の将来にあらべきことではないか、これは平面的な八つのばらばらなことではなくて、立体的に総合性を持つて、年金という位置づけ、国民にそういう形の将来の年金、福祉、医療すべて、住宅等についてもきちんとすべきではないかという点、まことにそのとおりであると思ふんです。したがって、大蔵省としても、年々減少していくわけですが、ふえるわけじゃないんです、その財源というのは、そういう総合性や立体的な年金制度の充実に向けてひとつ財源というものを投入していただきたい、これはお願いであります。

そこで、時間もありませんから、給付水準と関連をして、私は国民年金と厚生年金についての問題でお聞きしたいと思ひますけれども、年金制度は八つに分かれて、極端に言えばばらばらにいまは運営をされてきてゐる。そういう中から、先ほど安恒委員も指摘されましたように官民格差という問題が起きていることもあると思はれるんです。私はその中で、大きく厚生年金に代表される被用者年金と国民年金との比較、その位置づけ、これをやはりこの際明確にすべきではないかと、こういうふうに思ふんですが、この比較、位置づけ、これについては局長どうでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金と厚生年金それぞれ発足の時期も違ひますし対象者も違ひなわけでございます。また制度の仕組みも、厚生年金が世帯単位でございましておのづから国民年金は個人単位でございましておのづからという点ではあるわけでございますが、私どももいたしましては、厚生年金と国民年金のバランスはできるわけであつて、いきないうことでは従来やってまいつておるわけでございますし、今後とも一つの努力目標だと思つておるわけでございます。ただ、それぞれの制度の対象者が違ひ、生活実態が違ひ、また、端的

に申し上げまして保険料の負担能力も差があるわけでございます。必ずしも全く同じというふうには持つていきにくいのではないかと、この点につきましても基本態でかなり御議論をいただきました。最終的には厚生年金とのバランスを従来と同じようにとるよう努力はすべきであるけれども、必ずしも同じでなくていいのではないかと、御意見をいただいておりますのでございます。

○高杉通忠君 給付水準ですが、昭和四十年の一万円年金、それから四十四年の二万円年金、それから四十八年の五万円年金と、給付水準を改定していく過程では、少なくともモデル年金となる年金では年金額を合せていたわけでしょう、そうですね。しかし、五十一年の改正では、モデル年金でも国民年金では月額七万五千円です。それから、一方厚生年金では九万円余と、こう差がついてゐるんですね。その後の物価スライドでその差は今日でも比例して増加してゐるわけですから、これは年金についての考え方ですね、これは局長変わったんですかどうですか、著しいこの差が生じたというものは、この点ひとつ明確にしたいと思ひます。当初から十分こう考へ方が変わつてきたように思はれるし、また、厚生年金、国民年金の比較の推移という資料をいただいておりますけれども、これを見て明らかなんですが、その点。

○政府委員(木暮保成君) 従来、厚生年金と国民年金のバランスをできるわけであつていきないう方針でやつておるわけでございますが、これは制度発足のときの考え方をまず申し上げます、これは一万円年金のときでございますが、厚生年金の場合には二十年加入の場合に一万円の年金が出るというふうな設計をしておつたわけでございます。このときに、国民年金は二十五年加入で一万円と、そういうバランスのとり方をしておつたわけでございます。ですから、厚生年金が二十年で一万円に対して、国民年金は二十五年で一万円でございますから、それだけ厚生年金よりも

長い拠出を必要とするという基準にしておいたわけでございます。で、昭和四十四年の改正のときには、それぞれ二十五年ずつのバランスを見たわけでございます。それから四十八年の改正には、制度当初の考え方と全く逆転をいたしまして、国民年金が二十五年に對しまして厚生年金が二十七年、制度発足のときには国民年金の拠出期間の方を長く見てバランスをとっておいたわけでございますが、四十八年には逆に厚生年金のモデルを二十七年で、国民年金をそれより短い二十五年というところでバランスをとるというのをいたしたわけでございます。昭和五十一年の改正でございますが、これは厚生年金が二十八年でモデルをとっておくわけでございますが、国民年金の場合には二十五年で年金が出るようになっておりますし、また二十五年の年金をもらう人が出るのは先のことでございまして、二十五年加入でバランスを見ておるわけでございます。で、まあいままでの再計算の時点のバランスのとおり方を申し上げたわけでございますが、要約をいたしますと、同じ基準で必ずしもバランスをとっておるわけではございませんで、制度ができたときの考え方が正しいということではございませんけれども、制度の発足のときには、同じ年金額をもらう場合に、国民年金の方を長く掛金を掛けていただくというようなバランスをとったわけでございます。で、今後の問題といたしまして、できるだけ国民年金と厚生年金のバランスはとってまいりたいと思っておりますけれども、経過を見ましてもかなり厳しい考え方を制度の発足のときとしておたわけでございますので、そこら辺の沿革も踏まえながら今後の水準の設定を検討してまいりたいと思っております。

○高杉通忠君 私、先ほど申し上げましたとおり、年金は老後の生活に最低限必要な額を保障していくということが基本的にあると思うんです。あるいはまた失われた所得の保障というものを中心に考えていく、こういうふうなこともあるうかと思うんですね。で、この額の差というのはそういった点から来るのかどうか、局長どうですか。

○政府委員(木暮保成君) まあ年金水準の考え方、先生いろいろな点を御指摘いただいたわけでございますが、基本態でも、年金のナショナルミニマムと申しますか、そういうものをどういうふうに考えるかという議論を非常に時間をかけてしていただいたわけでございます。その結果、結論といたしましては、拠出制の年金につきましてはナショナルミニマムというものを考える必要はないんじゃないかと。言いかえますと、いまの制度のねらっている水準はかなり高いものでございまして、厚生年金にしろ、二十五年で国民年金出るわけでございますが、将来は三十年、四十年掛金をした国民年金も出てくるわけでございます。制度の本来ねらっている年金につきましてはもうナショナルミニマムを考へる必要はないと、それをむしろ非常にオーバーステート、後代の負担を重くするぐらいじゃないかという御判断になったわけでございます。で、問題は、やはりその制度が本来ねらっている年金と、そこに焦点を合わせて考えればいいのではないかと形になったわけでございます。で、それにつきましても、先生の理論的な福祉年金の水準を考へるべきではないかという御指摘には物足りない結論になったかと思っておりますけれども、やはり巨額な財源を要することの一方、老齢福祉年金を引き上げるのは、そうでなくともかなり高い水準に将来なる国民年金の水準そのものを引き上げてしまいうので、国民年金の拠出年金を突き上げない程度で財源の調達を考へるべきではないかと、まあこういう結論になっておるわけでございます。

○高杉通忠君 私はしばしば申し上げている通りに、年金は老後の生活のニーズに合わせて考へるべきで、厚生年金、国民年金の給付水準において著しい差があつていいとは思われない、むしろ格差は設けるべきではないと、こういうふうに思っております。一方、給付水準を考へる場合、同時に負担の問題があります。国民年金二十五年、厚生年金二十八年というお話もありました。これは負担のことも、保険料のことも考慮しなきゃならないことはわかります。で、国民年金のしかれば将来の収支見通しで保険料というのは月額どの程度に見込んでおりますか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金は、現在四月から月額三千三百円の保険料をいただいております。で、ございまして、現在の制度のまままいりますと、昭和八十年代に昭和五十一年度価格で申し上げますと八千円程度の保険料を必要とするというふうに考へております。

○高杉通忠君 いまのように、八千円とか、そういう保険料という一つの見通しですね。ところが、意識調査によりまして、一般の家計で支払い得る保険料というのが、まあ五千円程度の負担までなら耐えるという、こういうふうな資料ではあるんですね。この点、将来の財政見通しと絡んで局長の方ではどういうふうに認識をされておりますか、この資料、おたくからいただいた資料。

○政府委員(木暮保成君) 昨年の十月に国民年金の被保険者の方々の調査をいたしたわけでございますが、その結果は、現在程度の保険料なら負担できるという方が一〇％、三千円台の保険料は負担できるというのは一四％、四千円台の保険料が負担できるというのは四三％、五千円台が一九％と、こんな形の結果が出たわけでございます。それで、これでまいりますと将来予想されます八千円程度の保険料でも大丈夫だという方は五％程度というふうなことになると思うわけでございます。それで、これに対する私の考え方でございますが、現在国民年金で出ております年金は五年年金、十年年金というのが一番多いわけでありまして、自分の周辺で年金をもらつておる方が二万円なり二万四千円ぐらいの年金をもらつておる段階でございます。これが将来、先ほど先生の御指摘のあった厚生年金とある程度バランスをとつた四万円、五万円の年金が出てくるということになるわけでございます。その段階では被保険者

の方々の御理解もさらに深まってくるのではないかと。というふうに思つてございまして、かなり私も行政的に工夫はしなければならぬと思つております。今度の調査結果から、八千円の保険料を取ることは必ずしも不可能ではないんじゃないかと。というふうに思つております。

○高杉通忠君 時間が余りありませんから、十一日の集中審議についてもまたお尋ねをいたしたいと思つておりますが、それでは、大体終わりにしたいと思つております。現在の国民年金の収入構成というのはどういうふうになっておりますか。当初、拠出保険料の二分の一の国庫負担、五十一年改定で給付時に給付額の三分の一の国庫負担、その拠出時にしる給付時にしる、所要の三分の一という割合ですね、そういうふうになっておりますね。それは収入構成についてどうなつていますか。

○政府委員(木暮保成君) 基本的には先生のおっしゃるのとおりでございますが、経過年金につきましては三分の一の国庫負担以外に、経過年金の何と申しますか、一年につき五百円の年金額のつけ増しをいたしております。その部分につきましては二分の一の国庫負担をさらにいたしております。で、現在四割の国庫負担になっておると思つております。あとの六割を保険料で見るといふ姿でございます。

○高杉通忠君 時間が参りましたから、最後に私の方はまあ大蔵省含めて要請をしたいと思つておりますけれども、先ほど来安恒委員並びに私の方から、実態的に連動をして総合性を持った年金というものを考へるべきである、あるいは開始年齢についてもしかりである、あるいは給付水準、基準についても後に対する年金にふさわしい充実をすべきだということを申し上げたわけでありまして、先ほど来老齢福祉年金についても、あるいはまた国庫負担率についても、これから思い切つて大蔵省の方では制度の充実に向けて財政負担をいただきたい、これは要請であります。大蔵省からひとつ御所見

なつたということでありまして、その支給開始年齢の引き上げの問題ばかりが表に出ますけれども、遺族年金の従来からの二分の一というルールそのものの変更というものが今回の一つの大きな問題になっておりますように、総合的な研究を進めてきたということが根底にはあるわけでありまして、私どもは年金制度について厚生省が後退したとは考えておりません。またこれからは前進を図っていく努力を続けてまいりたいと考えています。

○目黒今朝次郎君 そうしますと、言葉の面では必ず二十八年、二十五年制度ではシステムとしては国際的だと、それで十一年金だと十一一年金という呼称がいまキャッチフレーズで出ていますね。それはそれとして、先ほど局長の説明のとおり問題は経過年金だと、この議論も大分やっただけです。経過年金が存在することは百も承知で、これを解決するのは保険金の掛金方式のおたくさんがやっている方式では解決できない、常に五年年金、十年年金がくるのですから、壁に。これと厚生年金がいくんですから、これをミックスしてやっぱ政治の場で解決するしかないんじゃないかということもずいぶん長い間われわれ社会党も含めて問題提起をしておるんですよ。掛金議論では解決しないと、これは、おたくさんのやつておられる立場は。政治の場で、年金とは少なくとも戦前戦後を通じて非常に日本の経済に協力した方々の老後の保障をしてやるんだと、これはあくまでも政治だと、政治ではやっぱ持ち出しで特別の制度をつくる以外にない、そういう問題以外にこの問題の解消の道はないんだということも私もずいぶん口酸っぱく議論してきて、これは渡辺厚生大臣当時、なるほど言われてみればそうだと、政治家の責任だと、官僚の責任じゃない、こういう非常に前向きな議論まで出てきたのです。がね、その政治の場で解決するという気持ちに厚生行政に立っていただけませんかというの、私たちはいま高杉さんも言ってます厚生大臣に求めている政治の場の解決なんです、政治の場の解決。

それについて問題を踏み切らない限り、年金基本懇の問題はどんなにいいくり回したって、結局は大臣申しわけないけれども、年齢の引き上げと、定年で首になった連中が適当に食えと、そういう雇用と年金とのアンバランスをむしろ社会に投げかけるだけであって、ちっとも社会保障制度としては前進しない、こう私は思うんですよ、その点どうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 目黒さんから大変厳しい御指摘をいただきましたけれども、先ほど安恒さんにもお答えをいたしましたように、この支給開始年齢を引き上げていくについては労働省自体にも私どもは協力要請をし、その中において労働大臣自身が、現在五十七歳から八歳に近いくところまで民間の定年も移行しつつありますけれども、それを昭和六十年には六十歳の定年まで持ち上げていくということを目標としてしっかりと打ち出されておるうちに、私どもは何も年金制度というもののだけが、実際に大きな老後生活の保障として現に役立っている中でひとり歩きをしようとは決して申しておらないわけでありまして、むしろ、そうしたそれに付帯する条件を整備していきたい、そういう中で年金というものを安定した経営が図れるように努めていきたいということを考えておるわけでありまして、もちろん私どもは、その政治の場における御議論というものを受けとめていき、それを実行に移していくことにはやぶさかではございません。それが一つの証左は、今回国会で与野党の合意により御修正をいただいて、政府としてもそれを受けとめておるようなものでございまして、そうしたものを受けとめていくことは当然でありますけれども、行政としてもやはりなすべきことはなしていかなければならない、努力をしていかなければならない、そのように私は考えております。

○目黒今朝次郎君 それでは逆にもう一つ、いま労働大臣の話が出ましたからね、新聞にも出ていました、閣議にも議論があったということも新聞の一部載っていました、この前の社労の労働日

の中で、わが党の片山先生だったかの質問に対して、年金の問題と雇用の問題、俗に言えは定年——定年という言葉は余り使わないところもありましたが、定年の問題は、やっぱ原則的にリンクさせるべきだと、六十五から年金を引いたら六十五まで定年をしくべきだと、六十から六十まで定年やるべきだと、それで、中間の空間はなくすべきだと、そういう原則的な考え方を労働大臣がこの場で述べたんです。そうすると、私は年齢の方はいまおたくは法律で次の通常国会へ出そうという準備をしておられるという新聞報道もあります。そうすると、自民党の方、政府の方は年金の年齢の方はばつぱつと法律をつくることには一生懸命であるけれども、定年の方の年齢を法制化することには非常に不まじめであるというの、これはどういう考えなんでしょう。私は、定年もやっぱある程度法律をもってきちんとすると、六十なら六十、六十五なら六十五、六十五にする段階では勤め人の定年は六十五ですぞというところを、きちんと並行したものを出して初めて私は議論に中身が出てくる、こう思うんですよ。連動させないで片方だけとんとんと進んで、労働大臣の方は六十年に六十歳を考えると進んで、しかし法制化は反対でありますというところで国会で逃げの答弁をしている。同じ自民党政府でこんな片ちゃんばな人間がどうしているんですか。ですから私はやっぱ年齢を上げるなら定年も上げると、連動させると。この連動の合意が自民党内でできないというは、法律を出したって私は法律の食い逃げだと思ふんですよ、しわ寄せを全部国民に持ってくる。そういう連動性が絶対条件だと私は思うんですが、大臣いかがですか。この連動性がきちんとなるまでは法案を提出しない、それぐらいの私は決意が厚生行政では必要だと、こう思うんですが、いかがでしょう。あなたが答弁できないけれど、やっぱこれは十一日の段階で総理大臣でも来て答弁してもらわないと、この問題は法案の審議それ自体にわれわれは入れない、こう思うんですよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まさにいま目黒さんの方から先に言われました、お前の権限外のところまで答弁できない分は十一日というお話であります、事実私も労働行政所管しているわけではありますから、私から断定的なことを申し上げるわけではありませんが、私は定年制の法律による本民間企業に対して、私は定年制の法律による強制というものができるかどうかについては、いろいろの問題点があるかと考えております。むしろ国との直接の雇用関係のある国家公務員についてでさえ、定年制が現実に施行されていないような状況なのでありますから、これはやはり私は労使の話し合いの中において実体的なものを担保していかなければ、また職種によっては六十歳定年といましても、体力的にそこまでの期間が無理な場合、その配置転換等についての保障が得られるのかどうか、そうした非常にじみちな議論を積み重ねるべきものだと、私は思います。ですから、私は労働省として六十歳定年というものを昭和六十一年に実施するという方向を打ち出されたことには敬意を表しております。それと、しかし現に非常に大きな国民的な関心をおこしております年金制度の前進というものを図っていく中で、現在すでに平均的な受給開始年齢が六十二歳まで上がっております。この厚生年金というものが、しかも一方では遺族年金が二分の一になるといって複數世帯の生活費の半分になるわけではないんだというような御指摘もいただいて、そうした点の改善も私どもは考えていかなければならない中において、実際に即応して、相当な年数をかけながらであることも支給開始年齢を変えていくという努力をすることが、同時に将来における若い方々の負担の問題等を考えても、わが国の年金制度を安定して運営していくためには必要なことだと私は考えております。そうした考えから、私は私としての職分において努力をしてまいりたいと申し上げておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○目黒今朝次郎君 新聞報道によると、五十五年

を目標に関係の委員会に諮問すると、厚生省がね。そういう新聞報道があるんですが、私はそこるところが大事だと思つてきつて言っているんですよ。たとえば、一歩下がって年金懸が提起している前提条件、雇用の問題その他の問題ありまして、こういうものについては、ある程度めどがつかないままに、並行審議という方法もあるけれども、私は前の厚生年金が五十五歳から六十歳に変わつたときと今日の経過を見ると、私はしてやられたと、こう思つておるんですよ。そうでしょう、あなた、六十歳と言ひ出したのはついに二、三年前じゃないですか。あのころの五十五歳から六十にするときは、やっぱり定年の方も六十歳を志向して努力するということでも五十五から六十に厚生年金は踏み切つたんじゃないですか。それは私も五十六歳、私はかつての国鉄の雇ひで、一般の適用がなく、任官して普通恩給法の適用があつて、それから国鉄共済法に切りかえて、国鉄員になつて厚生年金に切りかえて、国会議員当選して、まあ一生懸命やつていけるが、いま国民年金に切りかえ。だから私は四つの年金をずっと経験してきているんですよ、私自身は。いま私は一般国民年金の掛金の人間ですわ、うちの家内も含めて。それですから、私はずっと歴史を考えてみると、やはり何といつても今回の大事業は、前段に申し上げた定年制という問題、簡単に言えばこの定年制の雇用の問題についてどういう見通しを立てるか、この点のやつぱり詰めておかないままにこの年齢の引き上げだけ、財政という議論からだけの角度からとらえて先走りすることは危険だと私は言つておるんですよ。その辺の詰めて十分やつか、関係委員会なりあるいは関係審議会にかけるべきじゃありませんかと、そういう私の問題提起なんです。この点いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ですから、いまもお答えを申しましたけれども、私どもは並行して労働省にも定年延長というものについての六十歳定年実現というものを昭和六十年に目途を置き、その後において、七十年代の後半までの時間をかけてから六十五歳定年を施行するという方向についての協力を求めておるわけでありまして、ですから、これと全然かけ離れてひとり歩きをしているというところではないに、労働行政の立場から、そういう御努力をお願いしたいということを労働省にも要請しているんだということ、これは御理解をいただきたかと思つておるんですよ。そうして、それを並行しながら労働省にもそうした施策をお進めをいただく。年金制度としては、いま申し上げましたように、定年制と支給開始年齢の御議論に先ほどから終始しておられますけれども、その他の部分については、たとえば遺族年金の問題等も従来から何回も御提起をいただいている問題でありまして、そうしたものも踏まえて私どもは前進を図ろうと思つておるわけでありまして、その点は御理解をいただきたいと思つておるんですよ。

○目黒今朝次郎君 私は、ここにお集まりの政府の高級官僚と俗に言われる方々などは、なかなか経験しないのでしようけれどもね。私も国鉄ですが、国鉄の例を言えば、やはり五十五歳でやめて六十に延びたと仮定すると、いまは五十五でやめて五十五から年金ももらつていながら官僚は優遇されるという野末陳平君を含めていらない議論はあるにしても、五十五定年で五十五から年金、これは制度としてはやつぱり定年と年金がリンクするんですよ、現在の共済組合法。そうでしょう、公務員法もそうでしょう。この制度をやつぱり大事にするべきではないですかというのを私は基本的に述べているんですよ。おたくさんたちが、厚生省なり何々官庁やめて、何とかトンネル会社だかヘンネル会社だか知りませんが、ぼぼぼといけるか、そういう再雇用の道の開けていける人はなかなか庶民の苦しみはわからないでしよう。大部分の庶民は苦しんでいるんですよ。だから、せめて年金の年齢を上げる際には、雇用と年金をリンクさせた制度を最低限実現させてほしい、そのための作業を十分にやつてほしいと。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ですから、私は何度もし申し上げておきますように、この支給開始年齢を引き上げる問題につきましては、同時に労働慣行の方の問題がありまして、労働大臣に答申を受けてすぐに会談をお願いをし、そうしてその席上、年金懸の答申の説明を申し上げ、その上で労働省としての協力を要請し、労働省としても、ですから当面昭和六十年においての六十歳定年というものを確保すると、そしてその後においてなお六十五歳まで定年延長を努力するという方向を打ち出していただいております。私は、いま申し上げたようにその名前を覚えておられませんけれども、私もきょうの新聞で、労働省がそうした方向についての努力をされておるということを見え、いたしまして敬意を表している次第であります。決して私どもはその問題を完全にネグレクトして年金の問題だけを論議をしておるつもりはございません。しかし、年金にはまた同時に年金制度としての問題点もあるわけでありまして、私どもは最大限雇用の問題との調整を図りながら、同時に年金制度自身の問題点を解決するために努力をしておるということをお断言いたします。

○目黒今朝次郎君 これは何ぼやっても堂々めぐりだね。やる気がある、やる気があると言つてい

らないですね。これ以上言うともた失礼になるが、急がなければならぬ政治的背景は何なのか、三年、三十六回もかかったこの問題を、慎重に国民の皆さんに問題を提起してひとつ議論をお願いすると、そういう国民の議論の場をなせつくるうとしなののか、その政治的背景は何ですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、その三年間三十数回の委員会の御審議を経てお答えをちょうだいしたわけでありまして、それを国民の方々にできるだけ知っていただく努力を、その内容について知っていただくと同時に、その問題点についても御理解をいただく努力をすることは当然でありまして、その点については、私もこれからは一生懸命にお努力をしてみたいと考えております。いままでにもできる限りの内容のPRには努めてきたわけでありまして、これからも努力をしてみたいと思います。それと同時に、当面やはり早急に考えなければいけない点として、現在の遺族年金二分の一という考え方についても御指摘をいただき、また経過的な年金のあり方等についても、これはもう先ほどから本委員会におきましていろいろな角度からの御議論が出ております。また大きな国民的な関心を持たれていく問題でもあるわけでありまして、そうすれば、再計算年次を一年早めて、明年度国会に厚生省としての考え方を法律案の形で提起をいたしませんと、なお実は国民的なコンセンサスを得るにも私は支障を来すのではないかと、そのようにも考えます。ですから、内容を周知徹底し、また問題点について御認識をいただく努力はこれからもういたしてまいります。同時に、やはり再計算年次は明年度に繰り上げて、その中で厚生省としての考え方も法律案の形で明らかにし、もちろんそれまでに関係審議会の皆さんの御意見を伺ったり、いろいろな角度からの御意見をちょうだいすることは当然でありますけれども、最終的にはやはり法律案の形で国会に御提案を申し上げたものを、国民の代表としての国会の場においての御議論を願

うというのが私は至当な処置ではないかと考えております。

○目黒今朝次郎君 そうすると、逆から言えば、私が提案したことについては、いろいろな方法論があるだろうけれども、たとえばそこに年金課長いるけれども、毎週か一月一回か知らぬけれども、よく年金の問題で回答にテレビに出てきますね、私も注意深くよく見ています。しかし、年金課長がわかるとおり、国民自体は年金のこういう制度があるのがあるがたいなというところはわかっておいても、どういふ問題点、どういふ問題の主体があるんだらうというところを、あのNHKの番組で見れば見るほど、あるいは週刊誌の雑誌で見れば見るほど、やっぱり国民の皆さんはわかっておるようであらうないんです。わかっておるようであらうない。いわんや、もうびっくりしちゃた大砲などぶつけられたら、もうびっくりしちゃって、わかっておるのは審議会の委員さんだけ、あと国民はわからないと、わからないままに、あれやあれやと行ってしまおうというを私は心配するから、慎重の上にも慎重をと、こう言っているんです。ですから、いま大臣は慎重の上にも慎重にやって十分意見を聞くと言っていますから、法案を提出したからそれ社で早く、二カ月、三カ月で可決してくれないうことは言わないでしようね。その点ぐらいいいやってばり度量と距離がないと、こでりつばなことを言ったって、法案提案されてしまえば、社労を毎回毎回やってくれやってくれと言われたんではなかったものじゃないですね、これ。その点はあなたの若い良識にましますよ、テレビに出るだけじゃないんだからね。そういう国民のことを考えて問題点をしぼってもちろないうこと、これは答えは要りません。要請をしておきます、要請を。あとはまたその段階で議論します。

それで、私きょう時間がありませんから、一つだけ、これは厚生大臣に耳ざわりかどうかは知りませんが、日本の家庭には母子家庭というのがあ

あるだろうし、いろんな対策が講ぜられていいます。ところが、読売新聞の「婦人にくらし」というのをずっと私は好みでとっているんですが、お父さんと子供たちの父子家庭という問題が大分いま世論の対象になってきているというので、読売新聞も取材をやっていていふことなので、この問題についてひとつ、これはきょうは時間がなかったもので、本来ならば文部省とか大蔵省とかいろいろ皆関係方面も出てくるんでしようが、この父子家庭対策について厚生省内で議論された経緯があるかどうか、あるいは議論されたとすれば結論はどうなっているか、その辺を、ごく簡単に結構ですから一応聞かしてくださいます。

○政府委員(竹内嘉巳君) 父子家庭問題につきましては、ここ数年国会でときどき私どもも御質問を承っております。で、父子家庭の問題につきましては考え方が二通りあるかと思ひます。一つは、母子福祉年金、母子年金あるいは児童扶養手当のよう、所得保障という対象で父子家庭問題を考えるという方向が一つ、もう一つは、私どもの児童家庭局が所管をいたしておりますように、子供の福祉、つまり子という、子供の問題としてみればその観点からどう体系づけ、あるいは行政上対処すべきかと、問題が二通りあるかと思ひます。

一般的に所得保障問題につきましては、これは母子福祉年金あるいは母子年金ないし児童扶養手当という制度、あるいは母子福祉法という法律ができまじたいきさつ等からみても御案内のように、母子家庭の場合には、母親のいわば稼働能力というものが父子家庭の場合に比して、あるいは両親がそろった家庭の場合に比して当然低いといふようなことから、所得保障という観点からの措置が母子家庭についてはとられておるわけでございまして。五十二年に山口県の方で独自にこうした片親の家庭の所得状況を調べましたときにも、父子家庭の場合が大体平均月約十五万、母子家庭の場合が約十万という数字も実は県の方から報告をいただいて私どもも承知しております。

うに、このように母子家庭の場合が、どうしても両親がいしは父子家庭の場合よりも低いというケースがございます。ただ、そういった観点から、いわゆる所得保障という面で父子家庭問題をとらえるというところについては、率直に申しまして、現在厚生省としては、これは当面の問題というよりもいわば一つの課題というふうに理解をさせていただいております。

で、子の福祉という問題に關してでございますが、これは父子家庭の場合に一番問題になりますのは、その子供の問題でございます。もちろん、御承知のように保育所の入所基準につきましても、その第三項では母親のない家庭ということが保育所の入所基準の中の大きなウェイトを占めておるわけでありまして、それから、学齢期に達した場合は、低学年に対して、私ども都市児童健全育成対策という形で、児童館あるいは子供の指導員の助成、あるいは学校のほか、保育所であるとか、あるいは各種の施設の園庭の開放事業といったような形で、いわば子供の問題というものは、必ずしも父子家庭というふうに限定をせずに、いわば片親の家庭あるいは両親がそろっていても事実上共働きその他の事情から、いわば養育監護する者が日中いない場合の対応策といったようなものについての子の福祉という問題を取り上げておるわけでございます。

で、一般論としてそういう形で取り上げておりますけれども、現在私ども自身がこの問題で一つ検討いたしておりますのは、その父親が病気になる場合であるとか、あるいは父親が長期の出張その他で留守をするとか、そういったようなケースの場合の、いわばその子の福祉措置というものをどのように積極的に対処していったらいいか。それぞれこれは福祉事務所を通じてましてケース・パイ・ケースに対応するように指示はいたしてはございますけれども、率直に申しまして、制度的にこの父子家庭対策というものが明確に示されていないというところは私どもも承知をいたしておりますので、こういった問題、各都道府県あるいは市

町村で独自にいろいろと御検討いただきながらや先駆的な方策をいろいろ講じておられます。そういうところでのそれぞれの問題点なども聴取をいたしながら、私どもとしてもこの問題についての検討をいま急いでおる、かような状態でございます。

○目黒今朝次郎君 これは私きょう資料もったのは、福島県の方々の父子家庭のいろんな問題点を皆さんが自主的に取り上げて、共通の悩みとしてお互いに討論して制度的な整備も含めてがんばってもらおうやという運動をしていらつしやるんです。この一番最初提起をした方は鶴田さんという方で、私も電話をかけていろいろお話を聞きしました。こういう機関紙までつくって県とか自治体に働きかけている、そういうことであります。

私はいま政府委員の答弁を聞いておって、私自身もこれは小学校一年のとき母親に死なれて、ずうとと兵隊行くまでうちのおやじも子供に何といいますが、次のお母さんとの関係を味わわせたくないという親の配慮があつて、ずうと小学校一年から学校終わって戦争に入つて兵隊行くまで、私は母親の愛情というものを知らないままに育つてきた男なんです。ですから父子家庭の皆さんが、こういうアンケートもありですが、一番苦勞したのは裁縫ですわね、ぞうきん縫ったり、着物のほころびを縫うとか、そういう裁縫、妹の生理的ないろいろの問題について、おやじと私だけであつて妹にはなかなかわからないというようなことなどについても本当に苦勞してきました。でありますから、この記事を読んでやっぱり父子家庭に対する一般論だけでは、これはどうにも手の届かない問題があるんではなからうかというように考えまして、この問題について、確かに地方自治体では、たとえば福島県でもこの方々が働いて、今年度の予算にまあ父子家庭で乳飲みから小学校に至るまで介護人を派遣する予算を計上するとか、あるいは短期里親制度、こういうものをつくつて、県が補助金を出して子供たちのめんどうを見てやるのか、あるいは就職する際に、これは

文部省呼ばばそんなことはないと言ふのだからけれども、やっぱり現に片親というのは就職の際に非常に会社側が採用する際のハンディになつていふという点も、これはいい悪いは抜きにして現状そういう流れがあります。そういうものについて、県が保証人になつて、就職問題については心配するなといつて県が保証人になつてやるのか、そういう制度が福島県は皆さんの努力で制度化されておるわけなんです。ですから、私はこういう点から考えますと、やっぱりいま厚生省で一般論というだけではなくて、やはり母子家庭に見合う父子家庭の対応ということをやっぱり各自自治体に任せておくのではなくて、厚生省なら厚生省が中心になつて、文部省その他とも連携をとりながらやぱり制度的にこれらの方々のめんどうを見てやると、そういう制度化の方向に一步私は踏み出したい、いかがでしょうか。これは政府委員がむずかしかったら大臣の方からでも結構だと思ふんです。

○政府委員(竹内嘉巳君) ただいまお話がございましたように、たとえいま御引例いただきましたように、短期里親という制度につきましても、昭和四十九年以来私もそういうシステムを実は制度の中にすでに取り入れて、全国にそういう短期里親という方式を取り入れておるわけでありまして。また緊急一時保護という形でもこの種のケースについての対応はとつておるわけであります。で、一般的にいろいろ福祉、所得保障面を除きました部分につきましても、厚生省だけでは対応し切れない、たとえば公営住宅等への優先入居の問題であるとか、あるいは税法上の問題であるとかいろいろございまして。ただ、母子福祉あるいは寡婦の貸付金のように、父子世帯の貸付金という制度は遺憾ながらございせんし、それから、俗にヘルパーと称しております家庭奉仕員ないし家庭介護人の制度につきましても、母子家庭ないしは心身障害児家庭等についての積極的な制度化は、ございませうけれども、父子家庭についてはまだそこまで踏み切つていないというのが実態でござ

います。私どもとしては、こういった面を十分とらえながら、少なくとも子供の福祉というものの観点から積極的にこういった問題について手を打つべきものについては積極的に手を打つてまいりたい。御承知のように、ことしは国際児童年でもございまして。私どももそういう観点から十分問題点を認識しながら、ただいま先生から御紹介ありました福島県の方々の父子家庭のグループの方の意見なども私も参考までにいただいておりますので、そういうような点も十分検討した上で厚生省としても対応させていただきたい、かように考えております。

○目黒今朝次郎君 これ大臣ね、私もこんなにと

思ひなかつたけれども、たとえば七十六人の実態を調査してみますと、一歳から六歳の方が二十一人、小学校の生徒が四十二人、それから中学校が二十六人、大体三分の二強、四分の三近くがこれは義務教育の年代を抱えているんですね、義務教育の年代を。そして、なぜこうなつたかという原因を見てみますと、離婚と死別が六、四ぐらいです。六ぐらいは死別、あるいは三ないし四は離婚と、こういうことでして、そしていま経済的な問題を話しましたがね、こういう小さい子供を扱っているものですか、結局は、何といひますか、普通の会社とか、常用雇用になつておつても、留守番を頼むとかなんとかということになつて結局経済負担が出てくる。だから全般的に見て、男は経済的なことについては生活を守る義務があるんだという一般論を私は否定いたしません、この収入状態を見てみますと、先ほど例に挙げた母子家庭が十で父子家庭が十五万と、この数字は必ずしも義務教育の子供を抱えているお父さん方には私は通用しない、ほとんど母子家庭の方々と同じような経済的な環境に置かれていて、義務教育児を抱えている人、特におっぱいを飲んでる子供を抱えている人はなおさら手放せないで、で、まあ生活保護を申請しても、おまえさんは男なんだからそんなよくよしないで働けといつて、生活保護も民生委員の方からチェックされてしまう

と、そうするとどこにも行くところがない、こういう問題が絡んでくる。でありますから、私はこれを見まして、地方自治体に任せておくという現状から一步踏み出して、やはり父子家庭の実態について、各都道府県全体にしてみれば一番いいんでしようけれども、やはり半分なら半分ぐらいいは、第一年度として、あるいは三年間ぐらいいと、そういう全国的な調査をやつて、それに見合う行政側の対応ということをやっぱり系統的にお願いしたい。そして、その上に立つてこの母子福祉法に見合う父子福祉法の制定が必要かどうかという判断も、その実態調査の上にならうかといふやっぱり取り組みをぜひ厚生省の段階で関係各省と連携しながらやつてもらいたいなあと、こ

う思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹内嘉巳君) 昭和五十年の国勢調査に従ひまして数字を点検をいたしてみますと、十八歳未満の子供を抱えたいわゆる父子家庭というのが、全国で約十万人世帯というふうに国勢調査の結果から数字の上で掌握されております。明年五十五年、またその国勢調査の五年ごとの時点でもございまして、そういう点についても十分、あるいは厚生行政基礎調査の向上につきましても、この問題については十分留意をしながら統計的にも対象を把握をしてまいりたい。ただ、一言申し上げまして、ただいま申し上げたんですが、なかなか父子家庭というケースの概念のつかみ方の場合に、法律上は御承知のようにいわゆる法律婚でなくて事実婚も認めておりますように、その面からいいますと、なかなか外形的な判断というものが父子家庭の場合にむずかしい点があるというふうに、実は個々の父子家庭対策をすでに積極的に取り組まれた自治体の方と私どもが話を承つておりますときにも、その辺が一番頭が痛い点でというような報告なり、あるいは問題指摘を受けております。必ずしも統計数字の上だけで、この父子家庭問題というのを単純に判断し切れない問題点もあるというところだけは御留意いただければ、私どもとしても積極的にこの問題について検討は進めてま

いりたいと、かように考えております。

○目黒今朝次郎君 それから、これ私見している、たとえば小学校の一年生、二年生がおつて、学校参観とか、それから学校の行事があつてなかなかうまくいかない。それで、子供のめんどうを見るためにこの際勤めをやめてひとつ商売をしようにと、事業をすれば結局家庭におつて子供のめんどうを見れる、そういう発想が出てきて、母子家庭の皆さんには事業の貸し付けの融資制度があるわけですね、そういうものを準用できないだろうかというのを市役所の窓口に行つて相談すると、そんなものはないと、男と女は違うんだといつて門前払いを食はせられるという経験を何件か経験しているんですね、農家の方も含めて。ですから、こういうものについては、制度ができるまで私は行政解釈、運用に弾力を持って、現代の母子家庭に見合うような、まあ税金とかそういうものは少くも実質的に検討してもらわなければなりませんから、年金の問題とか、それから税金の軽減の問題とか、こういう問題はもう少し調査を持って実態を把握してから議論するということ、私はそれは認めます。それ以外の福祉行政などについては、やっぱり母子福祉法等準用して、運用なり、その方法で考えてやるというぐらひは当面のつなぎとして私は指導してしかるべきじゃないかと、実態に応じて、むずかしいことを言わないで、そういうことをひとつ各都道府県などに指示をして運用の妙を發揮するというのも、やっぱり私は政治の場のことではないかなと、こう思うんですが、この請願書を見ますと、そういうことも含めて、これは福島県議会議が、二月十六日の県議会で採択をして、厚生大臣の方あるいは文部大臣の方、大蔵大臣に要請をするということ、を、自民党も含めて全会一致で福島県議会議はこれを採択しているという経緯もありますので、ひとつ前向きに検討してほしいと、こう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど目黒さん御自身の幼いときの体験を踏まえた御発言を傾聴させ

ていただきました。いまいろいろな角度からのお話がありましたが、国としてもまたいろいろな角度で、どうしたことができるのか、またどういう問題が必要か等については事務局にもできるだけの工夫をしてみたいと思つております。ただ、現実問題として、御指摘のようなケースの場合に、たとえば世帯更生資金を活用していただくとか、対応の方法もあるわけでありまして、第一線の窓口において御相談を受ける段階で、あるいはそうした点についての指導に欠けるところがあるかもしれない、やはりそういう点についても注意を喚起しておかなければならぬと思つておりますので、そうした点についてもこれから考えてみたい、そのように考えております。

○目黒今朝次郎君 最後に要請ですが、やっぱり窓口に相談に行く方は相当困つて私は相談にいらつしやると思つております。そのときに、まあこの前の厚生大臣の所信表明の演説じやありませんが、やっぱり法律にありませんからと門前払いを食はせるようなことは、私は福祉行政としては余り賢明じゃない。その点やっぱり温かみを持って、この方法はないけれども、この方法を考えれば、生活保護のこれをやればこうなりますよといつて、やっぱり窓口で親切に教えてやって生きがいを感じさせるといふ厚生行政を、私はぜひ厚生省のサイドで各都道府県と事務所の皆さんに機会があれば早急に伝達してもらつて、皆さんが気軽に窓口相談に行けるような体制をつくつてやるということについても配慮をお願いしたいと、こう思います。

それから、きょうは本日は中国の阿波丸の問題をちよつと取り上げたいと思つたんですが、時間がありません。ただ、私も戦争を経験した者として、あの船で私の友達も亡くなつていましたので、遺骨収集その他について新聞発表がありましたけれども、早急に遺族の皆さんの期待にこたえるように、厚生大臣なり援護局の方で、関係方面と協議の上速やかに実現されんことをお願いいたしますし、時間が来たようでありますから要望だけ申し上げてこの問題はお願いたします。

○委員長(対馬孝且君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩をいたします。

午後零時三十九分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(対馬孝且君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小平芳平君 初めに児童手当についてお尋ねをいたします。

昨年のこの段階の改正のときにも児童手当について伺ひまして、その趣旨は、福祉ばらまきとか福祉見直しとかいう声に乗つたかのように、何となく厚生省の児童手当に対する取り組みがおつかなびつくりやうな感じがして、当時の小沢厚生大臣が、確かにそういうふうに見られる面もあるけれども、決してそういうふうにと終らせるのではない、むしろ趣旨の御答弁がありました。また、厚生大臣が、むしろ現在の第三子というよりも第二子に拡大して適用するということも検討すべき課題だといふような御趣旨の御発言もありました。で、本年の今回の改正にも、昨年の改正と同じような物価の値上りのその率、物価の値上りに対する応急措置としての特に低所得者階層に対する引き上げを実施しようといふような趣旨かと思ひます。

うものももうすでに定着してまいつておりますし、私どもも現在の児童福祉というだけでなく、積極的な意味で、児童のあり方を将来に問うという意味から言えば、児童手当制度それ自体が今後どのように改善され、現在の社会情勢の中で定着をすべきかという観点から、現在の児童手当に関するいわば中央児童福祉審議会における児童手当部会の御審議をお願いをしておるところでございます。ただ、御承知のように、第二子ないしは第一子ということそれ自体、非常に大きな財政上の制約も抱えておりますだけに、程度慎重な判断も必要でございますし、こういったものの社会保障制度全体の中におけるいわばおのづからとるべきと申しますか、持つべきウエイトがあらうかと思ひます。そういう意味で、児童手当部会におきましても現在御熱心に御審議をいただいているところでございまして、私どもとしては、むしろ小沢大臣あるいは現在の橋本大臣のこれまでの国会の答弁でもお示しいただきましたような基本線というものを守りながら、この問題について積極的な意味で改善に取り組んでまいりたい、かように考えているわけであります。

○小平芳平君 いまの局長の御説明で基本的な取り組み姿勢はわかります。で、これからの段取りとしては、いま局長が御発言の児童福祉審議会における答申を待つというふうなことになるか。御承知の社会保障制度審議会の今回の答申に当たつても、制度の理念と仕組みについて見直しを急ぐべきであるという意見が述べられて、これも御承知のとおりでありまして、その辺のこれらの取り組みはいかがになりますか。

○政府委員(竹内嘉巳君) 今回の改正法案の提案に当たりましたも、ただいま先生から御指摘いただきましたように、社会保障制度審議会におきましても積極的な意味での現行制度の点検、そして改善への対応策を急ぐようにという御指摘もいただいております。また、先ほど私申しましたように、中央児童福祉審議会の児童手当部会でもできるだけ早くということで、関係の先生方非常に御

熱心に研究を申しますか、討議、審議を重ねていただいております。私も、いまのところ手当部会そのものの結論が正確にいつごろまでというふうなタイムリミットを課することは、どうも先生方に対しては大変失礼にも当たりますので、気持ちとしては私も参加させていただいたこととにできるだけ早くお願いをしたいということをお願い申し上げます。ただ、いま先生御指摘のように、そしてまた先ほど私もちらっと触れましたように、やはり社会保障制度全体が国の経済の中で持つべき役割りというものは非常に強くなっておりますし、また、その持つべき役割りの中でどの部分にどの制度がどれだけの国民の福祉というものを担っていくか、そういう観点から、やはり児童手当という仕組み自体がある意味では再検討されなければならぬ、それは私も否定できないかと思ひます。そういう意味で、率直に申し上げまして、一番審議の過程で最大の問題点として取り上げられておりますのは、第二子への拡大論という点に焦点がしぼられていることはこれはもう当然でございますし、それだけに私もこれでも、その取り上げ方については、御審議を横で拝聴しながら、そして私もなにもいらないその問題点を整理しておる過程で、一律にそういう方向にいけるのか、あるいは途中でワンステップ置いてこれに対応していくのか、その辺のところが必ずしもまだはっきり児童手当部会の御審議でもこの場で御披露申し上げる段階になっておりませんのが残念でございますけれども、私もなにもいらない問題についての対応策というのは逐次固めながら、できるだけ早い機会にこの問題については御回答できるようにしてまいりたいと、かように考えておりますが、しばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

○小平芳平 局長がいま御発言のように、私も第二子への拡大が最大のいまの課題であると思ひます。高齢化社会ということに対する議論はずつともう続けられておりますが、それこそ国会でも高齢化社会への対応ということが議論されておりますが、さて、そういう高齢化していくと自体は必然な成り行きとしまして、じゃ次の健全な児童の育成、次の青少年のその育成、養成というものがついてこないことには社会自体が成り立たない。単なるそういう経済的に働き手が多いとか少ないとかいうことですが、非常に根本問題ではあります。次の社会自体がどういう児童が育ってくるか、青少年が育っていくかということにも非常に大きな課題があるというふうな考えでいるわけですね。そういう意味から、大体この厚生省の取り組みは私も了解いたしております。とにかく単なるそういう見直し見直しという、そのことだけで何か悪いことややっているみたいな、児童家庭局長がそんな気持ちになつていてわけじゃないと思ひますが、そうじゃなくて、どういう社会にこれからなっていくのか、高齢化していくことはこれはもう目に見えている、とともどもどうした児童が育ってくるのか、また、そのために現在のわれわれが何をなすべきか、政治は何をなすべきかということから児童手当を論議してほしいということを見解として申し上げておきます。

それから、次に年金に移りますが、この年金問題は、基本的な問題としては先ほど来御議論の支給開始年齢を六十五歳に延ばすということ、具体的には厚生省は何かおやりになるのかどうか、その点はいかがでしよう。先ほど来考え方についてのお話がずいぶん交わされましたが、これからどういうことを進めるお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今度の基本問題懇談会からの答申の中には、御承知のように支給開始年齢以外に幾つかの問題点、当面直ちに着手すべしという指摘がなされております。その中には遺族年金その他の問題もあるわけでありまして、けれども、支給開始年齢に限って申し上げますならば、これは私もとしてはいつかどうして通らなければならぬ道でございますし、幸い答申を受けました直後労働大臣との会談を持ちました際に、労働省としても六十歳定年制に向けて、いまも努力をしておられるわけでありまして、けれども、それを昭和六十年という時点に限られて六十歳定年というものを實現し、なおその後昭和七十年代の後半には六十五歳まで定年を延長するように努めていきたい、同時に、定年制の延長というものは六十五歳というものが一つのピリオドであつて、いま世論調査等を見ましても、六十五までは働きたいが、六十五からは従来の蓄えあるいは子供の協力等を得ながら年金というものを一つの柱にして次の生活を組み立てていきたいというふうな国民のニードの中で、六十五歳以降は年金というものをしっかりしてもらいたいというふうな問題も逆に提起をされておまして、そういう方向へ向けて私も今後努力をしてみたいと考えております。

具体的には五十五年度の再計算年次におきまして、一年繰り上げて行うわけでありまして、けれども、この再計算年次を繰り上げる時点におきまして、六十五歳に二十年ぐらゐの時間をかけて支給開始年齢を引き上げてまいりたい。これは一方における雇用情勢の中での定年制の延長とある程度歩調を合わせることもなるわけでありまして、そういう形で対応してまいりたい、そのように考えております。

○小平芳平 そうですね、簡単に結論を繰り返しますと、五十五年度におきまして、新聞に報道されているように、次の通常国会を目標として二十年ほどの経過措置をとって六十五歳支給開始の法律改正を提案する、準備をするということですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) かつて昭和二十九年でありましたかに、一度五十五歳から六十歳に支給開始年齢を上げましたときにも、二十年という時間をかけて五歳の引き上げをいたしました。その当時の状況から見ますと、すでに支給開始をしておられる方の数も非常にふえておりますし、やはり二十年ぐらゐの時間をかけて五歳の引き上げというものは行つていかないと、個々の方々の老後生活の設計の上に大きな影響を及ぼす危険性がある、そのように考えておりました、大体それぐらゐの時間をかけながら支給開始年齢の引き上げというものは対応してまいりたい。一方においては定年制の延長というものについて労働行政の中においてそれを確保できる条件づくりをしていただきたいと、そのように考えておるわけでありまして。

○小平芳平 今のところが、この午前中の質疑と答へますので同じことを繰り返したくないわけですが、一方では、厚生大臣は厚生年金の支給開始年齢は六十五歳にしますということを強力な推進をしていくとおっしゃる。ところが現在、実際問題いま定年制は五十五歳定年がおかつ四十何%あるわけでしょう、現実。そして、すでに厚生年金支給開始は六十歳なんですけれども、なおかつ五十五歳定年だし、それから、現在のところ六十歳までの定年延長は言われておりますが、それより定年を延ばすなんてどこでも言っていないわけでしょう。あるいはそういう可能性があるわけですか。とにかくこれも午前中の議論で、あるいは私も予算委員会の審議等で尋ねましたし意見も言いましたが、一方では定年制は法制化はできないと言っているわけでしょう、現実、政府はですね。で、法制化できないということ前提に考えても、六十五歳に定年を延ばそうなんてどこも言っていないのに年金だけが先に六十五歳を目標に新しい出発をしようというところに非常に不安があるし、それから納得できないものがあるわけですね。ですから、これはかつての人生わずか五十年とか定年制五十五歳とかいうことは、それはいつまでもそれに固執すべきじゃないということでは大多数の方が了解してきていると思ひますが、そういうその社会自体が変わつてきているということはわかるんですが、厚生年金の方は六十五歳を目標にもう来年からでも出発しようとおっしゃる、二十年の経過措置、それを置いて出発しようとおっしゃる。しかし一方では定年制がついてくるのかどうかですね。まあそういう意味で当委員会でも集中審議が予定されているということと

ありますけれども、それは厚生省としては、厚生年金の支給開始年齢は六十五歳にしたいという計画はあります。しかし、これも午前中に述べたから繰り返しませんけれども、共済組合ですね、これから始まって二十年で六十歳にしようというときに、今度はこちら、これから始まって同じように二十年で六十五歳にしようという大きな開きをつけたまま進めていこうという、その辺が納得できないわけですね。ですから、厚生省としては、そういう計画はあります。高齢化社会を望んだときにそういうことが必要になりますと、ゆえにですね、その働く方もきちっとその政府一体となつてついてきてくれないと困るんだと。法制化が必要か、法制化しなくてもそれが実現できればいいですけれども、ただ年金だけが先回りしちゃって、職場がなくて、五十五歳で定年になって十年間、六十歳で定年になって五年間働く場所もない、そういう人をつくっちゃいけないですよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま、ちよつと私も正確な年次を忘れましたので調べさせておきますけれども、実は六十五歳定年を目指すということにつきましても、すでに閣議においてその方針を労働省から提起をされ、閣議としてそれに了承を与えた経緯がございます。そのもとになりますのは、五十三年の七月に出されました労働大臣の諮問機関であります中期労働政策懇談会というもののの中で、まあ定年年齢というものが、高齢雇用の確保の重要性和、昭和六十年にかけまして五十五歳から五十九歳階層が急増期に当たつておるということを踏まえまして、まずその昭和六十年というものを一つのタイムリミットとして六十歳定年への延長をうたい、なお引き続いて次の目標として六十五歳定年の問題に取り組むことを検討する必要があるという、私的諮問機関でありますが、提言を踏まえて閣議がその方針を了承した経緯がございます。で、私どもは六十五歳定年というものの向けて、失礼いたしました。これは順番が逆になりまして申しわけありません。五十二年六月十八日の閣議決定をされました。

第三次雇用対策基本計画の中におきまして、六十歳までについては企業の定年延長等の促進等により雇用の安定に努める、それから六十歳から六十歳以上については定年後の再雇用及び勤務延長を含めて再就職を促進する、それで六十五歳以上についてはこれからの者の能力に対応して社会参加の機会の確保に努めるという雇用対策からの基本計画が出ておまして、ここで六十四歳までが、要するに生産可能年齢であり、雇用というもののの中に、勤務延長等を含めた職場の確保をするという方向が出されておまして、それを恐らく受けたのでありまして、ちよつと私もその労働省の方のタイミングその他をよく存じませんけれども、労働省の方で大臣の諮問機関として設定をされました中期労働政策懇談会からは、五十三年の七月二十日に出されました答申として、まず昭和六十一年までの六十歳定年延長、そしてその後の目標として六十五歳定年というものを実は打ち出しておるわけでありまして、まあ私どもとしては六十五歳定年というものを厚生省の希望的観測として申し上げておるわけではないということには御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、そこに至ります過程で明らかでなかった部分があるわけでありまして、それを先般の労働大臣との会見の際に、六十歳までの定年延長を、現在が五十七から八の間ぐらいになっておりますけれども、これを昭和六十年には六十歳定年というものの実現を図ると、そして、引き続いて六十五歳までの定年延長に努めていくという方針を確認を願つたわけでありまして、私どもとしては、その計画が計画どおり推移していくことを期待しておるわけでありまして。

○小平芳平君 まあ大変結構な閣議了解でありまして、私もそれは大変結構だと思ひますが、私がいま申し上げている趣旨は、労働省なりほかの省が出席されて集中審議する場合はいままのようなお話を主眼としなきゃならぬが、解決をすべき課題であります。現段階で厚生省に私がいま申し上げている趣旨は、そういうように働く場所が

ついてこない段階で年金だけが先に六十五歳を出発させては困りますよと言ひのが厚生省の役目でありまして申し上げておるわけですね。それは国全体として社会情勢が変わつていくわけですから年金も変えざるを得ない、六十五歳支給開始というところにならざるを得ないということ厚生省が見通されたならばほかの省がそれに付いてきて、それでこの現実見てごらんない、もう五十五歳とか五十六、七歳で定年退職しておられます、私たちが同期生なんかが、実際問題、定年退職せざるを得ないんですが、働き場所がなくなるんですが年金は支給開始になつてないわけですね、六十歳になつてないですから。そういう現状において、なおかつ年金は六十五歳から支給を始めておるといふことを打ち出すからには、ほかの省が政府としてついでにこないことには政策が厚生省はできませんよと、こう言うのが厚生省の立場じゃありませんかと申し上げておるんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただ、これは小平さんよく御承知のように、年金という問題が非常に息の長い問題でありますだけに、私どもとしては、いま先ほどから申し上げておりますように、労働省に対して雇用体系における定年制の延長というものを現実検討していただくことをお願いし、労働省もそれに対して非常に誠意を持った答えを出していただいておりますわけでありまして、そういう努力を私どもは決して怠つておるわけではありません。ただ同時に、そういう問題が一方であることも事実であります、制度全体が非常に息の長いものであることを考えますと、たとえばいま私自身が四十一でありますから、いわゆる六十五歳からの支給開始を受ける世代というのはまさにちよつと私どももぐらゐる年次でございます。そういう意味では、現在民間企業等におきましてもちよつと第一線の年配でありますし、それがじりじり、支給開始年齢も高まつてはまいりますけれども、同時に現実の定年もすでに五十七、八歳まで来ておるとは先生御承知のとおりでありまして、また一方では厚生

年金の支給開始年齢というのもの、平均すると六十二という状態になってきておるところを考えたならば、私はそれほど無理な将来目標を立てておるとは考えておりません。ただ、御指摘のように非常に不安を残す問題点でありますから、労働省のみならず、これは民間の各企業その他に対しまして、できるだけ機会をとらえながらこうした問題の所在を説明し、納得を願ひ、将来における雇用体系の変化というのに対応する努力を願ひすることは当然でありますけれども、同時に、非常に息の長い問題を抱えておる年金というものの性格からすれば、問題を提起し、御検討をお願い、将来への方向を定めるといふ点におきましては、私は明年の再計算におきまして支給開始年齢引き上げというものを一つの具体的な方向に乗せるということが時期尚早であるとは考えておりません。その点につきましては、やはり年金制度というものの持つ特質についてもぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○小平芳平君 またこの問題は次に引き続いて質問したいと思ひます。きょうはこれで終わります。

次に、スライド制の特別措置、物価スライドの特別措置についてであります。この点については社会保障制度審議会の御指摘は十分御承知のこととございまして、むしろその便宜的な措置をとるよりも基準の改正を図るべきだということの点についてどうお考えですか。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕

○政府委員(木暮保成君) 現在の厚生年金と拠出制の国民年金につきましては、消費者物価が五%を超えて上がりましたときに自動スライドをするという規定があるわけでございます。これは制度審議会の御指摘にもありますとおり年金の基本的なルールでございまして、軽々しく変えるべきものではないというふうに思ひます。特に日本の厚生年金、国民年金の場合には、まだ成熟化が進んでおりませんので、この時期でスライドのルールというものを考えますと将来いろいろ

るな問題が出てくるというふうに思うわけでございます。そういう点で、基本的なルールでございまして、軽々しく変えるべきではないという点につきましては制度審議会の御指摘に全く同感であるわけでございます。

ところが、一方でこの消費者物価が、結果的には三・四%になりましたけれども、予算編成の段階で四%の物価上昇が見込まれたわけでございます。そうしますと当然自動スライドは働かないわけでございますが、四%という物価上昇は、低いものではないということ、それからまた、共済組合が夏の人事院勧告の線に沿って三・八四%の公務員の給与の引き上げに伴って年金を動かすということがございました。そういう点を考慮いたしますと、五%のルールには達しませんが、判断をいたしまして、当時四%、現実には三・四%ということになりましたけれども、臨時的な措置としてスライドを行うような法律改正を御提案申し上げたところでございます。このスライドのあり方につきましては、今後とも掘り下げていかなければならない問題点だと存じますが、やはりこのルールの変更ににつきましては慎重の上にも慎重を期さなければならぬ、こういうふうに考えたわけでございます。

○小平芳平君 局長のその説明なさることはそのとおりだと思いますが、実際問題として、今年度、五十四年度はもう少し物価が上昇する気配にあるわけですね、実際これはわかりませんけれども、したがって、たとえば四%台というふうなふうな上昇してきた場合、今回は特例措置で改定しましたが、来年はことしよりももう少し物価が上昇した、四%台の上昇だった、しかし五%には届いていないということになったら、また特例措置をやらなくちゃいけないでしょう。

○政府委員(木暮保成君) 今後の物価の動向でございまして、五%を超える場合も当然あるかと思ひますが、また五%以内におさまる場合も出てくると思ひます。その際に、また公務員の給与に

ついての人事院勧告がどうなるか、それに即しまして共済年金がどういう判断をするか、そういういろいろな要素が今後も繰り返す可能性はあろうかと思ひますが、一方でそのルールのあり方につきまして検討を深めると同時に、また、そういう事態がありますればその段階で判断をしてまいりたいというふうに思ひます。

○小平芳平君 局長がいま言われたように、ルールのあり方も検討しなくては、とにかく年金は長期にわたると、大臣もおっしゃる通りに、確かに年金は長期にわたって計画されていかなければ困るわけでございます。したがって、この制度そのものが、五%ということがいいのかどうか、それはむしろ五%以上の消費者物価上昇があれば厚生省はほつとしたと、これで特例措置をやらなくて済んだというふうなおかしいですよ、これは。制度として、ルールとしてですね。それは四%台というふうなことはないかもしねません、あり得ないかもしねませんけれども、もし仮にそうなったときには、前の年が三%台で特例措置を講じて引き上げをしまして、次の年は四%台に上昇した特例措置は講じませんというふうなおかしなことでありまして、そういうことではやはりこの審議会が指摘していることもきわめて一理あると思ひま

せんか。

○政府委員(木暮保成君) 年金のスライドのルールの問題でございまして、確かに毎年毎年臨時措置を講じているのも問題であると思ひますが、一方で、日本の場合には年金制度は成熟してないというところが諸外国と違うところだと思ひうわけでございます。今後どういうふうな年金給付がふえ、さらにそれに伴って年金の負担がふえていくか、そういう問題がございまして、この五%というのを簡単に変えるということも問題があるかと思ひますけれども、しかし、ことしの臨時措置を講じたのは社会保険審議会の御意見に基づいてやったわけでございまして、社会保険審議会でも引き続きルールのあり方を検討しようというふうなことでございまして、その検討結

果をいただきまして厚生省としても判断をしたいというふうな考えております。

○小平芳平君 次に、国民年金被保険者基礎調査をおやりになりましたですね。この点もちょっと午前中もお話が出ておりましたが、この基礎調査、厚生省は何のためにこの調査をおやりになつて、それでこの調査が何に使われようとしているかですね、その辺を伺いたいです。といひますことは、私たちが実際地方で聞くお話の中には、国民年金の保険料を次々と引き上げていかれますと、とてももう払い切れないという人が出てきやしないか、そういうことを恐れる。実際庶民の実情からすればそういうことが出てくると思ひます。ですから、何か一カ月四千円とか五千円とか、そういう保険料納付ができるという人がたくさんいるようなこういう報告をするというのは何を意味しているわけですか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金の被保険者の方々さまざまな分野の方がおられますので、五年に一遍ずつ被保険者の方の実態調査をいたしておるわけでございまして。調査項目といたしましては、ただいまの保険料どのくらいまで負担できるかという以外にも、仕事をしているかしていないか、している場合にはどういう立場でしているのか、これを毎年見ているわけでございまして。で、国民年金の被保険者の階層はどういうふうな動いておるか、三次産業の動きとどういう関係があるかとか確かめておるところでございまして。それで、保険料の負担どのくらいまでできるかというところにつきましても毎回調査項目に挙げておるわけでございまして。

それで、これも午前中からいろいろ御議論がございまして、いづれにしても、国民年金もかなり保険料を上げていかなければならぬという実態があるわけでございまして、国民の負担能力というものを私ども常に気をつけていかなければならぬわけでございまして。今回の調査の結果は、ただいま先生の御指摘にございまして、四、四千円というのが四三%で一番多かったわ

けでございまして、五千円ぐらい負担できるといふのが一九%、というところ、山があるわけでございます。それで、この調査結果でございまして、私どももいたしましては、将来は八千円程度の保険料まで引き上げてまいりませんと年金財政が保たないという見通しを持っておるわけでございまして、実は五千円程度の負担しかできないというところでございまして、国民年金の将来の問題としてはかなり大きなフアクターになるわけでございまして。ただ、私どもこれを見まして一つ思っておりますのは、現在の年金、国民年金は五十年年金、十年年金というのが一番出ているわけでございまして、十年年金の場合で二万五千円弱とございまして、二十年年金の場合で二万五千円弱とございまして、八月から二万百円ぐらいになるわけでございますが、この調査に応じてくださった方々の周辺で受けておられます年金金額が二万五千円あるいは二万円という額でございまして。これも当然のことながらだんだん年金額が上がっていくわけでございまして、それに付随して国民年金に対する理解も深まっております、五千円ではなく六千円ぐらい持つてもいい、七千円ぐらい持つてもいいというふうなことでして理解していただくようにしなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございまして。

○小平芳平君 私が申し上げるまでもなく、それは保険料が五千円、六千円、一万円でも全く家計に響くような金額ではないという人もおられるわけですよ。しかし、三千円、四千円でも非常に家計が大変だという方もたくさんいらっしゃるわけですよ。ですから、そういう点を含めた上でどういふことが言えるかどうか疑問に思ふのですが、四、四千円以上納めることができるのか、五千円納付できるといふ方が何%いるというところを、ですから、年金制度そのものの、国年そのものの課題としては、こうした一律保険料でいいのかどうかということがあるわけですが、基本としては、ですから、そういう点も考え合わせの上で、こうした発表は、あるいは何といひますか調査の結果の分析

はもつと慎重に取り組むべきだと思ふんですよ。

○政府委員(木暮保成君) 御指摘の点は国民年金制度の将来の問題で一番大きな問題の一つだと私も思っております。で、国民年金の被保険者、さまざまな階層の方、さまざまな職業の方がおられますので、現在は定額保険料という形でやっておりますわけでございます。しかし、相当保険料が納められる方もいる一方、現在の保険料でもかなり無理をして納めていただいている方もいるだろうと思ひます。現実には免除を受けておられる方もいますのでございまして、そこで、所得比例制を保険料に加味するというのが課題になるわけでございまして、この二千七百万人の方々の所得というものを正確に把握して所得に応じた保険料を取るということは、かなり事務機構の上でも大きな問題でございまして、取り組まなければならぬ問題であることは御指摘のとおりでございますが、少し時間をいただいて研究を進めさせていただきますと思っております。

○小平芳平君 時間をかけて検討すべきだと思います。ただ、特例納付の四千円が高過ぎるということだつて十分言われているわけでし、御承知のように、ですから、何か特例納付の四千円が高過ぎない、そのためのキャンペーンとか、あるいは保険料を将来値上げしていかなくちゃならないための調査みたいなそういう受け取り方さえされるわけですか。それがちです、これではね。ですから、もつと取り組む取り組み方が、いま局長が説明なさつたように、対象国年の被保険者はもうごくきわめて多くの収入階層の人がいるということが絶えず前提だということですね。ですから、こうした発表は慎重であつてほしいということをお願いいたします。

それから次に、児童扶養手当について。この点について沖縄県で着服したという事件があつたということが新聞にも出ておりますし、厚生省からいただいた資料にもこれが出ております。こうした一つの事件を、いまここでいい悪いということを私は申し上げるのではなくて、制度的な欠陥が

あるのかどうか、こういうことについて伺いたいんですが、いかがですか。

○政府委員(竹内嘉巳君) 沖縄で発生いたしました児童扶養手当の不正事件でございますけれども、先生おっしゃる通りに、構造的な欠陥があるのではないかと御指摘でございます。構造的と言われる趣旨になつてまいりますと非常に私どももお答えの仕方がちよつとむずかしいんでございまして、率直に申し上げて、現在の仕組みの中ではいまだ申請主義をとつておるわけであります。かつ児童扶養手当の対象になりますのが御承知のように大部分が生き別れの母子世帯、それだけに、その母子世帯になりますとなかなか複雑な事情などがございまして、一方的に役所の側から、いわばそういう世帯を見つけては、あなたのところは該当しておるんじゃないかというふうな意味、あるいは児童扶養手当の支給漏れをなくすという意味からはそういうことについてはそれなりの一つのメリットがあるわけでありますけれども、裏返しにいたしますと、対応する世帯にとつてのいわばプライバシーの侵害みたいなものも出てまいります。それに、かつは生別の母子世帯の場合にはかなり流動的でございます、いわば俗に言う事実婚と申しますか、そういった状態などがございまして、その状態も継続しておる状態なのか、あるいは一時の状態なのか、あるいはまたまたさういふふうな外目に見られておるのが果たしてどうなのかというふうな不安感も入ります、なかなか実態は、一たん申請をされたところに実地調査に行つても非常にトラブルの起こりやすいケースがございまして、確かにこういふ不正事件があつたという点については遺憾でございますし、このこと自体については対応策としては、やはり部内の監査なりあるいは受給者名簿と、それからその支給者とのクロスチェックを行うとかいうような、事務処理上の対応策について十分検討して何とか

対策も講じたいと思ひますし、かつは監査その他をより頻繁に行うというふうなことで、実はこの不正事件についての教訓を生かしてまいりたいと思ひます。ただ、そういう意味で、構造論そのものの中には、役所の事務の流れという観点からの構造的な欠陥については今後とも十分対処はしてまいりますけれども、何せ対象がこういう先ほど申し上げたような、それぞれ社会的にも家庭的にもいろいろな意味での特殊な条件をお持ちの方がわりと多うございまして、私どもとしても一概に、一言で、余り適当な表現でございませぬけれども、いわば草の根を分けてでも対象者を深し出すような、そういう仕組みというものについては若干遅延感を感じざるを得ない、こういう事情がございまして点をひとつ御了承いただければ幸いです。

○小平芳平君 その御趣旨はわかりました。確かに草の根を分けてやることは問題がありますね、それから研究課題だと思います。しかし不正はよくないですからね。

次に、今度は海外居住者の公的年金の通算について伺ひますが、ちよつと時間がなくなりましたので詳しく説明はいたしません、大分前になりますが、参議院の予算委員会が取り上げたときに、三木内閣の当時として、当時の首相の三木さんから前向きに検討するということよりも、積極的に検討しますというふうなことであつたわけですが、その後ドイツとの間にどういふ交渉があつたか、それから最近の報道ではアメリカとの間に交渉があるように報道されておりますが、その経過を御説明いただきたい。といいますことは、私が海外に働いておる方の年金の問題を取り上げたことは、海外で現に働いていらつしやる方からさういふ訴えを受けまして取り上げましたが、総理大臣が積極的に取り組みますというのを聞いて期待しているわけですね、海外で現に働いていらつしやる日本人の方で期待を持っているんですが、その後の取り組み、経過についてお答えいただけますか、余り問題が詰まらないというふうな形でござい

○政府委員(木暮保成君) 外国と行き来がだんだん多くなつてまいりますので、それにつれて年金を初めといたしまして社会保障の協定を二国間で結ぶということにつきましては積極的に取り組んでいかねければならないというふうに考えておるわけでございます。

それで、従来の経過から申し上げますと、ドイツとアメリカとの間にかなり具体的なやりとりがあつたわけでございます。ドイツについて申し上げますと、昭和四十二年に話が始まりまして、これも御指摘のとおりドイツにある日本の会社に勤めておる人々の保険料が二重払いになる、現地の保険料も取られますし、日本の厚生年金の場合には本社を適用事業所という取り扱いができる場合にはさういたしておりますので、保険料の二重払いの問題が発生するというところで、むしろ日本側から問題の提起をしたわけでございまして、一方ドイツの方も日本との間に通算制度をやりたい、年金以外の健康保険等につきましても条約を結びたいということを積極的に言つてまいりまして、一時厚生省から年金局長がドイツに行き、また向こうの年金局長が日本に来るといふようなところまで進んだわけでございまして、現実の問題としてしましては昭和五十二年にドイツが年金法の改正をいたしまして、一定の時期を限つてドイツにある日本の会社の支社に勤める場合には向こうの年金を適用除外をするという改正をいたしたわけでございます。それでかなりの部分は解決をいたしたわけでございまして、しかし、先生いつも御指摘のような、向こうの現地法人をつくる場合にはまだこういう問題が残つておりました問題が今後に引き継がれておるわけでございまして、かなり大きな部分が現実的にさういふ形で解決をしたというところでございまして、ドイツとの関係はいまのようなことでございまして。

それから、アメリカとの間におきまして、四十三年に課税レベルの折衝が始まつたわけでございまして、これは若干の経過がございまして、余り問題が詰まらないというふうな形でござい

いました。ところが、五十二年になりましてアメリカの方で法律を改正をいたしまして、議会の承認により社会保障の通算措置の二国間協定をやるということに政府に授權をするという法律改正がなされまして、それを土台にいたしましてアメリカが積極的に各国と二国間条約の締結を始めておるわけでございます。で、五十三年にイタリアとの協定が有効にいたしました。現在西ドイツとの協定がアメリカの議会で審議中でございますし、スイス、イギリス、カナダ、イスラエル、スウェーデン等とアメリカが積極的な交渉を行っておるわけでございます。日本に対しましては従来交渉をやってきましたわけでございますが、ここで積極的に取り組むたいという意思表示がございまして、こ

としの六月から七月にかけてはアメリカの厚生大臣のカリフラーノ長官が訪日をして、この問題のスタートを改めて切り直したいということございまして、私もこれを積極的に受けてまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 アメリカとの間がそういうふうな結論が得られればいいんですが、新聞を見ますと、何か厚生大臣がアメリカへ行つて決めてくるようなことも報道されておりますが、大体アメリカとの関係はつきそうですか。

○政府委員(木暮保成君) 前にも申し上げましたように、四十三年に課長レベルの交渉が始まったわけでございますが、やはり制度が違いますので、なかなか技術的な問題があるわけでございまして、したがって、アメリカのカリフラーノ長官が参りまして交渉の再スタートを切るわけでございますが、詰りましては技術的な問題かなり時間がかかるのではないかとこのように予想をいたしております。

○小平芳平君 まあ相手のあることですから、それはつきりこうですということはないのかもしませんが、進めていくべきだと思いますことと、それから、特にそのときに指摘しましたことは、国民年金に任意加入の妻ですね、海外に派遣されたら最後全く失つちやうですね、その期間

は、それはどうですか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金の任意加入の問題につきましては先生からかねて御指摘のあるところでございますが、私も研究を重ねておるわけでございますが、何分年金制度、保険料を掛けていただくということが一つの基本になり、逆に申し上げますと、こちらからは確実に保険料が取れるというような条件がないとやっていけないわけでございますが、海外の居住者の場合には、やはり大げさに言えば日本の行政権が確実に及ばないというふうなこともございまして、現在のところ踏み切れないということでございます。

○小平芳平君 ですから、海外へ出発するとき代理者を定めておくとか、方法はあるわけですか。

○政府委員(木暮保成君) 現在の国民年金のたてまえから申し上げますと、国籍の要件と同時に、日本に居住しているということがあるわけでございまして、そういう原則を崩すのはなかなかむずかしいということがあるわけでございます。で、それに加えて、先ほど申し上げました仮に踏み切りましたら、まあ代理者を定めるというように、かなりの程度やっていただけるのか、いろいろ疑問の点もございまして、現在では踏み切れるところまでいっていないわけでございます。

○小平芳平君 そういうことならば、三木内閣の当時私が提案しましたように、将来海外へ行く可能性のある方は、奥さんは国民年金に任意加入しては損しますよというふうに教えてあげなくちゃいけない。だって、国内に居住している以外は全くだめだということですから、ですから、外務省を中心とした公務員の皆さん、あるいは新聞社、商社、そうした将来外国へ行く可能性のある皆さんは妻を国民年金に任意加入しても損しますと教えてあげなくちゃいけない。

を受ける場合、それから被保険者にも貸し出しをしてあげるべきだという意見、その点についての御答弁をいただきたい。

○政府委員(木暮保成君) 前の御質問でございしますが、国民年金の場合には二十歳から入りまして六十歳まで国民年金に入るわけでございまして、その四十一年の間に二十五年間保険料を掛けますと老齢年金に結びつくわけでございまして、海外勤務の形態になるわけでございまして、非常に長期にわたる場合にはそういうアドバースもしなければならぬと思いますけれども、二年とか五年とかということでございますが、前に掛けていた保険料が生きている場合の方が多かろうと思ひます。個々のケースに応じてアドバースを申し上げなければならぬ問題だと思ひます。

それから、年金の小口融資でございますが、年金受給権者に対しては担保貸し付けにつきましては、これも先生前に取り上げていただきました。で、恩給におくれたわけでございしますが、恩給と同じ制度を厚生年金、国民年金でもやりまして現在実施をしておるわけでございまして、もう一つの現役の被保険者に対する小口貸し付けの問題でございまして、私も共済組合員は現役のときでも小口の融資を共済組合から受けられるわけでございまして、そういう点からいいますと、厚生年金等の被保険者にも小口の融資をするということが一つ考えられるわけでございしますが、ただやはり、厚生年金のお金をお貸しするという場合には、将来の年金の支払いの原資になるものでございまして、債権管理が確実にいかなければならぬという点があるわけでございまして、共済組合の場合にはまあ人事管理が非常に徹底しておりますけれども、退職金を担保にとるわけではございませんけれども、債権管理が確実にいく見通しがあるわけでございまして、厚生年金の場合をとりましても現実には九十万の事業所がございまして、一事業所の被保険者が三十人未満というふうなことでございまして、なかなか債権管理に自信が持てないという点があるわけでございまして、現在住宅貸

し付けに非常に希望が強うございしますので、資金をさらに重点的にふやしていきたい、しかし、小口融資につきましても、確かに貸し出しができれば福祉にもなる点がございしますので、さらに研究させていただきたいと思ひます。

○橋本敦君 けさから、年金制度基本構想懇談会の答申が出版しまして、同僚委員からも多くの問題が指摘をされました。当委員会でも重要な論点となつておるわけでありますが、まず最初に私厚生大臣に伺いたいと思ひますのは、この報告が出版されて、多くの新聞はいろいろ論評いたしておりますけれども、その一つとして重要な指摘として、「今回の報告は将来のビジョンがはっきりせず、今後目指すべき方向をある程度、示唆するにとどまっている」と、こういう評価もあるわけであります。確かに財源の問題にしろ、あるいは年金制度全体の整合性の問題にしろ、サゼンシュンはありませんが、改革の基本的方向というのは具体的になかなか明確には出ていない。そういうことになりまして、この報告はいま言ったように、ある程度将来の改革方向を示唆するにとどまると言つても、三年の労は多しとすけれども当たっていない評価ではないと思ひます、そういう節もあるんですが、大臣としてはこの報告は基本的にどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、いまの橋本さんの御指摘の方向とはちよつと違った印象を持っております。と申しますのは、従来から年金問題の将来をいろいろな角度から心配をされて、いろいろな考え方が私どもにもおしをいただいております。ただ、その中には、それぞれある意味での理想図ではあるがプロセスにおいて非常に大きな問題があるとか、あるいは現行制度とどうしても整合性を欠いてしまつて実現に非常に難色があるとか、種々の問題が指摘されたような場合も御承知のとおりあつたわけであります。そういう中で、私は今度の懇談会の御答申というものの、報告書の中身というものは、現実にある各制度というものの分立を前提としながら、実質的に

同様の効果を将来において上げていく、各制度間における整合性をとっていくという意図がある意味では非常に現実性を持った考えではないだろうかというように観点からこの答申を拝見をいたしました。確かに、たとえば妻の年金権の問題、あるいはもつと掘り下げていきますと、世帯単位の年金であるべきか、あるいは個人々々を対象とした年金であるべきかという部分につきましても、またその他幾つかの部分につきましても将来の検討にゆだねておられる部分もございます。しかし、現実の対応ということから考えていきますならば、幾つかの問題点、先ほどから議論を交わされておりますようなものも含めまして、将来における大きな方向を示しておられると考えております、私どもとしては非常に大きな参考と受けとめておるわけであります。

○橋本教君 いまの大臣のそういう御見解がありました。基本的な中身を詰めていくとすれば、数多くの議論、まだまだ残されている課題が多いわけですね。それで、けさの議論を伺っておりまして、私も一つ気になりますのは、たとえば朝日の社説ですけれども、「改革の方向」であげている主要項目の中で、ズバリといっているのは支給開始年齢の引き上げだけである。この評価もしているわけですが、けさからもその点に議論が集中したわけですが、新聞報道によりますと、大臣としては早速審議会に諮問を含めたいという御意見をお持ちのようだ。そういったしますと、多くの課題が、議論するべきものが残っているにもかかわらず、まず大臣としては、ずばり言って、はつきり言っているこの支給開始年齢の引き上げ、この問題だけを先行させようという姿勢に受け取られかねない感じを私はけさの議論を聞きながら持ったわけですね。しかし、なるほど大臣は、閣議でこの報告が出まして、所管各大臣の一致した協力が要するというお申し出があり、閣議でも了解されたというお話がありました。また、労働大臣に定年制の延長という問題で要請さ

れたというお話もありました。だがしかし、それが五十五年度からの再建年次を進めていく上で間に合うかどうかという不安がある。もしそれが間に合わないし、全体の整合性なり財政再建計画なりの具体的なめどがないままに引き上げだけが先行していくということになりますと、国民の側にとつてみれば大改悪になるという不安がありますし、そしてまた、それだけを進めることがこの報告の趣旨だとも受け取ってほならないように思うんですね。そこあたりどういうおつもりなのか、もう一度御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) けさほどからたびたびお答えを申し上げておりますけれども、支給開始年齢の問題も確かにその中の一つの大きなポイントであることは間違いないと思います。ただし、それに対しては、先ほどから何回も申し上げておりますように、高齢者の職場確保というものの、またその老後生活の安定という観点から移行期間をどうとるかというような問題、それには定年制の問題その他を含めた大きな問題があるわけでありまして、これは労働行政の方と緊密な連携をとりながら進める以外に方法がないということから労働大臣とも協議を開始いたしておるわけであります。

同時に、たとえば今度の答申の中で早急に手がけるべき課題として御指摘をいただいておりますものの中には、たとえば遺族年金について西欧水準を目指せ、これはいわゆる二分の一という思想ではなく、その複數世帯が単數世帯に変わったからといって生活費が二分の一になるわけではないという現実に着目した御指摘も出ておるわけでありまして、私どもはこうしたものを踏まえて五十五年度の再計算というものを行おうとしておるわけでありまして、支給開始年齢だけが御議論のポイントとされることは、私どもとしては大変心外であります。先ほど小平さんに申し上げましたけれども、仮に二十年かけて支給開始年齢を引き上げていくとすれば、六十五歳からの支給開始になる年代層というのは、ちょうど私自身がいまおる年代層がその年でありまして、私どもの世代がその

年齢になっていきますまでの間、現在の労働賃行、またその中における定年制の実態というものが現状と同じであつては、これは日本としても大変な問題でありますし、それがよりよい方向に変化していかなければならぬことも当然であります。ただ、それだけのタイムラグのある問題でありますから、再計算の中において支給開始年齢の引き上げというものは明年度から私どもとしてはスタートをさせたいと考えておることも事実でありまして、提案に至りましてからも国会で十分御議論をいただかなければならない点であることは十分認識をいたしております。

○橋本教君 大臣の御意見はけさ来も伺っておりますのでそれなりにわかつておりますが、しかし、それなりにまた私どもの指摘する不安や問題点もまだまだ残されておりますので、今後また議論をさせていただきたいと思ひます。

そこで、その次の問題に移りますが、先ほど同僚委員からも指摘されたスライド制の問題です。このスライド制の問題は、御承知のとおり、四十年以来審議会の答申があつて、四十八年やつと実現をしたわけですが、このスライド制をとるというそのことの本来の趣旨をどう考えるかという問題が一遍考えてみる必要があるのではないかと気がささるから議論を聞いていてするのであります。局長としては、端的に言つて、このスライド制というものの本来の持つ意味、どうお考えでしょう。

○政府委員(木暮保成君) 厚生年金と国民年金につきましましては、五年ごとに財政再計算をして、そのときそのときの賃金とか物価の情勢に年金額を合わせるようにしなさいという規定になっておるわけでございます。で、その五年と五年の間をどうするかでございますが、やはりその間にも経済情勢というのは動くわけでございます。その間は五%以上物価が上がったときには手直しをするという形で来ておるわけでございます。ですから、基本的には財政再計算時に、あるべき年金の水準に設定するわけでございますが、その中間の手

直しがスライドの問題だというふうに思っております。

○橋本教君 その中間の手直しという問題が、年金受給者にとつて、社会一般の物価あるいは賃金動向の変更にスライドして年金受給者の生活権保障というものが基本にあるわけですね。そこで、今度四%ということが出てきたわけですが、端的に局長に伺いますが、今度は四%です。三%の場合はどうされるかというお考えはありますか。

○政府委員(木暮保成君) 現在のルールですと五%ということでございますが、現行法に即して申し上げるならば、三%の場合には年金を動かさないことだと思ひます。ただ、これはわりあい細かい規定になっておまして、ある年三%で動かさないと、次の年三%と、合わせて五%を超えまうとその時点でスライドするようになっておりますので、わりあいきめの細かい規定になっておるわけでございますが、現行法に即して申し上げますと、三%の場合には年金額を動かさないでいたというところでございます。

○橋本教君 そこに問題があるんですね。たとえば、いただいてる資料を見ましても、諸外国の例を見ますと、アメリカの場合が三%以上上昇した場合に改定があります。それからさらに、スウェーデンの場合も三%以上の上昇があつた場合、これは消費者物価指数、こうなっておりますね。そのほかに、たとえばフランス、イタリア、こういう例を調べてみますと、これは賃金上昇、そういうことにスライドさせるわけですが、フランスなんかの場合には毎年一月一日、前年度の率を勘案して上げておいて、そして七月一日に再調整して上げるとか、年二回という、これこそきめが細かいですね。そしてまた、御存じだと思いますけれども、イタリアの場合でも、毎年一月一日、ここで中央統計局の算定した基準に従つて引き上げをやっていくという制度になっております。だから、いまあなたがきめ細かいかとおっしゃつたけれども、はるかに諸外国の方が、制度的には三%で

あるという問題、毎年やるという問題も含めてきめが細かい、こういう方向に当然いくのが国民の期待だと、こう思いますし、今度もまた社会保障制度審議会がこの特例に関連をして、基準の改正を図るべきだと、こういうことを答申として出している趣旨、これにも合致すると思うんですが、こういう、あなたがきめ細かいとおっしゃるならもっときめ細かく国民の利益を守る方向で検討すべきじゃありませんか、いかがでしょう。

○政府委員(木暮保成君) スライドのあり方につきましては、先ほど小平先生にもお答え申し上げましたように、社会保険審議会でも次の再計算に際しましては、検討項目の一つになっておりますので、その御検討をいただいた上で厚生省も判断をしたいと思っております。ただ、一つ申し上げますが、諸外国の例と日本の例の違いなんですけれども、日本の場合には、一つは、先ほど申し上げましたように五年ごとの再計算をするということと、そのときで実態に合わせていくという作業をしていただく必要があります。もう一つの違いは、これは程度の差はあるわけですが、各国の年金制度というのは非常に成熟しておりますが、どのぐらいの年金給付費がこれからかかるか、それに対していまの保険料はどの程度上げなければならないかということがかなりはつきり狭い範囲の問題になってきておるわけでございます。日本の場合には、午前中から御議論のございましたように、今後どんどん受給者がふえてまいりまして、保険料の水準とか給付の水準、大きな変動が考えられるわけでございますので、スライドにつきましてもかなりアローアンスを持つておる必要があるかと思うわけでございます。そのアローアンスの範囲内におきましてはきめの細かい規定はなっているのじゃないかというふうに思っております。

○橋本敦君 そのアローアンスの幅を大きくとってそれできめ細かくとおっしゃって、基本的に制度が違ふとおっしゃればそれだけでも、年金の改善という面から言えば、スライド制というものの本旨から言えば毎年スライドしていくというのが一番手厚い方法ですからね。だから、そういう方向も含めて、いまあなたは審議会の御意見が出れば政府としても検討すると、こうおっしゃったわけですが、その趣旨は、審議会が、まあ諸外国のこういう例にすぐいとは限りませんが、限りませんが、私が言うようにもつきめ細かく物価あるいは賃金に着実にスライドしていくような方向にいくべきだという意見であれば、政府としては当然その方向で検討する用意はあるわけですが、そのことを聞きたい。

○政府委員(木暮保成君) おっしゃる趣旨よくわかるわけでございますが、年金の制度を考えていきます場合には、受給者の立場から考えますと一%でも上げていくということが望ましいかもしれないわけですが、一方でまた現在の保険料負担あるいは将来の保険料負担というものを考えていかなければならぬわけでございます。そういたしますと、これからどんどん成熟化が進んでいくわけでございますから、そういう段階にある日本の年金の立場から判断をしなければいけないというふうに思うわけでございます。いずれにしましても、厚生年金部会でも検討項目にしていただいておりますので、その検討を待ちたいというふうに思っております。

○橋本敦君 検討を待つて前向きに対処したいという御意思があるようにも、またあやふやなようにも見えるのはつきりしないんですよ、あなたの答弁は。まあしかし、検討していく、こういうことだと思えます。

それで、国民年金のもう一つの大きな問題として、サービス業、それから五人未満の事業所で働く労働者、こういったところで厚生年金を適用するように計画的にもっと進められないだろうか、これも基本改革の方向の非常に重要な課題なんです、この点について政府はどうお考えでしょう。

○政府委員(木暮保成君) 五人未満の事業所の従業員の方とか、あるいはサービス業の従業員の方は、現在健康保険は国民健康保険に入っておりますし、年金では厚生年金ではなく国民年金に入っておりますわけでございます。この方々は、被用者という点には間違いのないわけでございますが、健康保険につきましても年金につきましても、被用者保険を適用するということは私どもも望ましいというふうに思っております。これにつきましては、各方面からかねて御指摘をいただいておりますが、私どもの方も社会保険庁を中心にして、任意包括加入という制度があるわけでございますが、その推進を図っております。また、制度に踏み切れないかという問題が一つ残るわけでございますが、私の所管の年金で申し上げますと、やはり長年の加入実績、保険料納入というようなことの必要な制度でございますので、その間事業所の事務処理がうまく行きますと、かえって年金権に結びつかないというふうなおそれもあるわけでございます。この点につきましては、今後とも研究をさせていただくと同時に、社会保険庁の方の行政努力の方は従来にも増してやってまいりたいというふうに考えております。

○橋本敦君 それでは、それは推進をさせていただくということで、財源対策について二つだけ聞かせておきます。

一つは、八十四国会の附帯決議で、「国民年金財政の健全化のために、所得比例制保険料について検討すること」、これが出されております。確かに、現行保険料の定額制という問題を、高額所得者ほど保険料が高くなるようにするというのは一つの合理的な方法ではないかと思いますが、政府の考え方、この点はどうかという問題。

それからもう一つは、われわれが常に主張しておるのですが、大企業や高額所得者に、国民皆保険的な意味で社会的責任をやっぱりはつきり持ってもらおうという趣旨で新たに年金特別税というものを課す、こういうことを将来計画として検討すべきではないかと思うんですが、この二点について局長もしくは大臣のお考えを伺っておきたい。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金の保険料に所得比例の要素を入れることでございますが、私どももその点は国民年金の今後の大きな課題だというふうに考えております。現在定額の保険料にいたしておりますけれども、これは国民年金に入っております被保険者の方々、職業からいっていろいろな方がおられまして、一人一人の方につきまして所得を把握して保険料をかけるということとは非常にむずかしいでございます。そういうような観点から定額制度でやっておりますわけでございますが、やはり負担能力のある方にはたくさん負担をしていただくということが年金の所得再配分効果から考えても望ましいわけでございますが、それにはかなり大がかりな事務の再編成をやらなければならないというようにございまして、今後とも研究をさせていただきますと思っております。

それから、年金の給付費がどんどんふくらんでいくわけでございますが、現在のままの国庫負担でも一般会計の負担が非常に重くなるわけでございます。そうした場合には新しい税源を求めなければならないかという御意見もいろいろ提唱されておりました。制度審議会では、所得型の付加価値税を入れたらどうか、あるいは各政党の御意見の中でも年金税を取ったらどうかというふうなことがあるわけでございますが、非常にむずかしい問題ではございますけれども、将来の財源対策の一環として研究をさせていただきたいと思っております。

○橋本敦君 年金問題はまた集中審議もありまして、次は、私は学童保育問題について質問をさせていただきます。

この学童保育の要求が国民の間に非常に強い、これはもう厚生省もよく御存じのとおりであります。核家族化あるいは婦人の社会的進出、そして共働き家庭の児童の保護、本当に社会問題になっておるわけですね。厚生省としては、全国で留守家庭児童というのは一体何人ぐらいいるか、大

体この推計というのはつかんでおられるでしょうが、

○政府委員(竹内嘉巳君) 留守家庭児童数でござい
ますが、あくまでもこれは推計値にならざるを得
ません。昭和五十三年に学校基本調査による
小学校の一年ないし三年の児童数が五百八十四万
というふうになっております。かぎつ子の占める
率を推計をいたしますときに、私ども都市児童健
全育成事業というのをやっております、この際
に、全国で百七十八の市からこの問題について
いたものをまとめてみますと、大体この百七十八
市の場合の比率が、小学校一年ないし三年生の児
童の総数の中で大体二・一％という数字になり
ました。これを当てはめてみますと、先ほどの五
百八十四万人について見ますと全国で約七十七万
七千人という数値が出てまいります。私どもとし
ては、正確とはいえない点ござい
ますけれども、大ざっぱに言ってこの程度の数
がいわゆる留守家庭児童というふうに見えてい
るかなというふうな考え方をしております。

○橋本教君 いまおっしゃったように一定の推計
に属するわけですが、一方、全国児童保育連絡協
議会が、資料に基づいて地方自治体の調査その他
を集めてみますと、留守家庭児童数が全国でい
まおっしゃった倍の約百四十万という推計を出し
ております。小学生を持って働くお母さんの数が全
国で約二百二十万、いずれにしてもかなりの数の子
供たちが留守家庭児童だということになるわけ
ですね。この数は年々増加しているというように考
えられるわけですが、私大阪に住んでおります
ので、この間大阪の府庁に行つてまいりまし
て、大阪が留守家庭児童に対する単独事業として
補助をやっておりますが、これの実態を調べ
てまいりましたのでちょっと申し上げてみます
と、大阪府の場合ですが、昭和四十七年度で市町
村数が十三、児童クラブの数が百三、児童数が三
千三百八十五ありました。それが五十三年度にな
りますと、市町村数が三十になりまして、児童会

数が約三倍の三百十四、児童数が九千七百を超え
まして三倍を超えていると、こういう現状になつ
ております。大阪府が補助金を出しております補
助額を見ますと、四十七年度が二千八百四十一万九
千円でありましたが、それが五十二年度には二億
を超しまして、五十三年度になりますと二億二千
四百万円と、こういうように急増をいたしてお
ります。これは大阪府にとっては大変な単独事業で
はあつたわけですね。それで、私が住んでおります
今度吹田市に参りまして吹田市で調べてまいり
ますと、吹田市の場合、四十九年から始めまし
て、四十九年十二学級、児童数は二百九十四人
ありましたが、それが五十四年度、ことしにな
りますと二十七学級、約三倍近く、在籍児童数もク
ラブでは九百三十五人を収容するといふように約
四・五倍、こういうふうな方になっておるわけ
です。人口急増都市として大阪で有名な寝屋川市、
ここへ行って調べてまいりますと、四十五年の九
月に三校で児童クラブをつくりました。ところが
が、これが五十四年になりますと十四校にふえま
して、そしてこの十四校で十七クラブ、こういう
現状になっております。現在児童数は八百三十七
名いる、こういう状況になっておるということがわ
かりました。だから、したがって働くお母さんある
いはお父さんの要求によって留守家庭児童対策とい
うものが地方自治体あるいは国に向けて次々と社
会的な大きな要求になってきているということが
よくわかるわけでありまして、この問題につ
いて、厚生省はいまおっしゃった一定の事業とし
て、おやりになっているということでありませ
ん、実際は地方自治体はこれだけの持ち出しをし
ている、こういうことなんですね。この問題につ
いて、御存じだと思ひますけれども、全国の知事
会あるいは市長会からかねてから要望が出されて
おります。たとえば五十三年度の七月二十一日付で
は、全国知事会から児童福祉の充実を図るため
に、都市児童健全育成事業の一層の強化措置、こ
れをやつてもらいたい、こう出ておりますし、全
国市議会議長会からは同じ年度に、この児童対策

について児童保育事業を制度化してもらいたい、
そうしてその財政措置を講じてもらいたい、こ
ういう強い要望が出ておるわけでありまして、現
在こういう要望、そうして地方自治体を私が紹介し
ました実態から見ますと、いま厚生省がおやりにな
っている都市児童健全育成事業というのは、その
国民の要求なり必要性に本當に寄与しているのが
少ないと言わざるを得ないと思ひます。局長
どう見ておられますか。

○政府委員(竹内嘉巳君) おっしゃるやうに、地
方自治体は自治体としてのまたそれぞれの立場
と、それから務めもございまして、きめ細かな福
祉施策を講じておるわけでありまして、厚生省それ
自体といたしまして、基本的には児童福祉法に基
づきます児童厚生施設として、児童館あるいは児
童遊園といふものがまず健全育成の基本的な主体
になるわけですね。そのほかに昭和五十一年から都
市児童健全育成事業といふものを先ほど申し上げ
ましたようにスタートさせてみたわけでありま
す。この場合には、その場合のあくまでも子供た
ちの指導者といふものの養成が必要でございま
す。そういう立場、それから場所の提供という意
味で学校でも校庭の開放事業をやっております
が、私どもの方も関係の施設などの園庭の開放事
業をやる。それから子供たちのための児童育成ク
ラブと申しますか、そういうクラブの設置、組
織、そのほか体力の増強あるいは情操の陶冶とい
つたような面からの事業といふものについてでき
るだけの協力を図るという形で補助事業を進めて
まいつたわけでありまして、もちろん予算的な制約
もございまして、それからまた、こういう都市
部の子供たちは、ある意味ではこの対策というの
は一種の組織化にもつながるわけでありまして、そ
ういった意味で適当なやり方リーダーの存在とい
うものが必要でございまして、ただ単に国がある
いは都道府県なり市町村が一定の予算を計上し
て、こういうような仕組みをつくることにしたぞ
と云つて予算をいかに計上いたしまして、やはり
その現実の効果というものは、あくまでも、その子

供たち自身の主体性にもよりますけれども、何
よりもやはりよりよい指導者を得るということ
に最大の問題があるんではないかと、私どもは
実はそう考へております。そういう意味で先ほど
御紹介いたしましたように、都市児童健全育成事
業の場合でも、要するに指導者養成といふところ
に私どもは最大の努力を傾けておるつもりでござ
います。それだけに、いま先生から御指摘のよう
に、現実にはどれだけの効果が上がっているのか、
あるいはどれだけの事業が現に子供たちに対して
与えられておるのかという御指摘をいただきます
と、私ども大変、いまの御指摘のようには必ずしも
十分ではございませんというところについては遺憾
ながらお認め申し上げる以外には手はないわけ
であります。しかし、何をわれわれはすべきかと
いうことについては、私どもとしては、やはり最
大の問題は、都市の場合には指導者と、そしてそ
の場所と、そこにやはり最大の隘路があるんじや
なからうかということ、私どもも児童館につき
ましてもいわゆる指定都市の児童館についての運
営費をほかのところの五割増しにするというよう
なものに一応重点を置いて対応してみたわけであ
りますけれども、なかなか御指摘のような問いに
対して、胸を張つてお答えできる状態にない点はま
ことに残念でございまして、一生懸命努力
はしてまいりたいと思つております。

○橋本教君 ことは国際児童年です。局長
に胸を張つて答えていただけるような答えが欲し
いわけですが、いまおっしゃった問題やお
答えの中にも重要な問題があるんですよ。

その前に、たとえば国の助成でいきますと、五
十四年度一クラブ当たりの補助が四十四万円、と
ころが大阪府の場合は一クラブ当たりの補助が二
百五十三万円という、こういう実績に実はなつて
いるんですね。これは人件費、運営費を含めま
すからこうなつてくるんですね。で、いまあなたが
おっしゃつた都市部で場所がない、そうして児童
館の建設に重点を置き、指導者に重点を置く、こ

うおっしゃったんですが、その児童館の建設というところが、実際の土地取得難、都市過密、こういった中でスムーズに進むだろうか、これは大問題なんですね。これはもう端的に言つてスムーズに進むと、これは局長も思つておられないだろうと思ふんですよ。たとえば一小学区当たり一児童館が建設されるのは、運動をやつておる皆さんや私どもの計算では百年河清を待つどころか二百年ぐらいかかるのじゃないかと、こういうように見る人もあります。そういうわけですから、実際調べてみますと、そういう児童館建設の土地取得が不可能ですから、ほとんど学校の一角を借りてそこにプレハブの建物を建てるということで、学校の利用というのがこれは非常に多いですね。これは御存じのとおりだと思ふんです。そういったしますと、この厚生省の事業の補助というのは、児童館を建設するという計画に基づいて初めて補助がつく、しかも経常的じゃありませんね、児童館建設というのを目標として誘引水につけるわけですから。だから、児童館ができたら人件費あるいは運営費一定の補助がありますが、児童館ができるまでは、言つてみれば補助はゼロということに近いでしょう。そうなりますと、これは本当に多くの問題が、指導者養成が大事だとおっしゃつても指導者養成どころかそれ以前の問題として残つてくるんですね。

これは文部省にも一言聞いておきたいんですが、実際に多くの実情を調べてみましたが、たとえば吹田の場合は、小学校内の専用プレハブが、二十七クラブのうち十二、小学校内の空き教室の利用が十四、小学校外の施設、これが一、こういう現状ですね。これは実際、子供たちを放課後保護してやるという上でも、もう場所が、学校を利用するというのが一番現実的な対応として必要に迫られてこうなつてゐるわけですね。こういう現状ですから、いま局長がおっしゃったように、都市部に土地を取得して児童館をつくる、夢のような遠い話になりますから、現状の子供たちのあるいは父兄の必要性に添ふためには、学校の利用

ということとは文部省もぜひ協力してもらふ必要があると私は思ふんですが、文部省のお考えいかがでしょう。

○説明員(加戸守行君) 学校の施設は、先生も御承知と思ひますけれども、学校教育の目的のためにつくられてゐるものでございまして、その利用の態様といたしましては、学校教育上支障のない限り公共のために利用させることができるためになつてゐるわけでございます。したがうして、本来の用途でない形のものの利用につきましては、それぞれ当該地域の実情に応じまして、その利用、協力方の要請がございまして、それを所管いたします教育委員会におきまして、それれ適切な判断がなされる。吹田の場合もそういう観点からの協力が行われてゐるものと思ひます。一般的に申し上げまして、こういった利用形態を学校サイドの立場から見れば本来的に好ましいものではございませんで、それぞれ諸活動の主目的でございまして、その地域の実情によつて、やむを得ない場合にそういう協力をすること、これはシステム上も可能でございますし、また現に行われてゐるものと承知しておるわけでございます。○橋本教君 だから、現状においていまあなたがおっしゃつたように協力をすること、そういうことに文部省としてもやぶさかではないと、こういう趣旨は承つていいわけですね、間違ひありませんね。で、学校によつて、教育委員会によつていろいろな考え方がありますが、必要によつてはいま言ったように協力しても差し支えないという趣旨を、通達なりあるいは考え方として各都道府県教育委員会にお示しただくという方法はとれませんか。

○説明員(加戸守行君) 先ほどもお答え申し上げましたように、本来の用途でないわけでございます。法令のたてまえから、そのようなことは一応可能である、しかも地域の実情に応じた判断であるということでございます。一般的な形で特定の活動に對しまして学校を積極的に利用させるような、そういうような指導は従来もとおつておりませんし、また現時点においてもそういうような考え方は適當ではないんじゃないかと思ひます。ただ、個別のケースで、特にその地域の実情に依りてはまた十分な体制が整つていないためにある一定の活動が実施したいというような事情があれば、当然それは教育委員会の適切な判断によつて行われるということでございます。一般的な指導の従来の考え方によつてその範囲で十分カバーできるものと考へております。

○橋本教君 要するに、おっしゃることはそういう指導通達等出さなくても実情に応じて教育委員会が自主的判斷で協力し得る体制があると、こう考へたと、こういうことですね。わかりました。時間がなくなりましたので最後に質問をしたいと思ふんですが、この子供たちが児童クラブに行つてゐるのを私も見ました。非常に明るいです。大阪で見ても、児童クラブに行つてゐる子供たちから自殺者、非行者、これはほとんど出ていないといううれしい話を聞いてまいりました。この「児童ほいく」という本の中でも「きょうもがくどにきて、いっばい あそべて よかつた。これからは つづけます。がくどにくると おもしろい おともだちが いっばいいるもん、こういう一年生の子供の作文がります。つまり子供のコミュニケーションがそこできると。そしていい指導者があれば教育的配慮と保護的配慮が前進する、これは非常にいい、社会的な目があるわけですね。それに比べて、いま私が指摘したように、国の補助システムとその補助金そのものが非常に少ない。たとえば五十三年度で一億一千万ですが、私が指摘しましたように、豊屋川一市の年間の出している金額と国が全体で出している金額とはほぼ同じだ、大阪府以下だと、こうなりますね。それで、いただいております国民年金法の一部を改正する法律案参考資料の一番最後に、五十四年度厚生保険特別会計児童手当勘定歳入歳出予算額表がございまして、これを見ましても、たとえば予備費が四十億も残されてゐる。それから福祉施設が百三十一億計上されておりますが、この中でいまの健全事業対策が一億何千万しか出ていない、こういうことです。だから、私はこの予算という面から言へばまだまだ補助金を上げるということが可能である、これは大臣の判断でできるのじゃないかと思ふのが一つ。私も大臣が「放課後の子供たち」という映画を御鑑賞いただいたというのを運動やつてゐる人たちから聞いて、大臣も感激していただいたんじゃないかと思ふんですが、一つは補助金の増額という問題。それから二十五坪という坪数、大体それ以上です、私が調べて見ましたらプレハブを建ててゐるのは、一般の子供は遊びに来ています。そこには野球の道具いろいろな施設も整つておりまして非常に明るい、まあ言つたらミニ児童館のような感じがして児童クラブがなつております。だから、この既設の学校の中のプレハブの児童クラブの建物を、将来児童館をつくるという厚生省の考え方のそこへいく一つのワンスアップとして、ミニ児童クラブということで特例的に認定をして、そして運営補助費を出すということをやつていただく方向を思い切つて政府として検討していただいたらどうかと、こういう気もするんですが、この二点についてお尋ねをいたしまして、時間が参りましたので質問を終わります。

実は入れ物づくりよりも人の問題でありまして、よきリーダーを得るということが実はそれぞれの分野において一つの大きな課題になっておられることは御承知のとおりであります。ですから、そうした観点から、私どもは今後も努力をしていきたいと思ひますし、また文部省、統一的な考え方としては地方課長の御答弁のような形でありまして、地域社会において学校開放等が非常に進められておる。そして、それが地域社会の子供たちばかりではなくて、ある場合には社会人スポーツその他にも非常に大きな役割を果たしておられることは事実でありますので、当然私はこうした方向もお続けをいただける問題だと考えております。

ただ、最後に御提起になりました、いわばミニ児童館とも言うべきもの、これを国の補助対象に取り上げてはどうかという御提案は、これは残念ながら私としては同意ができません。と申しますのは、非常にそういうものに対して熱心な地域もありまして、実は大変不熱心な地域も現実にあちらこちらにあるわけでありまして、またそうしたクラブハウスの内容についても、規模等につきましても、また使われ方についても非常にバランスがとれておりません。そうなりまして、一体そういう状況の中で、どこをとらえて一つの基準として設定するか、これは非常に大きな問題がございますし、またクラブハウスのようなものはあるが、そこに対して職員を配置しているところというのは非常に少ないわけでありまして、そういうものが現実にならぬ状況も御承知のとおりであります。そうしますと、むしろ私どもとしては、たとえば少年団指導者研修費とか、その他のいろいろなこうした問題についてのリーダー養成といったものに対する予算というものは国の中にあるわけでありまして、むしろそういうところに着目して、対応をむしろ考えるべきではないだろうか、その建物の性格に着目をして、非常に態樣的にばらつきのあるものをミニ児童館としてとらえるということには、私は現実上無理があ

って対応し切れるものではないという感じを持ちますので、この御提案については私はちょっと賛成をいたしかねます。ただ、目指される方向というものについては私どもも同様の考え方を持つものでありますから、今後とも厚生省としても努力をまいりたいと思ひます。

○橋本敦君 補助金額の増額についてだけ、局長済みません。

○政府委員(竹内嘉巳君) 都市児童健全育成事業の補助額の増額の問題でございます。私ども決してだいたいの状態が十分だとも思っておりませんし、単位当たりにつきましても全体の規模につきましても、できる限りの努力を今後とも続けてまいりたいと、かように考えております。

○下村泰君 五十三年、去年の五月の九日にこの参議院の社会労働委員会が開かれました。そのときに質問をいたしました私のここに議事録がございまして。この中からまず一つ聞いていただきたいと思ひます。

実は、この年金問題というのは非常にややこしいでございます。そのときに大臣は小沢辰男さんでございました。で、厚生大臣にこういうことを伺いました。「大臣として、三十六年から始まって二十年とすれば五十六年です、二十五年掛けている人は六十一年です、その一定の期間が来て完全実施されるようになったら、本当に安心していただけるのかいらないのか、それをまず聞かしていただきたい。」この私の質問に答えまして小沢前国務大臣は、「一定の期間が来まして老後になつた場合に、十分安心できるような所得保障が必ず出ますよとおっしゃっていただいていたと思ひます。」というの、これはラジオの放送やっております。関係上こういう種類の質問が来ます。それに対してどういうふうに私が答えたらいいのか、答え方を教えてくれと、こういうことを大臣に言うたわけですが、「一定の期間」ということをおっしゃれば、標準的な期間が来れば大丈夫ですよと言っていたのではないと思ひます。ただ、その官民格差の問題は、厚生大臣にこういう格差をそのま

まにしておくのはけしからぬじゃないかと言ったら、将来はこれはどうしても直していかなくやならぬと言っておりましたと、こうおっしゃっていただきたい。いま直にはできません。将来はこれを必ず国民は平等な方向でやっていくように努力すると、こう言っておったとおっしゃっていただきたいと思ひます。」こういうふうにお答えになつております。ところが、先ほどの各委員のお話を聞いておきますと、将来というのは一体いつごろかさっぱり見当がつかないようなやりとりでございました。それで私が、「それは大臣はいまそういうふうにおっしゃって気が楽なんですよ。あと何年大臣がおもになるか。すると、果たしてそのいま小沢厚生大臣がおっしゃったことを、次の大臣がどれだけ受け継いでくれるのか、そういうことが問題でしてね。何かお話しございしたら、局長、してくださいます。」これに木暮年金局長がこう答えてくれております。「いま大臣がお答え申し上げたとおりにも思っております。わけてもでございます。大臣の御趣意を体しまして努力をしております。局長の御趣意を体しまして努力をしております。で、その前にもう一項入るんですが、こんな簡単な年金問題で、掛け金もそのまま返ってくるのがややくしくなつた、だけれどもわかりやすい仕組みになつていくものがないと年金局長に伺いましたら、局長が「大変むずかしい御質問でございます。」これが答えだつた。それから今日に至るまでのくらいわかりやすくなつたのか、先ほどお話ししておりましたが、やっぱり私はわからないんです。

それで、いまここに小沢厚生大臣も答えていたんですけれども、厚生大臣に伺いますが、たとえば、いま国民の一人に投書を受けて、年金問題は心配ありませんよと、こういうふうにおっしゃる大臣が言っておりますが、今度の橋本厚生大臣はこう言っておりますと、自信を持って私が答えられるようなまいとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いま拝聴しております。小沢前大臣の日本語の運び方が非常に巧妙かつ適切であるのに感心しておりますが、私も基本的に国民に年金制度の将来について不安を抱かれるようなものに今後の改正をするつもりはないということだけは明快に申し上げておきたいと思ひます。

その中において、たとえば支給開始年齢といった一つのポイントをとらえ、ちよと私の世代のころに六十五から支給開始にするんではないかと、それが将来の不安材料であると言つてしまわれれば、それはそう不安材料がないとは決して申しません。しかし、現在六十歳から支給開始のものが、いま私は四十一でございます。この現在の定年制がその時期においてもそのまま残つておるようであれば、これは日本自体がとんでもない話になつておるわけでありまして、私は日本という国がそれほどのかな国だとは思っておりませんから、当然そこまでの中において現在の労働行といたしたものよりよい方向に変わっていくべきでありますし、また変わつていかなければなりません。そういうものとあわせてお考えをいただく限りにおいて年金制度が悪くなるとは決して私は思っておりません。

○下村泰君 木暮年金局長に伺いますが、大変局長もむずかしいという御答弁でございましたけれども、年金局長として、非常にむずかしくなる年金支給の時期というのは一体いつごろになりますか。

○政府委員(木暮保成君) 昨年、年金がわかりにくいというお話がございまして、私も年金局長になりまして一年ぐらゐの時期でございまして、のでございまして、自分自身が困つておつたわけでございます。で、その後年金の改正をするというところでございまして、年金制度は私はますますむずかしくなるんじゃないかというふうにいまだ思っております。と申しますのは、その年金を一つ改正しますと、いままでのことは全部御破算

というふうにできません。ですから、これからは
こういうふうにしなす、従来の分は従来どおりの
計算をしますというふうにならざるを得ないん
じゃないかと、そういう積み重ねができてまいり
ますので、私は年金というのはいくらでもむずか
しくなると、改善をすればするほどむずかしくな
るんじゃないかというふうに思っております。た
だ、いま社会保険庁の年金部長が出席しており
ますけれども、年金保険部の方で事務処理のコン
ピューター化をやっておりますので、それが進むに
つれて国民の方から御照会があればたちどころ
にお答えができると思っておりますが、御相談に
は端的にお答えできるようなんじゃないかと、それ
が一つの救いになるというふうに思っております。

○下村泰君 そうしますと、その事務処理の段階
で機械に頼らなければならぬ。いま私がお尋ね
したのは、年金局長にその制度がわかりやすくな
るのは何年ごろかとお尋ねしたんですけれども、
もし、そうしますと、機械に頼ればわかりやすくな
るけれども、人間様ではだめだということにな
る、そういうことですか。

○政府委員(木暮保成君) 制度自体は改善を重
ねる都度、前のやり方を全部御破算にできません。
前の部分は前のお約束で年金を計算をするとい
うことにならざるを得ないと思っております。幾
通りのやり方を積み重ねてある人の年金が出る
ということになるかと思っております。非常にわ
かりやすくなる時期というのは来ないんじゃない
かというふうに思います。

○下村泰君 大変年金局長もお苦しみの御様子
で、なるほどこういうものは改正されればさ
ほど、あのときはどうなったのか、これからどう
なったのかというふうなことになりますからよ
いやりやこくなるだろうと思っております。た
だ、そこで心配なのは、コンピューターに入れ込むとい
うことになると、またもや人間一人一人の国民背
番号時代みたいなことになりかねない、ちよ
つとそこが心配なんですけれども、これは

また別の問題になりますね。

さあ、そこで障害福祉年金についてお尋ねを
いたします。この社労調査室の国民年金法等の一部を
改正する法律案参考資料追補によりまして、修正さ
れた端数のないきれいな数字、これは大変私はい
いと思うんです。三百円とか五百円というのは非
常にわかりにくくしてしまっている、いろいろ計
算する場合にもできれば五千円、一万円単位が一
番よろしい。これはもともといまだ方都合で
ございまして、暗算もしやすい、ついでにこの福
祉手当の方も思い切つて一万にしたらすっきりす
るんじゃないかと思っておりますけれども、さて、障害
福祉年金の一般とか、あるいは福祉手当が受ける
人たちはどのような障害を受けている人たちに
を指しているのでしょうか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金の一般障害が
出る場合でございますが、目でまいますと「両
眼の視力が〇・二以下に減じたもの」、耳でま
いますと「両耳の聴力が、耳鼓に接して大声によ
る話しをしてもこれを解することができない程度
に減じたもの」、それから上肢でまいますと「両
上肢の用を全く廃したもの」「両上肢を腕関節以
上で失ったもの」「両上肢のすべての指の用を廃
したもの」、下肢でまいますと「両下肢の用を全
く廃したもの」、それから「両下肢を足関節以上で
失ったもの」、こういう廃疾の程度の方に一般の
年金が出るわけでございます。

○下村泰君 そして身体障害者福祉法が制定され
て、これは昭和二十四年十二月二十六日。国民年
金法の障害福祉年金の制度ができて、これが三十
四年の十一月一日と。国民年金法の障害福祉年金
の制度からもう二十年、そして身体障害者福祉法
が制定されてから三十年、こういう月日がたつて
おります。ところが、いま局長が御説明なさつて
くださったのはまことにありがたいんですが、
も、これ実にどうも、私が強調したいのは等級云
云ではなくて、その重度、一般の障害者の中に
も、障害を克服して一般企業に働き、社会的にも
また経済的にも自立している人たちが、そうした

方向を目指して福祉工場で働いている障害者もい
るわけですね。それからまた授産所や福祉作業所
で働いている障害者もいます。それから、私が常
に公的援助をなすべきであると主張している共同
作業所で働く障害者、もつと障害が重く、親の死
後の生活に大きな不安を持ちながら在宅障害者と
してひっそりとさびしい毎日を送っている人々も
いるわけですね。で、同じ一般の障害福祉年金や福
祉手当という国の制度なんですけれども、この範
囲の中でもその実態が多様多様なんです。そう
しますと、同じ一般で、いま年金局長が内訳して
くださいましたけれども、その人たちが同じにみ
なすということがなかなか見にくいんじゃないか
と思っております。つまり、一般という障害の度合い
の等級数はあっても、その中に本当に自分で働け
る人、まるで働けない人もいるわけですね。そう
いうもののランク分けといいますが、働ける人と
また働けない、まるでできない人とか、そういうよ
うな分け方というものは、厚生大臣考えられませ
んか、それとも考えますか。いいですよ、どちら
でも。

○政府委員(木暮保成君) 障害年金を受けられる
方の社会復帰の状況というのはさまざまと思
いますので、どういふ場合にはこういうふうになる
というところは一概に言えないんじゃないかと、そ
のお一人一人について認定をしていくより仕方
がないんじゃないかというふうに思います。

○下村泰君 その認定の場合なんですけど、いま
申し上げましたとおり、つまり、並べて一般とい
いますと、中にはきちんと働ける人もいらつしや
るわけですね。中には全然働けない人もいるわけ
です。そういう方に対する手当の方法というのま
た別な角度から考えられるんじゃないかというの
が私の発想なんですけれども、どうですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに私は下村さん
が言われるように何らかの工夫をすることは理論
的には不可能ではないと思っております。たとえば、そ
うな人が同じ障害を持ちながら職場を持ち完全に自
活ができる場合、自活はできないが生活費の一部
また大部分を収入として受け取ることができ
る場合、ごくわずかの手当を受け取ることができ
る場合、完全に職場につけない場合、そういった場
合を考へてみますと、同じ一般障害の中で、ある
いは同じ症状の障害者の中で、たとえば所得水準
によって何ランクかを分けるといふ方法も理論
的には不可能ではないと思っております。ただ、現実問題と
して、たとえば完全に先天性の視力障害、完全失
明の視力障害の方で、現実にはたとえば大学に進
んでおられる方もだんだんふえてきておる、当然
新しい職域に進出していかれる方々もある、そう
いうものを考へていきますと、私は所得水準によ
って段階をつけるということも実態は非常に困難
になるんじゃないだろうか。そうなりますと、や
はり一つの症状、その程度というものの応じて一
級、二級の判定をし、同じ一般という格づけをし
た障害者の方々に対しては同等のやはり対応をす
るということにならざるを得ないんじゃないか、
実態上そういうことになるのではないかと思いま
す。

○下村泰君 それでは、次は所得制限について伺
いたいんですけれども、いわゆる所得制限について、
この障害福祉年金と福祉手当の所得最低限度なん
ですけれども、これは一体この金額はどういうと
ころを基準にしてはじき出したんですか、一度聞
かしていただきたいと思う。

○政府委員(木暮保成君) 所得制限には、御本人
の所得制限と扶養義務者の所得制限と二通りある
わけでございますが、ちよつと一年前にさかのぼ
るわけでございますが、五十三年度の予算を編成
いたしましたときに、所得制限のあり方につきま
して非常に大きな議論をいたしましたわけございま
す。扶養義務者の所得制限は当時八百七十六万
円でございます。扶養義務者が八百七十六万以
上の所得がある場合には福祉年金は遠慮してい
たくないというのであつたわけでございます。一
方、本人の所得の場合には百六十四万所得があ
つた場合には福祉年金を支給しないという形にな

百七十六万と申しますと、役人で言いますと部長、次長クラスでございます。で、部長、次長ク

ことしの予算ではそれを引き継ぎまして、本人の所得制限は、昨年の二百万の水準が実質的に保てますように二百八万にスライドされております。一方、扶養義務者の所得制限は引き続き八百七十六万に据え置きということで、そういう沿革で決まっておるわけでございます。

○下村泰君 東京都と区市町村が共同で出している心身障害者福祉手当の場合は、独身者の場合で約二百七十二万円まで認めているんですね。国の

方は今度は百五十八万ですか、独身者の場合。
○政府委員（木暮保成君） 一人の場合ですか。

○下村泰君 はい、一人ですね。

○政府委員（木暮保成君） そのとおりでございます。

○下村泰君　そうですね。ところが、東京都の区だとか市町村では二百七十二万円。障害者というのは、無理やりに働けとは申しませんが、それでも、自立を目指して努力をしている人々に対してもつ

と働きのいのある、そして働いても損をしない年金にする必要がある、こんなふうに考えるんです。

まず、幾つかの例を挙げますと、大田区にあります大田福祉工場は、以前にも私が紹介いたしました、予算委員会でも、東京コロニーと兄弟関係にある印刷工場なんですけれども、ここではパートなどを含めて現在八十二名います。そのうち障害者が四十七名です。そして福祉年金をもらえる人は一級が十一名、二級が十名、計二十一名おります。この人たちの実情をよく聞いてみたんですけれども、仮にA子さんといいます。この人の場合、車いすで二級なんです。経験七年というベテランタイプピストなんですけれども、職場では班長さんをやっております。その責任を果たすために残業しなくちゃならない。で、五十二年度の総収入が百五十六万二千一百円、当時の限度額は百三十三万

五千円なんですね。そうしますと、二十二万五千二百一円のオーバーとなりまして、十八万円の年金が停止されたわけです。ですから、A子さんの場合には、百三十三万五千円までで働くのをやめておれば、十八万円プラスした百五十一万五千円の生活ができたんです。しかし、班長としての責任感から一生懸命百三十六時間の残業をしまして、百五十六万二千一円、つまり国の基準より四万五千二百一円だけ豊かな生活——これ豊かであるかどうかわかりませんが、こういう生活生活ができたということなんです。本人は、自分の責任で働いたのだから自分の働いたお金で生活しましたと、これはけなげにも言っています。

方もオーバーするんです。たまたまこういう難病を持っているために診察、治療に行くために年金が打ち切られないぐらいの額を働く、こういうことなんですネ。

ここで一番問題になりますのは、いわゆる障害者が、今年度の場合百五十八万円を一回でもオーパーすれば三十六万あるいは二十四万円というのはもたえなくなるんですね。生活の実感、経済実感として、働いて得た収入、これは勤労意欲とのバランスが非常に問題になると思うんです、この場合は、で、福祉というものは、身体障害者福祉法の第一条の「目的」、第二条の「更生への努力」、第三条の「国、地方公共団体及び国民の責務」等々いろいろあります。これらと照らし合わせても、また心身障害者対策基本法第六条「自立への努力」の精神と照らし合わせても、さらに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」の要綱の

○政府委員(木暮保成君) 現在の所得制限は、本人で言いますと二百八万円一本でございます。で、それを超えますと福祉年金が出なくなるということになるわけでございます。で、いまのお話を解決するためには、二百八万という下にランクを幾つつかくるということをすることになるんだと思うんですが、まあ仮に下にかなりランクをつけましても、それぞれの段階で問題が出てくることは避けられない。もう一つ問題なのは、二百八万の下にランクをつけますと、たとえば百万までの方はいまと同じ二万円出すと、しかし百五十万の場合には一万五千円と、二百八万の人には一万円というような年金額の方も小刻みにしなければならぬ。事務的な煩瑣の問題もあるわけなんです。ございますが、制度的にもそういうような問題が出てくるのではないかというふうに思います。

○下村泰君 全国各地の授産所とか福祉工場でいま働いていらつしやる方々が、いま私申し上げたように一円でもとにかくオーバーすると年金を抑えられるということで、本人がいろいろ工夫しているんですよ。たとえば昇給を辞退する人、それから欠勤をわざととする人、それから残業を拒否する人、こういうような心理状態にこういう方々を追い込むということは、果たして先ほど申し上げましたような福祉法にうたわれている精神にのつとめるものであるかどうか、これは問題じゃないかかと思うんですよ。せっかく厚生省の方でもいろいろいると思うふうのために工夫をしてくださつて、こういうふうにして皆さん自立してくださいよ、こういうふうにして更生してくださいよという方法は与えながら、その意欲を削り取るといふ、これは仏つくつて魂入れずというような形になるんじゃないかと思う。それは眞の私は厚生省のやり方じゃないかと思うんですよ。少なくともそういう方々に対して、温かい国としてこれだけのあんな方に手を差し伸べているんですよ、その方たちをまたそれに甘えることなく一生懸命やろうとしてゐるのに、こういうふうなために自分で昇給を辞

退るとか、欠勤をして調整するとか、あるいは残業を拒否するとか、こういうような心理状態を与えて果たしていいものかどうか、厚生大臣どうでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) たまたま先ほど私は、同等の障害を持たれる方の中でその所得の状況等で刻みをつくる方法も理論的には考えられるけれども、これも実際にはなかなかむずかしいんじゃないだろうかというのを申し上げました直後にその御議論が展開をされたわけでありすが、私は理論的には下村さんの言われるようなことは一つの考え方としてあると思うんです。ただ、実行上これは私は対応は非常に困難だろうと、むしろいまの御議論を聞いておりました私が感じましたのは、先ほど局長が、たまたま昨年の予算編成の際の議論と、また本年度の予算編成の場合の議論を例にとりまして、いわゆる扶養義務者の所得制限の方なら、それは局長、次長クラス給料の方々のところから上の方にがまんをしていただくが、むしろ本人所得の方にその分を積みまして、本人所得の所得制限そのものを引き上げていく方向が厚生省として考えるべき方向ではないかと思うというのを申しました。私も同様の考え方で対処すべきものであって、むしろその刻みをつくって二段階も三段階も——逆さに言えばこれは二段階も三段階も調整して制限をかけるということにもなりかねないわけでありすが、逆にむしろ本人所得制限を引き上げていくことに私は厚生省としては努力すべきではないかと思ひますし、またそういう方向を目指したいと私は考えております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちよつといま正式な名前を忘れましたが、心身障害児の扶養共済保険制度というものは現在も動いております。ただ、その内容がまだ十分に成熟をしておらないという問題点がありまして、なおその制度の改善を私どもは考えていく責任はございますが、制度的にはそういうものが動いております。ちよつと児童家庭局におきまして、正式な名前は後ほど御報告をさせていただきますと思います。

○下村泰君 時間が来ました。これで終わりにいたしますけれども、とにかく、橋本厚生大臣もそういうお子様を抱えになつていらつしやるところの間ちらつと承りました。幸いに私とのうち……

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私の方は親がそうでありまして、私が抱えられていた方でありまして、

○下村泰君 そうですか、大臣が抱えているわけじゃないんですか。私は幸いに、三人とも少し薄らばかではありますが大変丈夫なせがれを持っておりますので、そういう親御さんたちの御苦労がよくわかります。したがって、一生懸命やらせてはいただいておりますけれども、ひとつ今後ともそういう方たちのために、とにかく血肉の通つた行政をやつていただきたいことを要請いたしまして終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○柄谷道一君 年金制度の抜本改革の方向につきましては、十一日に年金問題の集中審議が予定されておりますので、改めてその際に質問をすることといたしまして、本日は国民年金に限って若干の質問をいたしたいと存じます。

○下村泰君 それから、たとえば御両親が健在で、そして十分に働き得る、先ほどからのお話にも出ていますけれども、そういう御両親がそういう障害児のお子さんを持つた場合、幼児から、たとえば二十歳の成年期まで年金として積み立て、これを厚生省がお預かりして、まあ厚生年金と同じように預かつて、そして国の方から今度は支給してみるなどという制度というのはいまありません。

私の持つております資料によりますと、国民年金の被保険者の数でございますが、制度が発足しました昭和三十六年の千八百二十四万人と対比いたしますと、五十一年には二千六百四十六万人、四五五の伸びを示しております。しかし、これを私なりにこの被保険者の伸びを推定いたしますと、一つは任意加入者がふえてきたということがその一つの要因であらうかと、こう思います。第二には、制度発足当時は五十歳以下の者だけを適用いたしました。そのために年々被保険者の年齢の上限が一歳ずつ延びることによる被保険者の増加であつたと思ひます。

そこで、この国民年金保険制度が本来予定をいたしました二十歳以上六十歳未満の者が強制被保険者になり終つた昭和四十六年を起点といたしまして、五十一年までのこの六年間強制被保険者が一体どれだけふえたかということを調べてみますと、それは千九百九万人から二千万人にふえたこととまでなっております。したがって、私はこの被保険者の伸びというものは、今日までの状態はむしろレアケースであつて、制度が本来的に充足した以降は横ばいといひますか微増といひますか、そういう傾向を示しておると、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(本郷保成君) 御指摘のとおりだと私も思つております。

○柄谷道一君 そういたしますと、逆に昭和三十六年から五十一年までのこの十五年間、厚生省の統計によりますと、二十歳から五十九歳までのいわゆる労働人口と、こう言われる人々は三二%増加いたしております。にもかかわらず、いま局長が御答弁されましたように強制被保険者の数は横ばいを続けているということになりますと、これは推論、推定いたしますところ、この間高度経済成長時代が続きましたために、いわゆる第二次産業を中心とする被用者保険の方にこれらの人口は吸収をされてきたという判断は間違ひがないと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(本郷保成君) 御指摘のように二十歳から五十九歳までの人口は、昭和三十六年を一〇〇としますと、昭和五十二年に一二二になつております。厚生年金の被保険者は、三十六年を一〇〇といたしますと五十二年は一六二ということ、二十歳から五十九歳の人口の伸びをはるかに超えて伸びておりますので、ほとんどは厚生年金にふえた部分が吸収されているんじゃないかというふうに私も判断いたします。

○柄谷道一君 そういたしますと、これは国民年金の財政的立場から見ると、これは国民年金も、逆に現在減速経済時代に入つてきたわけでございます。高度経済成長時代はそうのように被用者保険の方に相当吸収されたわけでございますけれども、今後減速経済下、一体被保険者の数がどう推移をたどると推定されておるか、これをお伺ひします。

○政府委員(本郷保成君) 将来の産業構造の変化というのはなかなか見通しはつきにくいわけでございますが、私どもなりにこれまでのトレンドで将来を推計をいたしておりますが、それによりまして、国民年金の被保険者のうち強制グループが現在二十万でございますが、これが八十五年になりましてほとんど同じというふうな推計が出るわけでございます。一方厚生年金につきましては、五十二年の段階で二千四百万人ぐらゐの被保険者がいるわけでございますが、これは昭和八十五年の時期には三千百万ぐらゐになるんじゃないか。従来のトレンドからの推計でございますので当然とも言えるわけでございますが、やはり厚生年金に被保険者の増が見られ、国民年金の場合には二千万の台で強制被保険者は横ばいになるんじゃないかというふうに思ひます。

○柄谷道一君 すると、年金の成熟度を見るといふ意味における分母ですね、分母はいま局長が言われましたように若干の微増はあるでしょうけれども、約二千万人台、現在の被保険者数が、これは強制被保険者でございますが横ばいをしていく、分母は余り大きな変化がないという推定はわかりました。すると、今度は分子の方でございます

す。現在拠出制老齢年金受給者の数は昭和五十一年度で三百三十七万一千人、こういう数値が出ております。それでは、この分子に当たる受給者の方ですね、しかもそれは拠出制老齢年金に限りましてどういう推移をたどると見通しておられますか。

○政府委員(木暮保成君) 国民年金の場合でございますが、老齢年金の受給者は現在大体四百万程度でございます。それも若干ずつふえてまいりまして、仮に昭和八十五年で申し上げますと七百万程度になるかと思ひます。で、それに対しては被保険者でございますが、強制被保険者、任意加入被保険者を合わせまして現在二千七百万人程度でございますが、これは昭和八十五年になりまして、先ほどの御指摘のように二千八百五十万ぐらいと百万程度しかふえないわけでございます。この分母、分子で見ますと、現在老齢年金受給者が被保険者に占めるパーセンテージは一五％程度でございますが、分母が大体横ばい、分子がふえてまいりますので、だんだんだんだんふえてまいりまして、昭和八十五年の時期で申しますと、そのパーセンテージは二四・五％ぐらいになるんじゃないかというふうに推計をいたしております。

○柄谷道一君 八十五年の数値はいま言われたとおりだと思いますけれども、その内容をさらに分析をいたしますと、昭和六十年代に入るときまでは、いま言われましたように強制老齢年金の受給者の数はふえていきますけれども、そのころからベースを落としてまいりまして、ほぼ六百万人の台に達する七十年代以降は、受給者の数もまた横ばい傾向を続けていく、そういうふうに判断して間違いないわけですね。

○政府委員(木暮保成君) 御説明を少し簡略に過ぎましたけれども、御指摘のように、昭和六十年代に受給者は六百万人の大台に乗りまして、それから微増になるという傾向でございます。

○柄谷道一君 老齢年金の受給者を仮に五十二年を一〇〇といたしますと、厚生省が年金基本懇に出されました統計によりまして、厚生年金は七

一〇、それから船員保険が四九六、共済組合が二八四と昭和八十五年ぐらいにはふえていく。これに比べて、いまの御説明でございますと二〇〇をちよつと割る程度でございますね、五十二年を一〇〇とすると、私の方の試算では一九三程度の伸びになると、こう思ふんです。で、そこまでふえたらほぼ制度がここで成熟のピークに達しまして、それから横ばい現象を続けていく、そういう理解でいいですね。

○政府委員(木暮保成君) 御指摘のとおりだと思います。

○柄谷道一君 そうなりますと、いま局長が言われましたように、成熟度の問題も、現在の約一五％の成熟度が二四％程度に八十五年にはなる。これはほぼ倍に成熟度はふえるわけでございますけれども、それがその後は分母も分子もさして大きな変化はないということですから、国民年金の成熟度はおおむね二四・五％、それで将来の国民年金の展望を考えればいい、こういうことですね。

○政府委員(木暮保成君) そういう実態だということに私も思っております。

○柄谷道一君 といったしますと、これは大臣、いままでの質問を全部組み合わせてみますと、国民年金という視点に立つて問題を考えますと、いわゆる中期的、いわゆる昭和六十年ぐらいまでは相当の問題点が出てくるであろうと、しかしこの十年という視点から見れば問題は生じてくるけれども、それ以上の長期的展望というものに立つと、これは他の厚生年金、船員保険、共済年金とはまた異質の姿が出てくるわけでございます。で、早く成熟しておるうちに早くその成熟のピークに達するということがいまの質問の中で明らかになつたわけでございます。すると、年金制度基本構想懇談会は、年金制度の成熟に伴う費用負担の増大ということを非常に強調されておるわけでございますが、これはあらゆる年金を全部含めてのいわゆる総論でございます。しかし、国民年金は、いま申されましたようないわゆる十年以内が勝負と、こ

ういうことになってくるわけですね。で、私は、他の年金制度の抜本改革、これはこれから真剣に進められなければならないが、早く問題があらわれ、早く問題が終結していくであろうというこの国民年金について、他の年金との総合検討の関連の中で、一体どういう位置づけを行つてこれから国民年金の改正検討というものが行われていくのか、これらについて、他の年金制度と成熟度を非常に異にいたしておりますので、大臣の一応の基本的な国民年金に取り組む姿勢をお伺いいたしたい。特に他の年金制度との相違というものを踏まえた上での御所見を承れば幸いです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 非常に専門的な数字の上からの御議論でありまして敬意を表しますけれども、私はいまの柄谷さんの御指摘、数字を詰めていかれた上から出てきた結論については多少考え方を異にしております。と申しますのは、これはお互いに国会としても議論をしてきた一部の責任はあるわけでありまして、私も国民年金というものが、年金制度の根幹の一つとして国民に定着することを願ひながら従来から制度の推進を図つてまいりました。その過程において、給付水準を昭和四十年代において相当程度大幅に引き上げはしてきたわけでありまして、ある程度政策的に、政府としてもそうでありました。また国会の意思としても、これは私も与党の当時理事として衆議院側で議論に参画をしておりましたけれども、給付水準の引き上げに比して保険料水準というものはある程度政策的に抑えてきた、そういう経緯が従来あつて今日の状態になつておるわけでありまして、そういった点で、構成する人口比から議論をすれば確かに柄谷さんの御指摘は間違つておりません。ただ、同時に老齢年金の受給者数そのものは、六十年代以降その増加率は落ちていくわけでありまして、同時に現在の受給者というものが拠出期間二十五年未満の経過の年金の受給者でありますから、今度は六十年代に期間を満了されたいわゆる二十五年以上の加入期間のある標準的な年金を受給される

方々が発生し出しますと、当然そこでも給付費は増大を始めるというわけでありまして、年々の収支を均衡させるだけでも、従来、制度になつていただいたためにある程度給付水準を大幅に上げたがらも保険料水準を抑えてきたということから、現在すでに国民年金の財政というものは非常に逼迫しておりますので、将来においてもやはり相当程度の保険料水準の引き上げというものは必要になるだろうと、私もそのように推定をいたしております。しかし、それもまた必要なことでもあらうと考えております。

○柄谷道一君 私のお伺いしましたのは、財政的視点から厚生年金に關しては受給開始年齢の引上げ、これは是非これから議論するとして、それが示唆されているわけですね。ところが、現に国民年金の方は六十五歳でございますから、それを何といひますか、緩衝帯にするという財政措置は、事国民年金に關してはできないということはいままでの質問で約二十年ぐらいの期間をかけて漸次経過措置を講じながら長期財政計画をつくつていこうと、こういう方針である。ところが国民年金の方は、近々この十年以内の中に大きな変化があらわれてくるということですから、厚生年金の抜本改革と国民年金の抜本改革というものを、制度の成熟度の現状とか、それから現状、それから展望、こういったものを含めてみると果して同一ピッチでやつていっていいものだろうかという疑問が一点出てくるわけでございます。私も経過年金のことはこれから引き続いて質問することといたしますけれども、いまの点について私質問したわけでございますので、ひとつ大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変申しわけありません。数字を煮詰める上から出てくる御結論として敬意を払いながら聞いておまして、多少視点を間違えて御答弁を申し上げたやうであります。それは確かにいまのような成熟のピッチというものを比較すれば、それは柄谷さんの言われ

るような問題点が出ますけれども、同時にその保険収支の上からいいますならば、過去の政策的に抑えてきた水準というものが後代負担に残っておりまして、問題の所在としては私は実は同じようなものがあるかと思うんです。ただ、国民年金独自の問題としては、まさにいま触れられました経過年金及びその経過的な年金としての色彩を持つ福祉年金、この取り扱いをどうするかということ、これは国民年金における妻の任意加入を今後どう位置づけるのか、これは個人の年金権を中心に物考えるのか、世帯単位の年金を基本に考えるのかという部分にも触れる問題であります。こうした問題点の論議が必要であることは間違いないと思います。いま私どもは五十五年再計算を目標としておりますけれども、その中において、妻の任意加入の制度までは五十五年の再計算において考え方を固定してお示しをすることができると進める自信がございませんけれども、少なくとも経過年金、福祉年金を含めた経過的な年金のあり方につきましては、関係審議会等の御議論を拝聴しながら厚生省として独自の考え方というものをやはり五十五年再計算に合わせて国会に御提示をしなければならぬと考えております。目下鋭意検討している最中でありまして、○柄谷道一君　そこで、五十五年の厚生年金の再計算期に、体質は違いますが、何らかの形で国民年金の方も抜本改正の第一段には着手しなければならぬだろうと大臣の言われることは、これはそのとおりだと思ひ、現在の国民年金の実態を考えれば、厚生年金だけ先発して国民年金ができていくということは、これは許される状態ではない、これは当然そう思うんです。そこで、その五十五年再計算に当たって国民年金の抜本改正を検討していこうとする場合に、いろいろ問題はありますけれども、私は大きな問題は二つあると思うんです。一つは、いま大臣も言われました経過年金の水準引き上げの問題でございます。大臣はいろいろところでわが国の年金水準は国際的に見ても遜色がない、こういうことをよく言われております。しかし、これはいわゆる長期加入を前提とした、いわゆる公約ベースの水準であるわけでございまして、国民年金では現実には五十年年金、十年年金などの経過年金がその大勢を占めておるわけでございまして、大勢を占めておるというか、いまそれしか支給されてないわけですね。それからさらに無拠出の老齢福祉年金がございまして、こういう経過年金的なものはないという老後の生活を保障するという名に値しない水準である、これはもう大臣よく理解されているところだと思ひます。そこで、それらの経過年金を今度引き上げることになりまして、一つの問題点としては、国民年金も他の公的年金と同様に拠出期間の長さに応じて年金額を計算するといういわゆる年数加算制を採用いたしておりますから、経過年金の引き上げは当然全体的な水準を今度またブッシュして、押し上げていく、こういう波及効果を繰り返していくわけですね。そこで私は、そういう副作用というものを余り真剣に考えたら経過年金の水準は余り上がらない、経過年金の水準にある程度老後の生活保障的な要因を強化しようと思ひ、これがいわゆる年数加算制の国民年金全体を押し上げてしまふ、こういう非常にむずかしい問題にこれは直面していくと思ひます。そういう点を解決するための一つの発想として生まれておりますのが、いわゆる基礎年金構想といいますが、いわゆるナショナルミニマムの確立といいますが、そういう従来の年金制度とは一つ別個のといつてはどうかわかりませんが、一つ例外に置いてのナショナルミニマムによる経過年金的な人々に対する生活保障制度の拡充という発想がそこに生まれてございまして、もうこれは審議会等で十分検討される問題でございまして、いま申し上げたいのは、わが国が主張しております基礎年金構想と、いわゆる経過年金水準引き上げと、さらに年数加算制の問題、この三者を、じやどう御理解され、認識され、対応され

ようとしておるのか、これはまあ今後の国民年金、特に経過年金に関する基本的問題にかかわってまいりますので、現在の大臣の所信を明確にしたいだければ幸いだと思います。○国務大臣(橋本龍太郎君)　かつて民社党の方々が参画をされて、いろいろな学者の方々等を集めて御研究になった時代において、まあ今回基本懇から答申を出されたような現行の制度存続を前提にして体系をつくらうというふうなお考えも私も拝見をいたしておりました。そして、その後民社党としてまとめられました基礎年金構想、これは私も拝見をいたしましたし、またその目的とするところにおいて、今後の年金制度、国民年金制度というものを考える場合一つの意義のある御提案だったと私も受けとめております。ただし、今回私どもは、基本懇に作業をお願いをし、そうした御意見等を十分参酌をし、参考にさせていただきながら研究をいたしました。参考にした結論として、やはり現行制度からの円滑な移行というふうなことを考えてまいります。やはりその基本的なものとしましては現行の社会保険方式というものを骨組みにせざるを得ないというふうなお答えをしようだいをいたしました。そして、そういう個別制度が存続することを前提にしなから、それぞれの制度の中において各制度が横断的にバランスのとれた給付体系の整理を行うという方向をしようだいをしておるわけでありまして、まあ私も基本的にはこうした方向を踏まえながら、今後段階的、計画的に各審議会等の御意見など伺いつつ年金制度の改革に進んでまいりたいと、こう考えておるわけでございまして。その中において、いま御指摘になりました経過年金、また福祉年金を含めたいわゆる経過年金といふものの位置づけというものは、これはネグレクトして通るわけにはまいりません。これについては確かに経過年金を大幅に引き上げるといふことは、巨額な財源をどのように調達するかというふうな問題ももちろんあるわけでありまして、それについては基本懇の方でも新税の導入による

一般財源の拡充でありますとか、あるいは各公的年金制度による共同負担等新たな財源措置についての検討をせよといふことを御指摘をいただきながら、まあ本来的な年金のバランスとか、あるいは長期的な年金財政への影響等十分考えながら進めていけといふような御指摘をいただいているわけでありまして。これらの経過年金の水準というものが、ある意味では国民年金全体の給付水準の設定を今後どうするかという問題と深くかかわっているわけでありまして、私も私としては、これは非常に慎重に取り組まなければならない課題であると考えておりますと同時に、先ほども申し上げましたように、五十五年の再計算時において、当然厚生省として一つの考え方を示しをしなければならぬ課題だと考えておりました。むしろ今後積極的な御協力をいただきながら、私どもの考え方というものをまとめて世に問うていきたいと、それがいまの率直な気持ちであります。○柄谷道一君　私は基本懇の言っておられますいわゆる各種年金間をバランスをとる調整するという観点から見れば、いま大臣の言われたような一応方向が出てくると思ひますけれども、もう一つ考えなければならぬことは、年金とは老後のいわゆる所得保障であるというこの一点ですね、しかも、その経過年金の水準がきわめてまだ低いと、これも一つの現実なんです。したがって、その制度論として年金を一体どうするかということと相並行して、いわゆるその老後生活保障のナショナルミニマムを一体どうすべきなのか、その観点から、いわゆる経過年金といふのは短期的なものです、永久に続くわけではないんです。その別途の観点からこの経過年金的なもの水準というものを配慮する、当然そこには財政措置といふのが必要になっていこうと思ひます。現在の既存の概念で、いわゆる年金制度の中の一つとして位置づけられた経過年金という視野からすれば、どうして私は思ひ切ったこの水準引き上げは不可能ではないかと、こう思えて仕方がございませぬ。まあその点、ここで大臣もまだ視野

をお持ちでないということなのでございますから、深い議論ができないのはまだ残念でございますけれども、私の希望としては、そのような視点からこの経過年金問題が今後厚生省内部においても真剣に検討されることを期待いたしますし、私もまた今後機会を得ながらこの問題についてはさらに深く意見を申し述べていきたいと、こう思うわけでございます。

そこで次に、第二の問題点は、いわゆる被用者の妻の国民年金に対する任意加入の問題でございます。現在七百万人を超える規模の加入者があることと承知いたしておるのでございますけれども、今後長期の加入期間を満たしまして、任意加入者がいわゆる受給者になるという事態が生まれてくるわけでございます。そこで、現在の世帯単位で構成されている年金制度と、個人単位で構成されている国民年金の将来のあり方を一体どうするか、これはまあ一つ大きな問題として横に置くこととして、具体的にお伺いするんですけれども、その場合ですね、いわゆる現在任意加入で入っているという被用者の妻、これが老齢年金を支給されるようになる。しかし、その場合も、現在の厚生年金の遺族年金、これは現在では両方併給されることになるわけでございましょう。これが後退するということはありませんね。将来問題は別ですよ。いま入っているものは当然今後併給されるべきもの、これがいままでの権利が後退したり制限されたりするということはないということを確認したいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) もし現在のそのまの体系で議論をしますならば、それは後退ということはありません。これは申し上げられると思います。同時に、現実に国民年金の任意加入で、妻の方々がすでに七百万から八百万に近いほど任意加入をしておられるという実態は、いかなる状態があるかとこれを無視するわけにはまいらないと思います。ただ同時に、遺族年金のあり方そのものに私は検討のメスを入れないと考える

ておるわけでありまして、御承知のように、基本懇答の答申の中においても、ヨーロッパ並みの水準を考えると、言いかえれば遺族年金イコール二分の一という考え方はだめだと、それに、むしろ単身になったからといって一遍で生活費が五割になるわけではないんだから、六割なり七割なりというものを目標にしようということを言われておるわけでありまして、この遺族年金の形が変わっていきました段階においては、私は当然やはりその中で何らかの調整措置というものを必要とする場合は出てくるであろうと思っております。現在の体系そのままであれば後退ということはありません。しかし、遺族年金のあり方に変更に加わり、言いかえれば単身者の年金というものが従来の性格と変わってまいった場合においては変更はあり得ると私は思います。

○柄谷道一君 現在のこの七百万人を超える被用者の妻の任意加入、一体それは何の期待があるのかということになりますと、自分も要件を満たせば国民年金による老齢年金が受けられる、で、夫が健在であればこれまた厚生年金等の被用者年金からその年金の支給が受けられ、かつ、仮に主人が亡くなっても遺族年金の支給があると、まあこれは現在の年金水準の低さにもよるわけでございまして、自分はいま許された国民年金への任意加入の道を選びたいと、私はそれがもう率直な任意加入者の意思だと思っております。またそれによって生涯設計はなされていると思うんです。で、いま大臣が言われますように、制度が変われば調整あり得るということになりますと、現在それを前提に任意加入している者の期待権という点からいいますと、これは大きな問題を生じてくるのではないかと、こう思うんです。その点いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いや、そういう問題点がありますから、その五十五年再計算時までに私どもとしては国民年金の妻の任意加入について結論めいたことを申し上げる自信がないと私も申し上げております。ただし、柄谷さん大変スマートに御表現になるわけでありますけれども、実は年金懇答から答申をいただく段階にも、このころ妻は夫の長生きより年金の拡充されることを望むんだからと、夫の方よりも年金の方が頼りなんだからというふうな話さえ実は出てきたぐらいの話でありまして、制度のやはり都合のいいところだけを妻の年金権として永代不変のものにするというわけには私にはなかなかいえないと思うんです。そしてまた、国民年金の任意加入による妻の年金権というものを、それだけで議論をすればその他の問題にもいろいろな波及は出てくるわけであります。大変これはしかられるかもしれないが、年金制度全体を見直していく中において、妻のその任意加入に際してだけ特別扱いにするわけには私はいかないのではないかと。遺族年金が動き、基本的に年金の構想そのものが変化していく過程においては、当然やはり何らかの検討はさせていただくべきものではないかと思っております。ですから、最初にお答えをいたしましたように、基本が現在のところであり、後退はしません。しかし、基本が変更されれば検討させていただくことはあると思っております。申し上げたわけであります。

○柄谷道一君 まあこれ議論しておつてもしょうがありませんけれども、そこまで大臣が突き詰めていかれますと、なぜそれでは被用者の妻の任意加入制度を認めたのかと、そこまでさかのぼって議論しなければならぬわけなんです。よくは、そのいままでの法及び制度の欠陥というものを今後こう直していくんだと、だからいままで期待しておつたものは全部その調整の中で埋没してしまうんだということ、余りにも私は權威のなさ過ぎることではないかと思うんです。それは将来永劫不変ということではなくて、現在の法律によって入っているというものに對しては、よくは制度の改正とは別個に何らかの経過措置、いわゆる特別措置というものが当然検討されてしかるべきであろうと、こう思います。その点も含めて余り問題を安易に——こんなことは決してないと

は思いますが、ただ理屈の上だけで割り切るといふのではなくて、なぜ任意加入制度が設けられたのか、なぜそれに期待して入つておるのか、こういう歴史的な経過というものを、来年再計算時の中に十分生かした厚生省原案でなければ、私はこの問題はまた大きなネックにぶつかるであろうということを、これは強く指摘いたしておきたいと思つております。

時間が参りましたので質問終了いたします。
○国務大臣(橋本龍太郎君) いま柄谷さんから御指摘をいただきました問題、本日ずつと各委員からちようだいをして御意見とともに今後の参考にさせていただきたいと思つております。ただ、それだけの問題があることを私どもも承知いたしておりましたから、明年度の再計算には妻の任意加入の問題は答えを出すことが無理だと申し上げたわけでありまして、その無理だと申し上げておりますものを突き詰めて聞かれますと、まさにおっしゃったとおり、なぜ最初にそういう制度をつくつたのかの論議をしなければならぬわけでありまして、私どもとしては、そういう点にまだ結論を出しておりませんので、そこまで突き詰めた議論を本来なら控えたいところでありました。ただ理論的に言えば、いま申し上げたような点があることは御理解をいただき、その上でどうすれば一番円満な状態でこの問題に対処できるかをともに考えをいただきたいと、そのように考えております。

○委員長(対馬孝且君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(対馬孝且君) 御異議ないと認めます。本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(対馬孝且君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋

本厚生大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により特別手当、健康管理手当、保健手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図つてまいつたところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の増進を図るため、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行おうとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は特別手当の改善であります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります。この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を現行の月額三万三千円から五万四千円に引き上げ、その状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額一万六千五百円から二万七千円に引き上げるものであります。

改正の第二点は健康管理手当の改善であります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者で特別手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この健康管理手当の額を現行の月額一万六千五百円から一万八千円に引き上げるものであります。

改正の第三点は保健手当の改善であります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内に

おいて直接被爆した者で特別手当または健康管理手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この保健手当の額を現行の月額八千三百円から九千円に引き上げるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十四年八月といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。衆議院において特別手当、健康管理手当及び保健手当の額に修正が行われたところであり、

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(対馬孝且君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員向山一人君から説明を聴取いたします。向山君。

○衆議院議員(向山一人君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、特別手当の額について、月額五万四千円を六万六千円に、月額二万七千円を三万六千円にそれぞれ引き上げること。

第二に、健康管理手当の額について、月額一万八千円を二万二千円に引き上げること。

第三に、保健手当の額について、月額九千円を一万円に引き上げること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(対馬孝且君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、港湾労働法の一部を改正する法律案

一、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

港湾労働法の一部を改正する法律案

港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(調整)

第三十一条の二 手当の支給を受けることができる者が、その支給を受けることができる日に、

一、雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働求職者給付金に限る)、船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又は国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第一項若しくは第二項の規定による退職手当(以下この条において「求職者給付等」という)の支給を受けることができる場合において、その手当の

日額が求職者給付等の日額(その者が自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、雇用保険法第十九条第一項(国家公務員等退職手当法第十条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に基づく退職手当の支給の条件として従うべきものとされる場合を含む)又は船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき減額して支給する求職者給付等の額。以下この条において同じ)を超えるときは、当該手当の日額から当該求職者給付等の日額を控除した額の手当を支給し、当該手当の日額が当該求職者給付等の日額以下であるときは、手当を支給しない。

第三十五条第三項中(当該事業主が、その月に、雇用保険法の規定による日雇労働被保険者である日雇労働者を港湾運送の業務に使用するため雇用して労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という)第十条第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額を控除した額)を削る。

第五十九条を次のように改める。

(雇用保険法の特例)

第五十九条 登録日雇労働者に対する雇用保険法第四十二条の規定の適用については、同条第二号中「三十日以内」とあるのは、「二月以内」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前の日に係る雇用調整手当の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前において港湾労働法第九条第一項に規定する登録日雇労働者(以下「登録日雇労働者」という)があつたことがある者に対する雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第三章及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という)第三章の規定の適用については、その者が登録日雇労働者であつた間は、雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者であつたものとみなし、その者が登録日雇労働者として港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送(以下「港湾運送」という)の業務に従事するために雇用された日(同法第三十一条第一項の規定による指定に係る港湾の登録日雇労働者であつた者については、その者が同条第四項の期間内において公共職業安定所の紹介により港湾運送の業務以外の業務に従事するために雇用された日を含む)については、政令で定めるところにより、徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)が納付されたものとみなす。この場合

において、施行日前にその者に支給した雇用調整手当は、雇用保険法第三章第四節の規定により支給した日雇労働者給付金とみなし、施行日前に港灣労働法第三十二条第二項の規定に該当した者は、雇用保険法第五十二条第三項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第五十二条第三項の規定に該当したものとみなす。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。

（特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正）

第二条 特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、療術の制度化促進に関する請願（第二〇六一号）

一、労働基準法改悪反対等に関する請願（第二〇六二号）（第二〇六三号）（第二〇六四号）（第二〇六五号）（第二〇六六号）

二〇六五号）（第二〇六六号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（第二〇七五号）（第二〇七六号）

一、国立腎センター設立に関する請願（第二〇七七号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二〇七八号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（第二〇八〇号）

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第二〇八一号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二〇八二号）（第二〇八三号）（第二〇八四号）（第二〇八五号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（第二〇八六号）（第二〇八八号）

一、個室付浴場（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第二〇九一号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二〇九二号）（第二〇九四号）（第二〇九五号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願（第二〇九七号）（第二〇九八号）

一、元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願（第二〇九九号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二一一〇号）（第二一一六号）（第二一一七号）

一、救急医療休日夜間診療体制の確立等に関する請願（第二一一七号）

一、全日本鍼灸マツサージ師会の法人認可に関する請願（第二一二四号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二一二九号）（第二一三一号）（第二一三二号）（第二一三三三号）

一、元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願（第二一三五号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二一三七号）（第二一三八号）（第二一三九号）（第二一四〇号）（第二一四一号）（第二一四二二号）

一、個室付浴場（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第二一四四号）

一、療術の制度化促進に関する請願（第二一四七号）（第二一四八号）（第二一四九号）

一、元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願（第二一五二号）

第二〇六一号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 福岡市中央区唐人町二ノ四ノ一 五 吉田寅雄

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇六二号 昭和五十四年四月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都立川市羽衣町二ノ二六ノ一 三 宅満外九十七名

紹介議員 小笠原貞子君

労働基準法改悪に反対するとともに、男女平等の実現を図るため、当面次のように措置されたい。

一、生理休暇の廃止や、深夜業、時間外、休日労働、危険有害業務等の禁止や制限の撤廃など、労働基準法改悪を行わないこと。

二、現行の産前産後休暇を各八週間（多胎妊娠の場合は十週間）に延長し、有給で保障すること。

三、妊娠中の母性保護措置（時差出勤、通院時間、つわり休暇など）を労働基準法に明記し、有給で保障すること。

四、労働時間週四十時間、年次有給休暇二十日を全労働者の最低基準とし、賃下げなしで労働時間を短縮すること。

五、現行労働基準法に基づいて深夜業、交代制労働に従事している労働者には、労働時間短縮、有給休暇の増加など特別措置を設けること。

六、職業病を多発させている職種従事者の労働条件、休息時間、作業量、休日などについての基準を設け、労働密度を規制すること。

七、男女差別（採用、雇用形態、仕事の配置、賃金、昇給昇格、昇進、研修訓練、退職制度、定年など）を禁止する法制度を確立し、行政指導を強化すること。

八、労働基準法、労働安全衛生法違反をなくすため、労働基準監督官を増員し、労働行政を民主的に強化すること。

理由

労働基準法研究会「報告書」の提言は、今日の婦人労働者の実態を無視し、男女平等の名の下に労働基準法を改悪し、大幅な労働条件の低下をもたらすものである。いうまでもなく、雇用における男女平等は、単なる形式的な平等にとどまらず、人間としての尊厳に基づき実質的な平等として確立されなければならない。そのためには、すべての婦人労働者が健康に働き続けることによつて、それぞれの能力を発揮し、社会発展に貢献できるように、不当な男女差別の撤廃と併せて、母性保護を拡充し、労働条件全般を大幅に引き上げること、少なくとも国際的な水準に高めることが緊急に必要である。

第二〇六三三号 昭和五十四年四月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原五ノ一一ノ四 萩原由美子外七十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

第二〇六四号 昭和五十四年四月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平七ノ三九ノ一 川路紀美子外四十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

第二〇六五号 昭和五十四年四月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都北区王子五ノ二ノ六ノ八三

二 菱田昌子外六十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

第二〇六六号 昭和五十四年四月十三日受理

労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市備後一、八七八ノ

二 佐藤文子外百四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二〇六二号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十四年四月十三日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区下倉田町八二五ノ三

三 大和田光男外九百二十六名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇七六号 昭和五十四年四月十三日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 福島市矢剣町一八ノ一八 矢内清

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇七七号 昭和五十四年四月十三日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 石川県金沢市三ノ口新町一ノ二ノ一

八 出口啓三

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第二〇七八号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 山形県酒田市駅東二ノ六ノ二 菅

原実

紹介議員 安孫子摩吉君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇八〇号 昭和五十四年四月十三日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都調布市緑ヶ丘一ノ四ノ九

佐藤春夫外五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇八一号 昭和五十四年四月十三日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 山梨県甲府市北新二ノ七ノ一 宮

田明外百八名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二〇八二号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 札幌市豊平区豊平七条一〇丁目

和田千代外一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇八三号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願(四通)

請願者 札幌市白石区平和通七丁目北四

一 木南勝美外三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇八四号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願(四通)

請願者 千葉県香取郡大栄町横山一三〇

越川エツ外三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願(四通)

請願者 北海道旭川市末広三条一ノ九六ノ

一三八 服部寅三外三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇八六号 昭和五十四年四月十三日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 神戸市須磨区友が丘二ノ一〇二

松栄義人外五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇八八号 昭和五十四年四月十四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町久保一、九八

〇ノ四 清原信昭外百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇九一号 昭和五十四年四月十四日受理

個室付浴場(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町 岡桂外十四

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第二〇九三号 昭和五十四年四月十六日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 札幌市白石区川北一条一ノ一、〇

三七 今井久雄

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇九四号 昭和五十四年四月十六日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 北海道旭川市大町三条六丁目 高

井花子

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇九五号 昭和五十四年四月十六日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 千葉県八日市場市入山崎二一 依

知川浩明

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二〇九七号 昭和五十四年四月十六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 福岡県田川市西区会社町大浦 岩

崎朝吉外二百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇九八号 昭和五十四年四月十六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 東京都江東区東野川二ノ二一ノ

四 樋渡清一外五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二〇九九号 昭和五十四年四月十六日受理

元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願

請願者 山梨県甲府市城東三ノ四ノ一三

山本辰男外二百四十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第二一〇五号 昭和五十四年四月十七日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 北海道深川市五条九ノ二八 原田
正雄外三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一〇六号 昭和五十四年四月十七日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 千葉県印旛郡八街町八街に一二
〇 新宮殿

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一〇七号 昭和五十四年四月十七日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 札幌市豊平区豊平三条七丁目 長
谷川守

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一一七号 昭和五十四年四月十七日受理
救急医療休日夜間診療体制の確立等に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議員 遠山作助

紹介議員 長谷川 信君
近年における交通事故あるいは人口の老齢化による
傷病者、心筋こうそく等の増加に伴い、これら
傷病者に対する迅速かつ適切な医療を行うための
体制の整備が強く望まれている。これら体制の整
備については、逐年、充実が進められていること
ろではあるが、施設設備、情報システムの整備、
医療従事者の確保などその需要に十分対応できな
い実情にある。よって、緊急の危険から国民の生
命と健康を守るため、救急医療休日夜間診療体制
の確立及び医療の体系的な整備を更に促進するこ
とに、施設整備費、運営費などについて、十分
な財政措置を講ぜられたい。

第二一二四号 昭和五十四年四月十七日受理
全日本鍼灸マッサージ師会の法人認可に関する請
願
請願者 栃木県足利市板倉町四七七ノ五
社団法人栃木県鍼灸マッサージ
指圧師会会長 鈴木正一

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第二一二九号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 札幌市豊平区豊平四七条七丁目 平
石蔵外二名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三一号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 札幌市豊平区豊平三条七丁目 平
野久

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三二号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 千葉県香取郡大栄町横山一三〇
越川静江

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三三号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 北海道上磯郡上磯町七重浜町二三
二 七尾勇治外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三五号 昭和五十四年四月十八日受理
元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請
願

請願者 埼玉県岩槻市加倉一、五四〇 中
山幸外三百八十四名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第二一三七号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 神奈川県相模原市南台五ノ一三ノ
八 赤倉豊子外一名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三八号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(七通)
請願者 大分県竹田市君ヶ園六九 渡部竹
男外六名

紹介議員 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一三九号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(十二通)
請願者 大阪府柏原市大泉三ノ一二ノ二
三 上田康外十一名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四〇号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目
国方勝治外三名

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四一号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(十通)
請願者 千葉県印旛郡八街町ほ二三四 鈴
木昭一外九名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四二号 昭和五十四年四月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(五通)
請願者 奈良市学園朝日元町二ノ五五九ノ
一四 戸田倉太郎外四名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四四号 昭和五十四年四月十八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎一ノ二〇ノ一
六 和田弘之外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七一三号と同じである。

第二一四七号 昭和五十四年四月十九日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 千葉県銚子市妙見町一ノ四七〇
永井正

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四八号 昭和五十四年四月十九日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 札幌市豊平区豊平四七条七丁目 高
辻昇

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一四九号 昭和五十四年四月十九日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 北海道士別市東一条三丁目 中原
義信

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一五一号 昭和五十四年四月十九日受理
元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請
願

請願者 山梨県中巨摩郡八田村榎原七九
四 村田綱子外二百十五名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

五月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、療術の制度化促進に関する請願(第二一六〇号)(第二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二二六五号)(第二二六七号)(第二二六八号)
一、療術の制度化促進に関する請願(第二二六九号)

一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二二七〇号)(第二二七一号)
一、元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願(第二二七四号)(第二二七五号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二二七七号)
一、療術の制度化促進に関する請願(第二二七八号)(第二二七九号)
一、元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願(第二二八二号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)
一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二二九六号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二二九七号)
一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二二九九号)
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二三〇〇号)(第二三〇一号)(第二三〇三号)(第二三〇四号)

第二二一六〇号 昭和五十四年四月二十日受理

療術の制度化促進に関する請願(二十通)
請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ四
二 村瀬正三外十九名
紹介議員 浅野 拉君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二二六一号 昭和五十四年四月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 福井県小浜市東城内 宮本光夫外三名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二二六二号 昭和五十四年四月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 札幌市豊平区豊平七条七丁目 大竹進外一名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二二六三号 昭和五十四年四月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 千葉県富津市絹二 白石幸久外一名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二二六五号 昭和五十四年四月二十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 京都府乙訓郡大山崎町円明寺山田一ノ四三 湯浅俊彦外四百七十三名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二六七号 昭和五十四年四月二十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

請願者 静岡県島田市大津通八、三一七ノ三 荒井淳太郎外五百四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二六八号 昭和五十四年四月二十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 神戸市灘区東通五ノ二ノ一二 中田恭司外五名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二六九号 昭和五十四年四月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(十通)
請願者 広島市光が丘一ノ四 半川昭雄外九名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二二七〇号 昭和五十四年四月二十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願(六通)
請願者 北海道美瑛市東五条北一丁目 萬總子外一万六百四十五名
紹介議員 丸茂 重貞君
社会的に、経済的に、また精神的にも安定した生活が営まれるような「寡婦福祉法」の制定と、関係諸法諸施策を一日も早く実施するよう図られた。

理由
昭和三十九年七月、母子家庭の「母と子」の福祉を図るために、その基本法として「母子福祉法」が制定され、母子家庭の福祉はこれによつて法律としてよりどころができ、色々と福祉の行政措置が行われてきた。しかしながら、「母子福祉法」による母子家庭とは、配偶者のいない二十歳未満の子を持つものをいうのであつて、それ以外の寡婦は法の対象とされず、冷たくあしらわれているのである。長年の子育てに疲れ果て、子は成人したとは

いいながらもまだ、親を背負つてゆく力に乏しく、また、核家族化が増加している激変の世の中で、一人独居の寡婦として年老いてゆかねばならない母、なお、老人福祉法の適用を受けるには程遠いこのような寡婦の福祉こそ、法律によつて、守られなければならない。また、行政は法律をよりどころとして行われる。したがつて、行政が行う福祉の措置は、それにかかわる福祉の基本法がなければならぬ。今日、「寡婦対策の確立」が叫ばれて久しいが、激動してやまない社会経済不安の中で、「母子福祉法」の域を離れた寡婦の生活は、余りにも困難と、不安定な時代を迎えているのである。

第二二七一号 昭和五十四年四月二十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願
請願者 島根県美濃郡四見町上四見 齊藤綾外二千六百九十名
紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二二七四号 昭和五十四年四月二十一日受理
元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願
請願者 東京都墨田区押上一ノ四一ノ二 清和夫外七百三十二名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第二二七五号 昭和五十四年四月二十三日受理
元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡八田村野島一、八九一 中島紀外百七十二名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第二二七七号 昭和五十四年四月二十三日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第七号 昭和五十四年五月八日【参議院】

三七

する請願

請願者 北海道小樽市奥沢三ノ一二ノ四
田中榮三外四百七十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一七八号 昭和五十四年四月二十三日受理
療術の制度化促進に関する請願(五通)

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ二ノ一
二 黒沢賢一外四名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一七九号 昭和五十四年四月二十三日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 山形県酒田市相生町一ノ六ノ五
茂木忠明

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第二一八二号 昭和五十四年四月二十三日受理
元満州開拓青年義勇隊員の処遇改善等に関する請願

請願者 和歌山市鳴神二四八ノ三一 大谷
政雄外三千五百九十九名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第一一五四号と同じである。

第二一八五号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ二八ノ二
菅野登志智外三十名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一八六号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 東京都板橋区成増二ノ二八ノ二
菅野登志智外三十名

紹介議員 三木 忠雄君

請願者 東京都中野区南台二ノ一五ノ一
六 林善三郎外七十五名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一八九号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 静岡県島田市幸町二、一二ノ一
五 赤堀昌作外四百九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一九〇号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺二、
二六一 谷内富三外五名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一九一号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内三ノ一六ノ四
五 下谷寛四郎外九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一九六号 昭和五十四年四月二十四日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願(二通)

請願者 長野県岡谷市今井一五岡谷市母子
福祉会内 高木富美子外千五百八
十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二一七〇号と同じである。

第二一九七号 昭和五十四年四月二十四日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 岡山県倉敷市児島下の町九ノ一二
ノ一〇 服部恭一外百九十九名

する請願

請願者 岡山県倉敷市児島下の町九ノ一二
ノ一〇 服部恭一外百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二一九九号 昭和五十四年四月二十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区今池町一ノ八ノ一
四サンセンタービル内 杉山千佐
子外五千三百二十一名

紹介議員 片山 基市君

一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、
死没者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に
制定すること。
二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没者遺族等の
全国的調査を国の責任において実施すること。

理由

先の大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数
の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受
け、又は死亡したが、戦後三十三年これらの戦争
犠牲者とその遺族に対しては、なんらの援護も行
われていない。

第二二〇〇号 昭和五十四年四月二十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願(二通)

請願者 岡山市宮浦一、一五五 井上勘太
郎外千名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十四年四月二十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 千葉県松戸市秋山一六ノ一 小
林かおり外百二十六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十四年四月二十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 東京都世田谷区池尻四ノ二三ノ一
一 斎藤国男外五十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十四年四月二十五日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關する請願

請願者 大阪府東成区玉津二ノ一五ノ二
六 桑島信一外二百五十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和五十四年八月一日から施行
する。

2 昭和五十四年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

第五号中正誤

ハシ 段 行

誤

正

≡ ≡ 終わり
≡ から

加えて

かえて

第七部

社会労働委員会会議録第七号

昭和五十四年五月八日

【参議院】

昭和五十四年五月十九日印刷

昭和五十四年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K